

事務局側

常任委員会専門 辻 啓明君

本日の会議に付した案件

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第二十一回国会内閣提出)
- 国際緊急救助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第二十一回国会内閣提出)
- 国際平和協力業務及び国際緊急救助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を開会いたします。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急救助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力業務及び国際緊急救助業務の実施等に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○尾辻秀久君 おはようございます。このような質問初めてでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まず、昨日のことであつたこととさせていただきますので、総理にお尋ねをさせていただきます。

それは、総理は、昨日のこの委員会での竹村先生とのやりとりの中で、自衛隊は、まず国連から要請があつて、紛争当事国から要請があつて、さらに周辺の国の同意があつて行くのであつて、そういう条件が整わなければ出かけていくことではないというふうにお答えになったのでありますが、私は、受け入れ国と紛争当事国の同意のみ、このように理解をしておりましたので、紛争周辺国の同意まで必要なのか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) どうも失礼いたしました。実は昨日、PKOに参加いたしますためには、

紛争関係者の同意が前提となるということをお願いするつもりでお答えをいたしましたわけでございますけれども、正確に条文を見ずに申し上げました。条文によりまして、第六条一号は、「国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意」とございまして、ただいま尾辻委員の言われることが正確でございます。昨日竹村委員に不正確な御答弁をいたしましたので、改めて訂正をいたします。おわびをいたします。

○尾辻秀久君 ありがとうございます。安心をいたしました。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

急を要しておりますカンボジア問題から質問をいたします。

東南アジア最大の不安定要因であったカンボジア問題は、昨年十月のバリ会議において和平協定が調印され、十三年に及ぶ紛争に終止符が打たれ、カンボジアでは国連による平和維持活動が本格化しつつあります。

私自身、この連休に、大変に駆け足ではありますが、カンボジアを訪問し、プノンペンを中心に現地の事情を見てまいりました。三月に明石特別代表のもとで国連カンボジア暫定機構、UNTACの活動が正式に開始されるとともに、国境の避難民の帰還も始まり、和平が現実のものとなったカンボジアでは人々は大変活気にあふれておりました。とはいっても、明年に予定されている選挙及び新政府の樹立に向けてカンボジア各派の軍の武装員解除、選挙準備など課題は山積しています。

そこで、今後の具体的なこうした動きについて、政府はどのように見通しておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(丹波實君) 先生御承知のことかと思ひますけれども、このUNTACの設立に当たりまして、国連事務総長が安全保障理事会に對しま

して一種の展開のスケジュールと申しますか、計画の表を出しております。それによりまして、一番重要な時期は六月、七月、八月、九月でございます。その意味は、六月からその四カ月にかけて、停戦監視、武装の解除あるいは軍隊の収容の監視、それから武器の引き渡しといったような非常に重要なことがこの六、七、八、九の四カ月で行われまして、それを受けまして選挙の登録が始まるということになっております。

その期間、三月の三十日から先生が今おっしゃった難民の帰還が始まっておりまして、全体で三十六万とか七万とか言われておりますけれども、この難民がスムーズに帰還してこまきまに選挙人になるわけでございますので、そういう軍事部門でのスムーズな活動、それから難民の帰還ということが非常に大きな柱になるかと思ひます。それを受けまして、来年の遅くとも五月までには選挙を行うということになってございまして、その間いろいろな問題があるかと思ひますけれども、これまでのところUNTACは一応順調に活動を始めたとおることであらうかと思ひます。

○尾辻秀久君 そのとおりだろうと私も現地を見て思ったのでありますが、そこであえてでありますけれども、一つだけお尋ねをさせていただきます。それは今回、私、かつてボル・ポト派がプノンペンを治めていたときに、ボル・ポト派の残虐な行為を後世に伝えるためというんでしようか、博物館と言つておりましたけれども、ボル・ポト派が反対派の人たちを収容して拷問し虐殺をしたところを見てきたわけでございます。そのとき私は率直にこれはアウシュビッツだと思つたのであります。本当に同じだなど、こう思ひました。

そのときに感じたこと二つあるんですが、一つは後ほど質問させていただきますとして、そのとき思ひましたのは、こういうものが残つていて、これほどの憎しみがあつて、このクメール・ルージュを入れた和平というのが本当に進むのだろうか、

大変難しいのではないかと申したのが私の率直な感想でありまして、政府はどのように見ておられるか、お答えください。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 実は、私も二度ほど見に参りました。うわさには聞いておつたが、そういうようなことでは到底人心を取らんすることはできない。思ひ出すと今から十年、十二年ぐらい前ですか、私が経済関係として中国を訪れたときに、当時、趙紫陽総理それから鄧小平さんがおりました。ボル・ポト派に中国は援助をしておるようだけれども、ボル・ポト派に幾ら援助をしてもあのような大量虐殺をした政権に援助をするということとはどぶに金を捨てるようなものじゃないかと言つたところが、大変御立腹でもなかつたけれども、余りいい顔をしませんで、結局、ベトナムの勢力がカンボジアにこれ以上波及しないことが大事なんだであつて、カンボジアが中立の非同盟の国になるのであるならば、それは何も資本主義だつていいし、シアヌークさんだつていいし、だれだつていいんだというようなことを言つたことを今さら思ひ出すんです。

結局、武力だけではなかなか人心というものは取らんできない。そのためにボル・ポト派が帰つてくるということに対する民衆の不安が一方には非常に強い。しかしながら現実には武器弾薬を持つている実力派のボル・ポトグループというものを除外したのではカンボジアの平和は成り立たない。こういうようなところではいろいろ苦心の結果、それはそれとして過去はある程度水に流して、それで各派がそれぞれの勢力に均衡した形で連合の政府と申すか、それをつくつてやろう、SNCの中にもそれぞれ全部入つて、余り昔のことばかり言つたではないつまでもこれは内戦がやまないというところで現在に至つたという歴史だと私は思ひます。

今後どういふような情勢になるかわかりませんが、しかし、とりあえずは現状をどうしていくかというところにみんなが力を合わせる以外に方法はないんじゃないかという感じを受けていま

す。

○尾辻秀久君 実は、私も現カンボジア政府の高官に同じ質問してみたいです。クメール・ルージュが和平を受け入れるかどうか、そしてまた国民がクメール・ルージュを受け入れるのだろうか、そう聞いてみましたら、その高官は、自分は楽観主義者だからと断った上で、極めて楽観的というか、何とかなるさということを言っており、また、私もそのように望みたいと思います。

そこで、最近のカンボジア情勢との関連において、UNTAACが現在どのような活動状況にあるのか、また、今後どのような見通しにあるのか、その際、例えば中国やドイツ、スイスのような国はどうしているのかを含めてお伺いをいたします。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。

私たちが承知いたしておりますところ、国連は、全体として五十四カ国に対してその要員の派遣ということを要請したと聞いております。しかし、結果的には、私たちが現在承知をしておりますところ、三十六カ国がその要員を出すことになったと、なる予定であるというふうに承知いたしております。

現在のところ、実は五月の一日に追加的な事務総長の報告が現状について出ております。それによりまして、四月末現在では軍事要員が三千六百九十人集まった、それから、数字で出ておりますのはもう一つ文民警察ですが、百九十三人集まったというふうにその事務総長報告では出ております。

ちなみに現在の軍事要員ですけれども、歩兵部隊、全体では十二カ国が出てきますが、現在のところ現実に展開しておるのはインドネシアとマレーシア。工兵部隊につきましてはタイとニュージーランド、ニュージーランドは地雷の訓練部隊ですが、それから中国が四百人の工兵部隊を出しておる。それから航空輸送部隊につきましてはフランスが出ておる。通信はオーストラリア。医

療部隊はドイツ。ロジ部隊はカナダ。それから軍事監視団が十九カ国から出ておるといふように承知いたしております。

先生が今御質問になられたスイスにつきましては、医療部隊を出すこと承知しておりますが、何人出すかという点については現在話し合いが行われておるといふふうに承知いたしております。

○尾辻秀久君 今のお話を伺っても、まさに日本がいけないのかおかしな状況でございます。

このように、UNTAACの活動が開始されることに伴い、国連の関係者やUNTAAC受け入れ国のカンボジアの要人等、日本に対する期待についてさまざまな発言が最近報じられるようになりました。特に、三月十一日、衆議院のPKO特別委員会に参考人として出席された明石特別代表は、UNTAACには中国も含めて軍事部門には三十三カ国、文民警察部門には四十七カ国の参加が計画されているが、その中に日本の国名がないのは寂しいと述べておられます。

しかも、私がUNTAACの本部に参りましたときに、ある幹部は、UNTAAC自身がまだ予算も含めて極めて危ない綱渡りをしているんだ、しかも、もし万が一ここでUNTAACが失敗したとカンボジアの人たちが判断をしたらもう取り返しのつかないことになる、UNTAACといっても武力的には極めて弱い存在であるから本場に開き直られたらどうしようもないんだ、カンボジアがまた泥沼になるということを心配しておりました。

まさにそんな状況なんです、カンボジアにおけるPKOの活動に、国連及びカンボジア政府関係者は我が国からの要員派遣に具体的にどのような分野での期待を寄せているかについて、きのうも御質疑あったところでありまして、きょうも財政的支援の期待とあわせて政府が理解しておられるところをお伺いしたいと思います。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。

ただいまの明石代表の言葉でございまして、私には実は先週の水曜日に明石代表にお目にかかりましたけれども、その際、明石さんが言っ

ておられたのは、アジアの中で日本が参加していないことが非常に目立っている、ASEANをとると参加していないのはブルネイだけだ、それからあとは韓国と日本ぐらいなものではないかということ、明石さんが言っておられたことを御紹介させていただきますと存じます。

今、期待の問題でございまして、昨日も山崎大臣の方から御紹介がございましたけれども、私たちが例えば明石代表などの発言からあるいはサンダーソン軍司令官の発言などから承知しておりますところでは、日本に對しましては医療の分野あるいは通信の分野、輸送等の分野、そういった後方支援分野における参加、それから文民警察が足りなくて困っているというのをしきりに言っておられる。それから選挙監視の分野におきまして、その全体の二割に当たる百名程度の参加をぜひ得たいということも言っておられる。このこと、そのほか地雷の処理については、かつてはUNHCRの緒方さんも日本の地雷処理に期待するということも言っておられたことも御紹介させていただきますというふうに存じます。

○尾辻秀久君 今、政府のお話を伺ったわけでありまして、私が現地でお聞きしたお話も全く同じようなものでございました。当面必要な歩兵部隊は充足をしておるが、これも厳密に言うところまではできておるがという状況でございまして、みんな到着しておるわけではない。それ以外の輸送、医療等の後方支援部門については全く充足しておらず、これらの分野で日本の参加が期待されておるといふか、私の感じを率直に言わしていただくと、熱望をされておるといふふうに感じたのでございまして。

去る四月十五日、ガリ事務総長は北京において、PKFは既に構成されており、新たに他の国に参加を求める理由はないと発言をしたのでありますが、その後、発言の趣旨を明確にするための記者発表を行い、さらにブノンペンにおいても、真意が伝わっていないとして、PKF及び国連の活動における日本の部隊を歓迎する旨述べたもの

そういう趣旨があったと私は理解していますが、いかがでございましょうか。その辺のところをいま一度御説明ください。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。

ガリ発言につきましては、大体今先生がおっしゃったとおりではないかと思っております。私たちが最初に事務総長が北京で記者会見をされたときに、大体充足しておるといふことを言われましたけれども、彼が念頭に置いておりましたのは、十二カ国から集まってくる十二の歩兵大隊について、まさに今先生おっしゃったとおり、大体めどがついたと、その部門だけを念頭に置いて発言したわけでございます。先ほど申し上げた通信とか後方支援とか航空部隊とか、そういう分野については念頭に置いてない発言だったんです。しかし日本のプレスの報道は、あたかもUNTAACの分野全部がもう埋まったというふうな報道だったものですから、その辺はそういう意味ですかというのを聞いたのに対して、いや実はそういう意味で言ったものではないというのがブノンペンにおける記者会見だったと私たちは承知いたしております。

歩兵部隊そのものの分野につきましても、先生今おっしゃったとおり、それから先ほど私申し上げましたけれども、現在のところ十二カ国に對してめどはついたと。しかし、現実に出てきているのはインドネシアとマレーシアの二カ国でございまして、例えばアフリカのたしかガーナだったと思いますが、来ることにはなっていないすけれども、しかも六月の一日までに集まることになっていないんですが、いろんな装備、輸送、そういった問題があつてなかなか出てこれないというふうな状況があるわけで、そういった場合には、将来必要があればそういうところでも日本に頼みますというところもあわせて言ったのがブノンペンにおけるガリ発言であつたというふうに理解いたしております。

○尾辻秀久君 そこで、ここで地雷撤去のことをちよっとお尋ねしておきたいと思ひます。

その一つは、昨日の夕刊報道なんですけれども、タイのスタング首相が公明党の石田委員長との会談の中で、タイとしては日本の自衛隊が海外に出ることに何ら疑問を感じていない、そして、カンボジアのPKOにおいて地雷除去は重要な作業であり自衛隊が役割を果たすことが期待されていると、こう述べられたというのでありますけれども、実は、私が現地のUNTTACの本部で率直にお尋ねした話があるものですから、これとの関連でお尋ねするわけであります。

私もUNTTACの本部でそのことを聞いてみましたら、これはある方が言われたのであります。ある方が言われた話をそのまま申し上げますと、今地雷撤去、タイの部隊が七百人入っており、そしてやってもらっている、本当に申しわけない話であります。既に事故も出ている、こんなことでございました。ただ外国の、この地雷撤去の作業にはかの国の部隊に入ってもらった計画は今のところない。この後、このタイの部隊を中心にして五千人ぐらいのカンボジアの部隊にその能力を身につけてもらって、それから先はUNTTACが直接かわり合うことでもないだろうけれども、今度はカンボジアの部隊がみずから次の人たちにその能力を教えることによって総勢二万人ぐらいの部隊をつくってもらえばこの後の作業は何かとかなるのではないかな。

ですから、結論だけ言いますと、今のところUNTTACとしては、地雷撤去をタイ以外の部隊にお願いするつもりはないというお話もあつたんですけれども、タイの首相ですからやっぱり一緒にやってほしいという気持ちもあるのかもしれないが、その辺のところ政府はどのようにつかんでおられますか。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。基本的には、先生がお聞きになられたとおりだと思っております。まさに、七百人ぐらいのタイの軍人さんが地雷の撤去に今当たっておりますが、それに加えて、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、ニュージールランドが地雷訓練のた

めの要員を送っております。それに加えて、たしか国連はイギリスとイタリアからもそういう地雷訓練の要員を求めています。

これらの要員は、カンボジアの人たちに、まさに地雷除去のテクニックと申しますか、技術を教へ込んで、カンボジア自身が今度は地雷の撤去を行っていくという計画でございますので、少なくとも現時点では、タイ以外の外国に対して地雷撤去作業を要請するということは現時点では考えてない、私たちがそういうふうには承知いたしております。

○尾辻秀久君 いずれにいたしまして、一日も早い我が国の要員派遣が求められておるのであります。

そこで、UNTTACへの要員派遣時期についてお尋ねをしてみたいのであります。その前に、私が現地の声として耳にしたことをもう少し御紹介をさせていただきます。

ラズメーさんというシアヌーク殿下の官房長にお目にかかったのであります。この方は、シアヌーク殿下初めカンボジアの要人は皆日本の自衛隊にぜひ来てほしいと願っている、それももう一日も早く来てほしいんだと、こういうことであります。また、UNTTACの幹部は、率直に言って六月にも予定されるUNTTACの第二展開のときまでには来てほしいのが正直なところなんだと、こう言っておりました。

UNTTACに我が国が要員を派遣しても、時期を失するとまたどろろ各国よりは結局何ら評価されないことになりかねません。我が国が意味のある人的貢献を行うためにはいつまでに要員を派遣する必要があるのか、このことにつき政府の認識を伺いたいと思っております。このことについては、社会党もどのように見ておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。先ほど私、地雷の撤去の問題につきまして、現時点ではということと二度繰り返して申し上げます、現したけれども、何せ一説では三百万とか四百万の

地雷の問題でございますので、今後の作業いかんでは再び外国に頼むこともあるべしという意味を込めて、二度そういうぐあいに現時点でということとを繰り返したことを申し上げさせていただきます。

それから、いつまでということでございますが、先ほどの事務総長報告にありますUNTTACの展開スケジュールをずっと見ていきますと、先生も今おっしゃいましたけれども、軍事要員の収容と動員解除というのが非常に重要な中心的な活動の一つなのでございますけれども、それがこの六月、七月、八月、九月に行われると、これがピークでして、それから下がっていくという状況にあるものですから、もし日本が要員を送るということであれば、九月が最後ということではございませぬけれども、それ以降も活動は続きますけれども、ピークはここの秋ということとを念頭に置いて要員を派遣していけば一番UNTTACとしては歓迎すると思う、そういう状況ではないかというふうに考えております。

しかし、UNTTACの活動は来年の四月、五月の選挙を終えて、予定どおりいけば来年の八月ぐらいいまで続くわけですから、それまでの間は必要というものはずっとあり得るのではないかとこのように考えております。

○委員(野田哲君) 私どもの方では自衛隊の派遣を想定していませんので、文民について特に今急いで求められているのは選挙関係の指導、監視に当たる要員、それから文民警察、これが急いで求められておりますので、とりあえずは先遣隊として必要な人員、選挙関係でいえば十人ないし二十人、文民警官でいえば数十人、指導要員あるいは段取りをつくる要員として派遣をするのは早速にでも可能だ、こういうふうに考えているわけですね。そしてまた、今提案している形の法案が通れば、それによって随時必要な求められるものから早速にでも派遣をしていくことが可能である、こういうふうに考えております。

○尾辻秀久君 とにかく、さつきから何回も言っ

ておりますけれども、現地の声を一言で言いますと、一日も早く、これはもう全くそのとおりだろうと思えます。どうぞ、そのことだけは申し上げておきたいと思っておりますので、御努力をお願い申し上げます。

そこで、カンボジアは長年の戦乱により国土が荒廃し、基礎的なインフラが破壊されております。衛生状態も必ずしも良好ではない、そうした厳しい国内の状況にあるようです。私自身、現地を訪問して、こうした中でPKO活動を行う場合、端的に水や食糧、機材の調達等も容易ではないと思われました。こうした中で、UNTTACの活動に際してカンボジアの国内情勢からどのような困難があるというふうに認識しておられるか、お尋ねをいたします。

○政府委員(丹波實君) 先生おっしゃいますとおり、この十年以上に及ぶ戦火の結果としての現在でございますので、それからその地理的な状況その他からいたしまして、大変困難な状況下で活動を強いられるということだろうと思っております。具体的には、気象条件それから衛生の状況、例えば高温多湿であるということ、それからマラリア等の風土病が存在しているといったような問題。それからインフラが大変に残念ながら未整備である。この辺は今後日本がまさに助けていかなければならない問題だと思っております。インフラがこの内戦によって大変破壊されておる。住居、電気、水道、道路その他の施設が非常に不十分だということとございまして、まさにそういう理由のために国連は各国に対して、軍事要員を出して行く場合には六十日間分の自給体制を整えてほしいという条件を付している状況にあるわけですね。

それから三つ目に、治安状況が非常に不安定だということとございまして。カンボジアの場合、首都のみならず、さらに首都よりもっともつと状況の悪い地方における活動というものも求められている。かつその活動の期間が長期にわたる。例えば選挙の登録でございまして、これはことしの

秋に文民による登録活動が行われますけれども、ことしの十月、十一月、十二月と三カ月にわたって滞在して登録活動を行うという、そういう状況を考えますとなかなか容易ではないという印象を持つ次第でございます。

○尾辻秀久君 今のお話で十分なわけですが、もう少し申し上げますと、私が参りましたときも、日本大使館ですら用意された建物では電気とか水道とか早く言えばそんなことの関係で仕事ができず、事務所も大使館の皆さんも全員ホテル住まいでありました。まともに使えるのはそのホテル一つでございます。私ごとを言いますと、私も事前に予約しようと思いましたが予約を断られまして、野宿覚悟で行ったんですが、何とか一部屋あった、そんな状況でございます。

そんな状況ですから、医療、輸送、通信その他のロジ活動など、いわゆる非軍事部門というんでしょうか、そういう部門といえどもカンボジアの現状に対応できる十分な装備と訓練された要員でなければ求められる協力には行えないと感じました。すなわち、自衛隊が長年にわたって蓄積してきた技能、経験、組織的な機能を活用するしかないわけでありまして、社会党の言われる文民はすぐに派遣するには余りにも危険でありまして、また今から訓練するんだといえ、まさに泥棒見えて縄をなうの例えになるわけでございます。

重ねて申し上げますが、現実的に自衛隊しかないと考えますが、政府の認識を伺います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 常識的にそうでしょうね。

○尾辻秀久君 まさに私も常識的にそれしかない、そう思って申し上げたわけでございます。常識的でない方もおられるようであります。(「だれだ」と呼ぶ者あり) だれかと聞かれれば後ろとしか答えようがないのであります。

ことでございます。この派遣について御説明をお願いいたします。

○政府委員(川上隆朗君) 青年海外協力隊の派遣問題でございますが、先生御案内のとおり、昭和四十五年、協力隊員を全員引き揚げてから、これまでずっと中断状態にあったわけでございます。先般一月に経済協力の総合的な調査団が現地に参加しましたときに先方が受け入れ方を表明いたしました。これを受けて三月末から四月初めでございまして、青年海外協力隊の青木事務局長を団長とする調査団を本件につきましてカンボジアに派遣いたしました。協力のニーズ、それから特に治安状況、生活環境といったようなことを調査した経緯がございます。現在、早期派遣に向けて鋭意検討中という状況でございます。

他方、こういう一般隊員を新たに派遣する場合には、現在実施中の春の募集の系統というものが終了する八月以降に、八月上旬でございますが、それ以降に八十日間訓練を行う必要があるということでございますので、今次募集で隊員が確保できたとしても、カンボジアに対する派遣というのは早くとも十二月ごろにならざるを得ない。そういう状況でございますので、実はもう少し早く何とかならないかという発想から、政府といたしましては、短期の緊急派遣制度というのがございまして、若干名でございますけれども隊員のOB、OGという方々を早期に派遣しまして、先ほど申しました一般的な派遣が可能になる十二月までにデモンストレーション的な活動、あるいは後続隊員が効果的に活動を展開できるような予備調査といったようなことを活動として行うということも現在鋭意検討中、そういう状況でございます。

○尾辻秀久君 先ほど来申し上げておりますように、本場に現地の事情、いろんな援助を必要としておりますから、この青年海外協力隊についてもできるだけ早く送っていただいて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ただ、老婆心ながらといいますか申し上げておきますと、現地の地雷の危険というのは、これは極めて深刻な状況のようでございますし、今まだ新たに地雷を埋めるというのですか、埋めておるといふ情報すらあるわけでございますから、どうぞ隊員の皆さんに本当に事故のないように十分気を付けて派遣していただかないと申し上げておきます。

カンボジア問題の最後に申し上げますが、このたびカンボジアに参りました。きのう板垣先生も言われたのでありますが、行きの飛行機の機内は、たまたま隣に座っておられたのでありますが、カンボジアに中古の自動車を売りに行く方でありました。ホテルに着きますと、アンコールワットの観光客の皆さんがおられました。商売はします、観光にも行きます。しかしPKOはしません、これは国際世論絶対に納得はしてくれないと思えます。もう待たなしたと思えますので、それこそ一日も早く合意をしてカンボジア復興のお手伝いをする必要があることを申し上げておきたいと思えます。

続きまして、社会党案についてでございますが、社会党のお考えもこの際お聞きしておきたいと思えますのでお尋ねをいたします。

まず、通告いたしました御質問を申し上げる前に、昨日の板垣先生との質疑の中でちょっと私なりに確認をさせていただきたいと思うこと何点かありますので、それから先にお尋ねをしたと思います。

その一点は、きのう板垣先生がお触れになりました国旗、日の丸の旗についてでございます。私も現地でその話を聞きました。その話というのは、社会党の代表団というんですか調査団というんですか、の皆さんがぜひ日本の日の丸を掲げろと言われたという話を聞きまして、正直言ってしまうと、それこそ、そのことを板垣先生はお触れになったので、改めて、そしてきのうのことについては特にお答えもございませんでしたから、PKOに参りますと、どちらの肩であつたかは忘れられけれども、一方の肩にみんな国連の旗をつけていますね。一方の肩には自分の国の国旗

をつけています。いざ行つて、こんなことでごたごたするのもみっともない不幸な話でありますから確認をさせていただきたいんですが、やっぱり日本の場合には社会党がお考えになっておられる隊員も日の丸をつけて行かれるんですねという確認でございます。

○委員(野田哲君) きのう板垣先生の御質問のいうよりも、これは板垣先生の御意見として述べられて私が見解を述べる機会がなかった。改めて今御質問がありましたからお答えをいたしますが、私も社会党といたしましては、国籍、国家を表示する標識が必要であるというところは当然のこととして考えておりますし、航空機あるいは船舶等についてもその必要性、私どもは肯定をしております。その国をあらわす標識がスポーツの国際大会等を通じて現に日の丸が国際的な認識になっているということについても否定するものではありません。

ただ、この日の丸については、特に東南アジア、中国においては侵略のシンボルというイメージがいまだに消えていないわけでありまして、それについてきちっと払拭をする国会決議等の措置が伴うことによつて私どもは国旗というもののついて認めてまいりたい、このように考えて、その討議を今、党内でやっているわけでありまして、シャドーキャビネットでもそういう議論を高知で提起をしたことを発表されております。

私もよく誤解を受けるのは、日の丸と君が代をワンセットにして問題を提起されることについては私も同意できない。国の標識としてのそれが日の丸であるかどうか、これについては社会的にあるいは国際的にも必要だということも認めておられますが、君が代については私どもとしては今日の憲法の思想から妥当ではない、このように考えています。

○尾辻秀久君 この議論、ここで余りする場でもないで、これから一っだけ申し上げておきますと、現地でJVCというボランティアの皆さんにお会いしたんですが、やっぱり大変でしょうね。

危険でしょうねと、こういう話をいろいろしてました。その中で皆さんが一つだけ言っておられたのは、できるだけやっぱり日本人だとわかる方が安全なので、どこへ行くのでも大きな日の丸つけて行きますと言っておられたという話だけは御紹介をさせていただきたいと思ひます。

次に、確認させていただきたいこと三点ありますが、これはもう順次申し上げますので一括してお答えいただきたいと思います。

一点は、要員派遣について直ちにと言われたんです。きのうのお答えの中で、直ちにというのはやっぱり危険じゃないかなと思つたんですが、これどうですかという確認と、それからもう一つは、旧国鉄の職員をカンボジアに行つてもらおうというお話がございましたが、これの内容を少し御説明いただきたいと思います。それから自衛隊をくわがえという表現をなさいましたので、くわがえという表現の内容、いま一度お伺いしておきたいと思ひます。以上三点、確認させていただきたいと思ひます。

○委員以外の議員(野田哲君) 私どもの構想としては文民を派遣するというところでございますから、先ほども申し上げましたように、文民については法改正を必要としないで派遣できる分野が、先ほど言いました選挙とかあるいは警察官とかこういう分野であるわけでございますから、これは今でも派遣できるわけでありまして、それを今、全部の要望にこたえる人員を派遣するということではなくて、殺取りをするために、あるいは指導要員として先遣的な役割を持った者を必要な人員派遣することは直ちに可能だと、こういうふうにご考へております。

それから、旧国鉄職員ということに触れましたけれども、現地で一番求められていることの一つに鉄道の整備復旧、これが一番求められております。旧国鉄の職員、今はJRということになっておりますけれども、そのような指導的な技能を持った人たちがいるわけでございますから、その方々を活用することも考へるべきことではないか

ろうか、こういうふうにご考へて、それは指導要員としてです。

それから三つ目に、くわがえという言葉は適切ではなかったと思ひますが、要するに新たな機構、国際協力隊という機構をつくつてそこに移管をして、そつちに身分をかわつていただく、こういうことで申し上げた意味でございますので、御理解願ひたいと思ひます。

○尾辻秀久君 それでは、通告させていただいた質問をいたします。

まず、今度の法案をお出しになったときにその御説明の中で、国連の改組改革ということは何回も言われました。そこで、この内容、改組改革の内容をお示しいただきたいと思います。それから、特にその中で安全保障理事会の常任理事国になることについて、望ましいとか、もうその必要はないんだとか、どういふふうに見ておられるのか、含めてお答えいただきたいと思います。

○委員以外の議員(野田哲君) この点につきましては宮澤総理や渡辺外務大臣とも一致するところがあると思ひますが、まず第一に、現在の国連の中で私どもとしては改組すべきところとしては、国連そのものがやはり第二次世界大戦の戦勝国によって運営をするという状態がまだに続いている。そして安全保障理事会常任理事国が五つの国がずっと指定席のような形で運営に当たっている。この点はやはり安全保障理事会の機構、運営を改組して、世界の各大陸のバランスをとるとかあるいは経済的な状態についてもそれぞれバランスをとるとか、こういうふうな改組が必要ではないだろうか。そしてもう一つは、やはり戦勝国、敵国という理念がまだに続いている。この敵国条項というのは、やはりもうこの辺できれいにけじめをつけていくべきではないだろうか、こういうふうにご考へていくわけでありまして、

それから、平和維持機構については、紛争の事後処理だけではなくて、やはり予見された場合の事前の防止策とか、あるいはまた、これは日本政府からも提唱されておりますけれども軍縮あるいは

は武器の移動の禁止あるいは登録制度、核兵器の管理体制、こういう分野について国連の機能を、総会の機能、安全保障理事会の機能、事務総長の機能をもっと強めていく必要があるんじゃないだろうか。

それからさらに、今大きな課題になっている地球環境問題それから南北間の格差の問題、これに国連が有効にその役割を果たせるような機能を持つべきではないだろうか、こういうふうにご考へております。

○尾辻秀久君 お話を伺ひまして、極めて同じような認識であるということでございます。安心をさせていただきます。

そこで、この問題を論じておりますときに、アジアの各国が日本のPKO参加についてどのような見方があるかということでは見方が随分違うなと思つて聞いておるわけでございますが、確かにきくの言われたように、出かけていっても会う人がお互いに違つたり、人間でありますから相手が多々な人か知つていられるという方もニュアンスもちよつと変わつてくるというふうなこともあつて、お互いに受け取り方が違ふのかと思つたりもいたします。

そこで、ただちよつと気になりますのは、平成三年十二月五日のこの委員会で矢田部先生が、「フィリピンでは、ここに御紹介をいたしますが、一昨日上院に、このPKO法案に批判をし、自衛隊の海外展開に重大な懸念、憂慮を表明する」という決議案が上程をされました。これはいづれ可決をされる見込みです。シンガポールも同様です。と言われたんですが、私は気になりましたのでこの後調べてみたんですが、私が調べられた範囲では、フィリピンは可決もされておりましたし、シンガポールにはそのような事実があったのかと思ふものですか、このことだけはお教へをいただけませんか。

○委員以外の議員(野田哲君) フィリピンの上院で日本の自衛隊の派遣についての反対の決議案が上程の手続をとられたことは間違ひのない事実で

あります。それからその問題が採択されないままに今選挙戦に入つておまして、そのままになっている、こういう状況でございます。事実上は、そこで、私どもとしては、それが上院で決定に至らなかったからその懸念は全く消滅をした、こういうふうにご受けとめることは少し事態を甘く見るのではないだろうか、やはり国会にそういう決議案の上程の手続がとられたということはそれなりに重く見なければいけないんじゃないだろうか、こういうふうにご考へております。

○尾辻秀久君 シンガポールはどうですか。

○委員以外の議員(野田哲君) シンガポールにはそのような事実はないというふうにご受けとめております。

○尾辻秀久君 ここでいろいろお言葉を返すようなことは申し上げるつもりありませんけれども、いやしくもこの委員会の中で可決される見込みだとかシンガポールも同様ですと言つておられるわけでありまして、言葉は正確でありたいな、こゝろをどう考へておられますか。

今お話のように、可決されないからまるつきり心配ない、無視するということだと決して私も申し上げておるわけじゃありません。ただ、本当に可決されるような状況なら極めて深刻だと私も思ひましたので大変な気分をつけて見ておつたんですが、今のところ可決されるような状況にはないと私は判断しておりますので、深刻さの受ける度合いだということだけを申し上げておきたいと思ひます。

次に、これはぜひ野田先生の率直な御意見をお聞きしてみたいと思ひまして、私ももう率直に申し上げます。

先ほど申し上げたあのボル・ポト派の残虐な行為を博物館といつて残しておるところ、先ほど申し上げたとおりであります。私を案内してくれた人が言つていましたけれども、ボル・ポト派というのはインテリを徹底して嫌つたようでありまして、英語をしゃべれば殺す、フランス語がしゃべれば殺す、これでも足らずにもういよいよ、眼

鏡をかけてりやインテリだから殺す、こゝまでやつたようでありませう。そして、殺し方も極めて本当に残酷な殺し方をしております。

そこで、私がその場で率直に思いましたのは、そういう状況にあるということを承知の上で中国はボル・ポト派を支援したわけでありませう。百も承知の上でそれを支援したんです。そして今、工兵隊を四百人か送っております。それはそれでいいんでしょけれども、その中国に日本がP K O 参加は慎重にしてほしいと言われなきやならぬのかと正直に私はそう思うんですが、先生いかがお感じになりますか。

○委員以外の議員(野田哲君) 中国のカンボジアへの支援というのは、先ほど御説明がありましたけれども、P K O の中のP K F の分野では、工兵隊という表現が使われましたが、施設関係の部隊だと。それと停戦監視、こういうことで、兵力引き離しとかあるいは武装解除とかそういう軍事部門は参加していない。これは私は賢明な措置だといふふうには思っているわけでありませう。

そこで、その中国が日本に対してあのような慎重な対応を求めるといふことについての発言は、いかにものか、こういうことでございませうけれども、これは私から中国の首脳部の発言をかれこれ申し上げる立場にはないわけございまして、中国は中国としてのカンボジア政策について、あるいはまた日本に対する対応措置として述べたものでありますから、言及は避けたいと思ひます。

○尾辻秀久君 率直な御意見をお聞きしたいなと思つたんですが、お避けになりましたので仕方ありません。

それでは次に、皆さんの言つておられる非軍事、文民、民生ということでお尋ねをしたいわけでございますが、率直にこのP K O 全体の中で非軍事、文民、民生がどのぐらいの割合を占めるかなど。私に言わせていただくと、それは余りにも割合が小さいのではないだろうかといふふうに思ふわけでありませうが、これはいろんな計算の仕方もあると思ひますので、きのうなどはたしか九

割と一割というふうな話が出たように記憶いたしておりますけれども、社会党の言つておられるその非軍事、文民、民生だけで全体の中でどのぐらいの支援はできるんだといふふうに思つておられるかお聞かせください。

○委員以外の議員(野田哲君) これは尾辻先生も現地へ行つて見られたようでございますけれども、私どもとしては、私どもがどのぐらいの割合の仕事ができるか、役割が果たせるか、こういう点について数字的に何割であるとかいふふうなものには正直に言つて持っておりません。しかし、文民の分野で果たす民生的な役割というのは、今後のカンボジアの民生の安定、国民生活の向上、そして経済の発展には基礎的な分野でかなり長期にわたつて効果をもたらす分野であるといふふうに考へておりますので、ここはやはり各方面でしっかりとやつていかなければいけない分野だ、こ

うふうには考へております。

○尾辻秀久君 十分と考へるか不十分と考へるか意見の違いなんだろうと思ひます。

そこで、まさにこの法案審議のポイントだと私は理解しているんですけれども、このP K O に対する日本の貢献の中で、P K F から逃げて国際世論は許してくれるのかどうか、ここだと思ふんです。それで、私なりに議事録読み返させてもらいますと、恐らく社会党のお考えというのは、平成三年十二月二十日に堂本先生が我が党の合馬先生の質問に対して、「そこは軍隊が出せる国が、申しわけないけれどもやつていただく、そのことの方が日本としてはきちんと整合性がつくと思ひております。」と答えておられるんですが、その辺が集約されたお考えなんだろうと私は理解をするわけでありませう。

そこで、申しわけありませんが言つて、私は国際世論はいいですよと言つてくれない、村八分に遭うんじゃないかなと思ふんですが、社会党はどういうふうなことを思つておられるか、いま一度お尋ねしておきたいと思ひます。

○委員以外の議員(野田哲君) 軍事的分野を受け持たなくても、民生の分野、文民をできるだけ派遣してインフラの整備とかあるいは可能な限りの援助を行つていけば、私は国際世論の中で日本が孤立することはないだろう、こ

ういうふうに思つておりますし、また、その場合には日本の憲法の規定というものを各国に対して十分理解を求めるような活動も必要ではないか、こ

ういうふうに考へております。

○尾辻秀久君 申しわけないがと言葉をお使ひになつたのは社会党のお答えの中でございませうので、そのことは申し上げておきたいと存じます。

そこで、私もよく遺骨収集にも行くんです。そうしますと、場所によっては本

当に軍隊の護衛がついてきます。ひどいときにはゲリラとの撃ち合ひがあつたこともあります。遺骨収集に行つてもそんなことなんですね。ペルーのあの悲惨な事故は記憶に新しいわけでありませうし、文民で本

当に安全の確保ができるのかと私は思つておられますが、文民の安全確保について本

当に大丈夫なんだといふふうに考へておられるか、お尋ねをいたします。

○委員以外の議員(野田哲君) 残念ながら、今世界各国で日本人、あるいは日本人だけではなくて各国の人たちも、予想しないような危機に見舞われることが往々にしてあるわけございませうから、私も文民を派遣して一〇〇%安全なのか、こ

う言われれば一〇〇%と答へることはできないと思ふんです。

ただ、政府の今の原案によつても文民によらないければならぬ分野があるわけですね。選挙の指導、監視、あるいは行政の指導、それから警察行政の指導、こ

ういう分野はこれは自衛隊の役割から外してあるわけ、文民によつてやつていく、こ

ういうことになつていくわけですね。それから、今お話がありました海外青年協力隊も派遣をされる。あるいはまた現地にも、私の聞いてるところでは約百人ぐらい今ボランティアの方が活動されて

いる。これはやはり、自動車の整備とかあるいはまた飲料水の供給のための井戸を掘るとか、こ

点はやはりよく考えていかなければならないことだ、こういうふうに思うわけです。

それから、掃海艇業務の問題につきましては、私はさほど評価する行動であったとは考えておりません。

○尾辻秀久君 余り時間もなくなっておりますから先を急がせていただきたいと思いますが、きのうから国論二分という言葉を使われておられるので、そこでお尋ねしてみたいんですが、このたびの読売新聞の世論調査では、自衛隊の派遣を六八％の人が容認しております。これを見ても国論二分というふうにお感じになりますでしょうか。

○委員以外の議員(野田哲君) 新聞社やマスコミその他調査機関でいろいろな調査がありますから、読売の六八％だけをもって国論二分ではないという評価にはならないと私もは受けとめております。

○尾辻秀久君 いろいろ意見の違いが浮き彫りになったと思いますので、後の皆さんがまた質問をしてくださると思っておりますから、社会党に対する質問は以上とさせていただきますかと思っております。

そこで、残された時間、政府に率直にお尋ねしてみたいと思うことが一つありますので、それをお尋ねするんですが、この議事録を読み返してみても思ふんですが、国連のPKOというのは国連憲章やなんかでしっかり決まったものではない、長い積み重ねで、まさに積み重ねででき上がった原則がある、そのように理解をいたしました。

その原則と、今度は日本がこのたびPKO法案をつくるに当たって五原則ということを行いました。改めて五原則と言ったので、どうもその日本の五原則だけが突出しているような印象を私自身も最初持ってしまったんですが、どうもしよせん何かほとんど同じものではないかと思ふんですが、その辺をどう理解すればいいのかということ

をお尋ねいたします。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、国連のPKO活動は長年にわたりまして蓄積された経験に基づく基本的な枠組みにのっとって進められていっているものでございまして、今回の法案はこのようなPKO活動の実態には十分配慮して作成されたものでございます。我が国のPKO活動への迅速かつ実効のある参加がこの法案によって可能になると確信している次第でございます。

今御指摘のいわゆる五原則につきましては、派遣の終了、業務の中断及び武器の使用といった部分につきましては、我が国の独自の立場が確かに反映されておるわけでございますが、全体としまして国連のPKO活動の基本原則に沿うものであるというふうには認識いたしております。スイスが今後、PKO参加に当たって日本と同様な条件を付す予定であるというふうには伺っております。そういった点を勘案いたしまして、今御指摘の五原則が必ずしも日本独自の特異なものであるというふうには考えておりません。

○尾辻秀久君 最後に、防衛庁長官にお尋ねをいたします。

掃海艇は本場に現地で苦勞しておりました。私も激励に参りましたので、承知をいたしております。また、この法案が通りますと世界各地で皆さんにあらな苦勞を強いるのだなと、そう思ふわけでありまして。苦勞を強いるのであればやっぱりそれなりのことを考へてあげるのが道であらう、そう思ふわけでございまして、処遇についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(宮下創平君) ペルシヤ湾の掃海艇に関する困難な勤務状況の中で、政府としてどのような対応をしたかというお尋ねだと存じます。

ペルシヤ湾の掃海艇派遣部隊が世界から大変評価されておるといふこと、それから非常に困難な任務を自衛隊が敢然として遂行されてきたということ、そういう点についてはもう私から申し上げませんが、それだけに自衛隊の方々が自信と責任

を持って遂行できる体制をつくらなければならぬことは当然のことでございますが、その一つの問題として、処遇等の問題がございまして。

平和協力法案によりまして、平和協力手当の問題が法律に明記されております。これは政令で定めることになっておりますから、あと限りそうしたPKFの困難な問題、掃海艇はちよつと別でございましてけれども、これは対応しなければならぬと思いますが、掃海艇の問題について申し上げますならば、掃海艇に当たりますと、内閣総理大臣、防衛庁長官が歓迎式典で迎えに行つて、しかも総理大臣から自衛隊創設以来初めての特別賞状を授与させていただきます。

また、同部隊の落合指揮官に對しましては、その職務の遂行を推奨するということで、防衛庁長官から第一級の賞状を授与いたしましたし、その他の隊員につきましても、幕僚長等から各級の賞状を授与しております。また、隊員につきましても、新たな防衛記念章を制定いたしましたので、国際貢献に関する業務に従事したことを記念するそのようなシンボルとして、誇りを与えるということをお願いいたします。

なお、このほか湾岸諸国から非常に感謝をいただきました。特にクウェート政府からは同部隊の指揮官に對しまして記念メダル、これは幹部職員八十八名でございましてけれども、記念メダルをわざわざ私を通じまして授与をいただきました。そしてまた、落合一佐以下幹部に直接来ていただきました授与もさせていただきます。こうした栄譽をたたえるということは、大変これからの自衛隊の派遣につきまして励みになると私は思っています。

同時に、経済的な問題も重要でございます。派遣された隊員の勤務の特殊性をかんがみまして、特別掃海業務手当というのものを支給を今回いたしました。また、特別報奨金を新設するなど、処遇面でも特別の措置を講じております。

なお今回、平成四年度予算におきましては、賞じゆつの問題につきまして地方警察官との格差が

指摘されておりました。最高五千万円までは出すことを、今までは一千七百万円でございましたが、そのような措置を講じております。今後とも、隊員が自信を持ってできるようなあらゆる施策を講じなければならぬ、このように存じております。

○尾辻秀久君 掃海艇に派遣された隊員の一人が、国民の皆さんに頑張つていと言われるならば我々はどうな苦勞もいとわないのですと言ったことを申し上げて、質問を終わります。

○星野朋市君 私は、法案の質問に当たりまして、特に一言強調したいことがございます。

今回の我が国のPKOへの参加ということは、私は国際貢献というよりもむしろ国際義務ではないかというふうにお考えをしております。貢献という言葉は、どちらかというと、してさしあげましようというニュアンスを持っておるわけですね。したがって、積極的な貢献であるとか、貢献するにやぶさかではないというような言葉が使われるわけでございますけれども、国際義務、責務というのはもちろん義務を果たすべき責任、しなくてはならないこと、こういうことだろうと思ひます。

恐らく私は、総理の胸中に国際義務ということがあるのではないか、こういうふうにお考えをしております。

それから、昨日も竹村委員の質問の中に、我が国の憲法の前文について触れられた部分がございます。憲法の前文というのは、私の承知している限りでは非常に少ない、あつても比較的短い前文。しかし、日本の憲法の前文は異例の長さであります。そこに日本の真情が託されていると思ひます。

のであります。我が国憲法の前文には「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」云々とありまして、中略しますけれども、その後「国際社会において、名誉ある地位を占めたいと

思ふ。」とあります。この憲法の前文は、まさしく国際の平和のための国連の活動に我が国がどういう形で参加しなければならぬかというところを明確に述べているものと思ひます。

我々は、今PKO法案について真剣に討議し、一日も早くこれを成立させたいと思つておりますけれども、万が一この国会でこれが成立しないようなことがあつたら我が国の受ける評価はどんなものであるか、総理に改めてこの法案の意義をお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一) ます最初の、貢献であるか責務であるかということにつきましてでございますが、振り返つてみますと、貢献という言葉が使われるに至りましたゆゑは、恐らく我が国が戦後長いこと世界平和から一方的に利益を受けていた、受益者としての立場を長いこと続けてきた。その反省の上に立つて、こちらからも何かやはりお返しをしなければならぬと申しますか、我々としても我々のできることをしなければならぬのではないかと、一方的でなく、やはり双方交通のものであらう、こういうことが貢献という言葉の出できたゆゑであつたと思ひます。

ですから、それなりにこの言葉には沿革的な意味があると思つておりますが、さらにそれが委員の言われますように、もう一つ定着いたしますと、そんなことはむしろ当たり前であつて、我々としてのむしろ責任があるんだ、こういうことまで一歩踏み込んで私はもはや考えてもいいのであらう。しかし、この貢献という言葉にはそういう沿革があるということを私は感じておるわけでございます。

それから憲法前文、まさにこのような長い憲法前文というのは私は例が少ないと思ひますが、やはりこれは我が国が戦後新しいスタートを切るについて、その新しいスタートの理念は何であるかということ、これは法律の権利義務の条文と申しますよりはプリンシプルの問題として、物の考え方の問題として、あるいは哲学としてでもよろしうございます。そういう意味で、私は前文

が意味を持つておるといふふうに考えております。まさにたゞいま御審議をいただいております法案は憲法の前文が意味しているそれを具体化したものとして我々の試みであるといふふうに政府としては考えておるわけでございます。

そこで、この法案が不成立に終わったときにどうかということでございますけれども、我が国が湾岸問題以来、国際的な責務あるいは貢献をいかに果たすべきかということについては国内で非常に議論がございましたと同時に、国際的にも大きな議論が呼びました。それは一つには、我が国がこのような憲法を持つておるといふことを今まで世界の人がそうたくさん知つておつたわけではないのであらうと思ひますが、私どもですら実はドイツの憲法の限界といふものをその具体的には存じませんでしたものから、そういう意味で日本といふのはそういう国であることはわかつた、それはわかつたが、しかしそれであれば憲法の中でできることといふものがあつたであらうといふ内外ともに私はそういう議論になつてまいつたと思つてございます。ですから、やはりできることはしなければならぬといふのが委員の言われる私は貢献といふことであらうと思ひます。

ことしの一月にニューヨークで国連の安保理事会のいわゆる首脳者会議がございましたときに、私といたしましては、今政府としては国会にこのような法案の御審議をお願いしているということを得て我が国としてはこのような貢献をしたといふことを実は公の席で申す機会であつたわけでございますが、それはそれといたしまして、この問題につきまして我が国における議論はかなり世界的に知れ渡るに至りました。むしろドイツの場合よりはより広く世界の注目を集めておるかと思ひます。そういう意味で、いわゆる経済大国といふのは小切手だけをやる国かということに日本がどうかたえるであらう、どう汗をかか、いわば自身自身の金銭以外のそれこそ貢献をどうするであらうかといふことは世界的な注目を集めてお

るところであらうと考えております。

たまたま、たゞいままたこの一、二年急にふえました国連の平和維持活動の中で最大の規模のものがカンボジアで行われようとしております。しかも、それには我が日本人が重要な地位を幾つか占めてこの国連の平和維持活動しようとしておりまして、日本がアジアの国であるといふことから申しまして、日本はそれではただだけの貢献をこの際するであらうかといふことは一層注目を浴びておるばかりでなく、カンボジア自身から直接に我が国に対していろいろな要請が来ておりますことは先日以来いろいろの委員会でも御議論になつておるところでございますので、あれこれ考えまして、国会の御賛成を得てこの法律案を法律として成立をさせていただきまして、内外から起つておりますような我々の貢献に対する求めに対してこたえていかなければならぬと考えております。

○星野朋市君 我が国は今まで冷戦構造の枠組みの中でむしろ西側の一員として平和を享受し、繁栄を続けてきたわけでございますけれども、このポスト冷戦の後必ずしもそういう形にはならないではないか。私は、日本の商人国家の終えんだ、こういうふうに位置づけおるわけでございます。

それで、経団連の中に、これはソニーの盛田さんが会長をなさつております対米投資関連協議会といふのがございました。今はもっと発展して海外事業活動関連協議会になつたかと思ふんですが、日本の企業がアメリカに大分進出をいたしまして日本の企業の行動規範がいろいろ問われるようになったときであります。最初は日本の企業に對しましてアメリカの社会からいろいろの寄附の要請があつた。現地ではなかなか対応できないから一々本社へお伺いを立てる、なかなか決裁が出ない、タイミングが非常におくれる。そういうような繰り返しがありまして、それは次第に改まって、だんだん地元の日本企業も独自に寄附を出すようになった。アメリカの社会は一面寄附で

成り立っている面がございまして、御存じだと思ひますけれども、アメリカ人の確定申告はそういう寄附行為その他を含めたことで、確定申告は俗称タックスリターンといふことで呼ばれてゐるわけですね。

ところが、だんだん日本の企業がメーカーを中心にして地方の都市へ進出してまいりました。アメリカの地方の都市は町の真ん中に教会がございまして、休みのときは礼拝の後にいわゆる地域活動といふのを教会を中心に行つておる。日本の企業人はそこがよくわかりませんから、傍らゴルフバッグを担いで歩いてゐる。こんな光景がアメリカ人の目に映りますと、日本の企業といふのは、寄附をする、金だけで片づけるのか、こういうような逆の悪い印象を与えてしまふ。

そこで、対米投資関連協議会の主要な議論は、要するに日本人もそういう国際社会に進出して国際化企業としての地位を占めるならば、社員一人一人がグッドシチズンシップを持たなければならぬ。要するに、地域の人々と仲間として認めてもらふような同質、同レベルの行動をしなくちゃならない。こういうふうな議論されておりました、今日日本が資金面だけじゃなくて人的貢献の面もかなりいわゆるコンセンサスとして出てきたわけでございますけれども、まさしく今私は、いわば日本がグッドネーションシップと申しますかそういうものを持つて他の国の人々と同質、同レベルの行動をしないと本当の人的貢献とは言えないんじゃないか、こういうふうな思ふわけでございます。

国際社会の一員として国際社会の常識になつた行動をとるべき時期だと思ひます。政府としてそれはどのような理念に基づいてゐるのか、重ねて総理のお答えをお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一) 現在、我が国は世界で第一のODAの援助供与国になつたわけでございますけれども、そう遠くない昔に我々はむしろ援助を受けていた時代があつたのでございまして、その間における我が国の成長、あるいは国民

意識の変化というものは、なかなかこの事実についていけないところがやっぱりあったことはある程度私はやむを得ないことであつたろうと思ひます。

湾岸戦争というものがやはりそれについて一つの大きな問題を考え直す転機であつたのであらうと思ひますが、まさにおっしゃいますように、我々は軍事力をもって世界の平和に貢献することはほとんどできないわけでございますけれども、いわんやそれ以外の方法において我々が最善を尽くすということは、おっしゃいますように、いわば世界という大きなコミュニティーにおける一人のメンバーとして当然に貢献をする義務があるというふうに考えるべきものと存じます。

○星野朋市君 ちよつと話題を変えて、経済企画庁にお尋ねしたいと思ひますが、二年前に経常収支が若干減少いたしました。昨年度は政府の見通しよりもかなり大幅な経常黒字を計上したように思ひます。

平成四年度についてはどのくらいの経常収支を見込んでおられるのか、また恐らくこれ三年間で総額二千億ドルに近い経常収支の黒字になつてゐるのでございませうけれども、その持つ意味はどうか、世界的にこれはどう見られてゐるのか、経済企画庁にお尋ねをいたします。

○國務大臣(野田毅君) 御指摘のとおり、昨年度における経常収支の黒字は九百一億ドルということでありまして、前年度、一九九〇年度を五百六十四億ドル上回つたわけでありまして、

この五百六十四億ドル上回つたことの要因分析をいたしてみますと、一つはいわゆる湾岸危機に伴う移転支出、これが九十六億ドルほどあります。さらには、その残りはほとんどが貿易収支の黒字ということで説明をされるわけですが、これも、その貿易収支がそれだけ黒字がふえたということの要因は、大きく四つの要因があらうかと思ひます。

一つは、投資用の金輸入が九〇年度に比べて大幅に減少した。それから一つは、石油の輸入

価格が低下をした。それから三つ目は、いわゆる絵画とか自動車、こういった高級品の輸入が大幅に減少した。そしていま一つは、いわゆる「Jカー」効果というものがよく言われておりますが、そういうドル建て輸出価格が上昇した。大体この四つの要因によつて貿易収支の大幅な黒字がふえたということの要因は説明はされるわけであります。

一応これを数量ベースで見えますと、特に石油関係、こういう鉱物性燃料は変動が大きいわけですから、これを一応外したところで見ますと、輸入の伸びは、九〇年度に対して九一年度は二・九%増であります。一方で、輸出の伸びの方はどうかといふと、これは一・八%の増ということでありまして、数量ベースということで見ると若干輸入の伸びの方が上回つておる。したがつてトレンドとしては、一つの傾向は、日本が引き続き大幅な黒字を積み上げていくトレンドではない。九〇年度は、ある意味ではでき過ぎという要素はあつたといふことは言えるかと思ひます。

今後の展望でありますけれども、この中で経常黒字が縮小する要因の一つとしては、本年の後半から景気が拡大していく、緩やかに回復していくということになりますと、輸入が増加する傾向が出てくるであろう。それから一つは、昨年の「Jカー」効果がなくなると同時に、一昨年来の円高という現象が結果としては輸入の拡大ということにもつながつていくのではないかと、そういう見方をいたしておるわけでありまして、

これは、大體臨時的な、一時的な要因を除いていきますと、経常収支がGNPに対しては二%程度というものが一応基調的な数字かなと見ておるわけですが、基本的にはこの基調的な経常収支の黒字というものは、さらに一段と国内の規制緩和とかそういう努力を続けていかなければならぬ。外国の企業が日本国内においてもっとと活発に活動できるように環境づくりをする、新規参入の問題、いろいろなことを、いわゆる内外価格

差という問題もあるわけでありまして、そういった努力を引き続きやっていかなければならぬと思つておるわけですが、

第二点目の、これをどう諸外国が評価しておるかということでありまして、

政治的には確かにいろいろな問題を引き起こす要素が強いわけでありまして。しかし、一応国際機関の評価は一体どうかということの中で申し上げてみますと、例えばOECD、これは昨年の十二月時点の日本の経常収支に対する評価でありますけれども、黒字それ自体はその修正が必要とされるような状況にはない。このことは、世界の多くの地域において投資資金フローの不足が懸念されている状況においてはなおさらである。

IMF、これは昨年の十月の評価であります。近年における急速な縮小の後、日本の経常収支は再び拡大に転じた。しかしながら、予想される収支黒字の水準は心配には及ばない程度のものであるといふのが一応の評価であります。

政治的な問題を抜きにして考えてみますと、これはやはり世界的な貯蓄不足、それに伴う投資資金フローの不足といふものがあるわけでありまして、それを結果として日本の方が補つておる。そのことがまた結果として実質金利を抑制する効果をもたらしおるというものが、いわば経済の論理の世界であると思つております。

ただ、今申し上げましたように、このことが、直ちにそれで手放していいのかなと。いろいろな政治的なフリクションもこれに伴つてあるわけでありまして、我が国としては、やはり国際協調、特に世界経済における日本の役割を考えていきますと、国際的な資金の協力といふものをさらに念頭に置いて努力していかなければならぬことであると思つております。

なお、本年度の経済見通しにおきまして経常収支の幅を七千億ドル程度と、こう見込んでおりますけれども、今の段階で、特に為替レートの動向あるいはこれからの景気動向、さまざま不確定要因があるわけでありまして今直ちにどうのこ

うのこととは言うわけにはいかないと思ひますが、我々も十分この点は注目をしながら経済運営をしていかなければならぬと思つております。

○星野朋市君 日本経常収支の黒字が、確かに世界の資金の還流とかそういうところに果たす役割は大きいのでありますけれども、これを一般的に見ますと、経済大国という中で先進国唯一の黒字国でありますから、非常に注目を浴びるわけでございます。

それから、残念ながら、この経常収支の黒字が大きいということは、いかにも日本の政府に財政的な余裕が生じてしまふんではないかといふような誤解が実は普遍的にございまして、だから日本に対しての資金援助の要求といふのはこれからますます大きくなると思つてございまして。私は、当然それはなすべきことではございませうけれども、実は世界的に言えば、キリスト教国、回教国、こういうところでは持てる者が持たざる者に金を出すといふのは実はごく当たり前のこと、感謝はされませうけれどもそれほど尊敬されないという事実があると思つております。

この意味で、この資金的な援助に匹敵するような国際評価を得るためには、やはり人的な貢献、いろいろな難しい面があると思ひますけれども、先ほどから申し上げてゐるように、その人的貢献も他国と同質、同レベルのものでなくてはならないと思ひますけれども、重ねて総理のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) まさに星野委員の御指摘のとおりであると思ひます。今のお言葉に續けて申し上げますならば、湾岸戦争のときにいわゆる「Jカー」効果といふ言葉が言われまして、この言葉は非常に我々も嫌な気持ちを持つて迎へましたのですが、それは今まさにおっしゃつていらっしゃるやうな、世界といふ大きな社会の中の有力な一員として、人と同じだけの貢献をしていないではないかといふことを言われたに等しいと思つております。

先般、カンボジアのファン・セン首相が来られま

したときに、私に對して、各国がみんな汗を流していわゆる平和維持活動に入ってきてくれるときに、日本がお金だけを出してつらい仕事はしないということは日本にとってぐあいが悪くはないです。かといふ意味のことを言われましたが、そういうことがあつてはならないと思つております。

○星野朋市君 国際収支の問題に關しまして、昨年度の経常収支は多分政府の見通しよりもかなり上回るだろうと、こういう質問をいたしました。その中で、政府当局のお答えの中に、実は海外旅行というのが沿岸戦争のおかげで昨年の前半は非常に落ち込んでおつた、これが平和を回復して秋からは再びもとに戻るだろう、こういうような御説明がございました。確かにそれとおりになりました。

海外旅行が盛んになるといふことは、先ほどからいろいろ例を挙げて御説明がございましたけれども、新しく海外旅行へ出るという人よりも何回も出ている人の積み重ねが大きいわけでございます。そうすると、単にハワイへ行くとかヨーロッパ一周するとか、そういうことでなくて、旅行社の方もいろいろ新しい企画をつくるわけでございます。ひどいのにありますと、南米のパラグアイの奥地、マトグロッソを探索するなんという、こゝは一日に水を一ダースぐらい飲まないとか命が保てないという、そんな旅行まで計画される。当然のこと、カンボジアの和平の跡を見ようとか、それからアンコール遺跡を見ようじゃないですか、アンコールワットを修復するツアーというのが出てくるわけですね。

ところが、現地の人がこのP.K.O.に多数参加している国の人たちはそれはわかりません。確かに観光とか御商売でその国に貢献している面はございますけれども、いわゆる人的貢献という意味では全く質が違つた。昨日の朝日新聞の「かたえくば」といふ欄にみじくも、人的貢献をしてきたよ、ゴールデンウィーク海外旅行者、こういうのが出ておつたですね。

私は、今度のカンボジアの問題についても、渡辺外務大臣が前からカンボジアへいろいろな折衝をなさつておつた。それから、二年前、一九九〇年六月ですが、東京会議も主催しまして、それでやつとカンボジアに和平が訪れたときに、実はそこに必要な人間が行つていない。現にカンボジアのUNTACについては、明石代表、それから緒方さんが難民高等弁務官として代表として赴任なされておる。そこに日本の顔が見えないというのは、まことに御本人たちにとつても残念なことであらうと思ひます。外務大臣はいかがお考えでございますでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 全くそのとおりだと思います。

○星野朋市君 御同意を得まして、意を強ういたしました。

それから、先ほど来御議論になっておりますUNTACの内容につきましては、実は非常に誤解があると思ひます。正確でない論議が私はされていふように思ひます。後方支援はあつたか軍事部門でないような質疑が行われておつたように、これは私の誤解かもしれませんが、そう思つております。

それで、UNTACの概要につきまして、私の手元にありますこの資料によりますと、実は軍事部門というのが歩兵部隊、工兵部隊、通信部隊、ロジ部隊、医療部隊、航空部隊、海上部隊、軍警察停戦監視団、こういうことになっていふわけですね。非軍事部門は何かということになりますと、それは文民警察部門、選挙部門、行政部門、この三つが主でありまして、あと残りは非常に人数の少ないいわゆる人権監視部門であるとか復旧部門であるとか、こういうことになっていふと思ひますが、外務省、この点は間違ひございませんか。

○政府委員(丹波實君) 先生のおっしゃるとおりでございます。

○星野朋市君 したがひまして、しばしば議論になつております後方部隊というのは実は大部分が

軍事部門である、そういうことを確認したいと思ひます。

その軍事部門についてはもちろんのこと、訓練され組織された部隊が動かなければ、日本というのはそれ以外のものを派遣したときに、私が先ほどから申し上げていふような同質、同レベルの行動とは受け取られない、むしろ足手まといではないか、こういうふうな考へております。

したがつて、ほかの理由もいろいろございますけれども、カンボジアのUNTACに日本が参加するならばやはり軍事部門に自衛隊を出す、このことについて再確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(丹波實君) まず、先ほどの御答弁をもつと正確に数字的に申し上げますと、UNTACの規模は約二万二千人ぐらゐと言われておりますけれども、そのうち、歩兵部隊それから先生がおっしゃつておられる通信その他の後方を全部含めた軍事要員というのは約一万六千名、文民警察も含めた行政監視要員が約四千四百名、選挙要員が約千四百名ということで、その二万二千のうち軍事要員が占めるのは一万六千ぐらゐ、そういうことになっております。

それから、今の御質問でございしますけれども、今御提出申し上げておられる法律の枠組みとしては、理論的にはすべての分野に参加し得る法的な仕組みになつておるといふことを申し上げたいと存じます。

○星野朋市君 UNTACには、我が国と同様の過去や憲法上の制約を持つドイツも現在軍事要員を派遣してゐると承知しておりますけれども、ドイツの参加はどのような形でどういふふうになつておるか、詳しく御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(丹波實君) 四月八日になりますけれども、ドイツ政府のスポークスマンが、UNTACの参加について発表いたしました。それによりますと、ドイツは連邦の軍医療要員を百四十人UNTACへ派遣する、それから七十五人の国

境警備警察官を文民警察として派遣するという発表でございます。

御承知と思ひますけれども、こゝに、二年、国連のP.K.O.に参加するために連邦の基本法の改正をどうするかということがドイツの中で論じられておりますけれども、この医療団及び警察の派遣につきましては後方支援分野の参加であるのでありあらず基本法との関係は生じないということもあわせて発表になつておる次第でございます。

○星野朋市君 続いて、先ほどからも議論の対象になりました例の中国の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

いわゆる近隣諸国の懸念ということではしばしば中国の問題が引き合いに出されるわけでございますけれども、今度中国はUNTACの要請に応じまして直ちに停戦監視団及び工兵隊を派遣することになりました。中国はこのP.K.F.の参加について、長く待つていたときがいつに來た、世界で役割を果たすのだ、中国はもはや親衆や応援団ではなくなつた、そういうふうな自画自賛をいたしております。派遣は中国の誇りであり、中国軍は今後世界の平和に貢献すると自賛をしております、こういう報道もなされていふわけでございます。これは軍の機関紙に報ぜられたことでございしますけれども、P.K.O.は世界の平和を維持するための活動であり、ノーベル賞を受けて、しかも今まで八十カ国から五十万人以上の人々が参加をいたしたわけでございます。

掃海艇の派遣に見られるように、いい結果が出て懸念することが何でもなかったというふうな事実もございします。中国の懸念もこのP.K.O.に日本が参加する結果を見ればそういう懸念は全くなくなるんだらうと思ひますけれども、外務大臣はいかにお考えでございますでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これも一言で言へば全くそのとおりで終つてしまつたわけでございますが、それでは余りそつけない話でございますから多少つけ加へさせていただきます。

私は、あの戦争の被害というが、直接日本と

戦ったという人々たちについては日本の軍隊に対する恐怖感がある、これは事実なんです。したがって、今の日本の自衛隊と昔の軍隊と同じように思っている人が非常に多い、これも事実でございます。

しかしながら、よく話をしてみるとわかるんですね。例えば、シンガポールの例を見ましても新聞等でこれは再三出ておることですから私が言ったって差し支えないと思いますが、リー・クアンユーさんなどは、最初は消極的な、否定的な発言がやや多かった。ところがこの間、私は飯を食いながら話をしたんですが、もう全く変わっておりまして、日本が出したってそれは当然でしょう、おつき合いですからと、そういうふうに変わっているんですね。

スハルトさんも同じ。最初のうちは、ペルシャ湾のころはともかく我が国は海外に出兵はしないんだというようなことを言っておりました。しかし、その後になって、それはUNTAACには出兵はしないのかと言ったら、あれは戦争ではないし憲法には抵触しない。あそこ海外には兵隊を出さないという憲法があるらしいんですね、私は詳しく知らぬけれども、それには抵触はしないということでは早く出すことにした。

私がゴー・チョクトン・シンガポール首相と会って話をしたときも、彼は最初は海外に日本が兵隊を出すことについて、これは非常に言葉を気をつけなければならぬセンシティブな問題でありまして、特に年輩者に心配する人がいるということも言っていました。しかし、だんだん話を進めれば、それはやはり日本が自分でカンボジアと平和協定を主権したりいろんなことをやっておつて、いざそれじゃ平和の実現というときになつたら何もやらぬというのでは引込みつかぬでしょう、日本が出すのは仕方がないというふうな話だ、だんだんに時間がたてば出さなきゃだ、こうなっているんです。だから、やはり誤解に基づくところがあることも事実でございます。

る外国の軍隊と違うんだ。しかし、みんな自衛隊なんて言ったってわからないです、これは。やっぱりアーミーはアーミー、ネビーはネビーなものであって、海上自衛隊と言っているのは日本がらひのものとありまして、やはり海軍とか陸軍とか空軍とか言った方が世界には共通して通じるんです。実際のところは、しかしながら、我々は憲法上海外に武力行使を目的としてやることはやらないんですというのをよく話すということが非常に大切である。

だから、私が再三言うように、ペルシャ湾に出ていったときの掃海艇のことをひとつ考えたい。いじやないですか。あれは自衛隊法違反だとか、それは理屈があるんです、言う方には。もともと自衛隊法をつくったときに、それはインド洋の方まで自衛隊の兵隊が行くことを想定してつくったかという理屈は一つあるでしょう。それは私は一理あると思う。しかしながら、現実の問題として、自衛隊法をつくったときはそう考えていたかどうか知らぬけれども、現実には掃海艇は出せることになっておる。やっぱり時が違えば解釈も多少違ってくるのは、これは仕方がないことなんですね。

そういうようなことで、ペルシャ湾まで掃海艇が出動をいたしました。随分このときも、領海内に入るんですから、例えばあそこ領海内へも入って結構です。領海内まで入る。領海、領空、領土というのは同じ主権の及ぶところなんです、これはみんな。しかし、そこに入っても結構ですと相手国の了解があつて、そしてそこではかのドイツとかアメリカとかフランスとかみんな探したけれども見つからなかった部分を、非常に難しいものを後から行つても三十数個も探した、爆破した。そういうようなことで、これは結果的にはえらい評価を受けているんですよ。一兆何千億払った方は足りないとか少ないとか遅いとかいろいろ言われたけれども、しかし遅く行つても、掃海艇が行ったときに、人を見つけないか、ものをちやんと見つけて航海を安全にしてやったとい

うことは事実なんです。だから、出るときは反対した人も、帰ってきたときはみんな拍手した。それでも反対する人は、数のうちです。これはどこの国へ行つたって、一〇〇%というわけにはいかないわけだから、それと同じようなことなんだから、今回もやはり法案を通してもらって、それでそのP K O活動に参加をする。やってみれば、今テレビ時代だからテレビでよく見れば、何だ、あんなことか、やって当たり前じゃないか、ほかの軍隊はみんなやっているんだから、そういうことになるんですよ。

しかし、そんなことはないと言っている人もいますよ、それはいつまでたつても。どこの国だっているんだから。しかし、大多数の国民が納得できればそれでいいんじゃないか。それによって国際的にももつともだと思つてから。それがやはり国際的の日本の責任である。難しい話じゃないんですね、何もこれは。反対だと言つたら理屈は何でもつきますし、まあ渡辺の言うのは本当だなと思えば大体そうなつてしまふし、そんなところじゃないか、私はそう思っているんです。

○星野明市君 今テレビというあれが出ましたけれども、残念ながら日本の映像メディアは、このP K O法案の審議についても、自衛隊はどうなるかといったときに、必ず戦車が出てきて砲撃を加えたり、それからヘリコプターが飛び交う、ひどいものになるとありもしないミサイル艦が出てきてミサイルを発射する、P K O法案どうなるかは、こういう形で実は放映されているわけです。これは、竹村健一さんが紹介したマクルーハン理論というものによりまして、映像メディアの場合にはとにかく印象、これが先だ、内容は残念ながら三〇%ぐらいしか理解されていない、こういうことであります。

それで、私は、いわゆる五原則、これについて何回繰り返してもいい、これは戦争ではないんだというのを周知徹底させるべきだと思っております。

最後に、若干時間が残りますけれども、現在カンボジアにおいて、明石国連事務次長がUNTAACの事務総長特別代表に任命され、UNTAACの事実上の責任者となつており、また先ほど申し上げましたとおり、難民の帰還を担当しておられるのは緒方国連難民高等弁務官であります。このように我が同胞が国際的な場でカンボジアの平和と復興のために活躍しておられるときに、国会は、我が国が何をなすべきかという哲学、展望を論ずべき場であると思ひます。

明石事務次長が先般来日されたときに、私も参議院の政審でお話を聞きました。P K Oは抑止力としての存在であつて、決して戦うものではない。P K Oの基本理念をしっかりと押さえないと重箱の隅をつつくような議論となる。我が国の議論は国連の内部では非常にわかりにくいとおつしやっております。この言葉に謙虚に耳を傾けるべきだと思ひます。

私は、我が国が国際社会で国力に相応した役割を果たし、名譽ある地位を占めるため、これは憲法の前文を先ほど申し上げたとおりでございますが、UNTAACの参加を含め、我が国が国際的の平和と安定のための努力に参加し得る法的体制を一日も早く整備することが重要だと思つております。カンボジアのP K O活動はもう既に始まつております。日本の対応はいつも後手に回りがち。この歴史的な活動でUNTAACに我が国として参加しようとするならば、この国会でのこの法案の成立はぎりぎりだと思つております。我が国としては、中国やドイツまたスイスを含む多くの世界の国々とともに平和の維持のために国際社会の一員としての責務を果たすことができるのかどうか、今問われていると思ひます。

改めまして、法案の成立にかける首相の御決意をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 先ほどから星野委員がある述べておられますような環境、そして述べておられますような我が国のいわば世界の一員としての果たすべき責務について、私も全く同感

でございます。そして、これが沿岸戦争を契機として国内で国民の大きな関心と呼ぶ問題となったこと、また国際的にも今日の地位を持つ我が国がどういふことを貢献するかという非常な注目を浴びておりますこと、ましてすぐ近くのカンボジアにおきまして非常にかつてない規模の国連の平和維持活動が行われておりますこと、我が国がこれに参加することを深く期待されておりますこと等々を考えますと、どうぞ本院におかれましてはこの法案につきまして御審議の上、できるだけ速やかに御可決を賜りまして、内外のこの我々に求められているものにこたえることが出来ますようお願いを申し上げます。

○星野朋市君 若干の時間を残しておりますけれども、これで質問を終わります。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時十分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、三案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○太田淳夫君 それでは、社会党の皆様方が対案をまとめられましてP K O協力の論議を深めようとされましたことに敬意を表しまして、最初に提案者の方々に質問をしたいと思ひます。

社会党案の骨格を見てまいりますと、非軍事、民生、文民の立場から平和協力隊を常設しP K Oや災害救助活動に当たるということでございますけれども、幅広い分野のあるP K Oに對します協力の窓口をみずから狭めてしまおうとするようになりますと、現在までP K Oについて熱心に取り組んできました諸外国から、我が国はP K Oに不熱心だ、そう思われるような予期しない結果を招くことになるんじゃないかという危惧もあるわけでございます。

ございますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○委員以外の議員(村田誠雄君) お答えをいたします。

社会党の案は窓口を狭めているのではないかと、いうことでございましたが、我が党の提案しております条項を、協力する範囲を見ますと、政府案と比較すれば、項目の数でいけば確かに減っている、そういう意味で窓口を狭めているという疑問だと思ふんですが、委員御承知のように、国連のP K Oの活動というのは憲章上にこういう行動をするのがP K O活動であるという規定をされているわけではございません。その意味でいけば、過去国連が行ってきた行為の積み重ねの中でこういった分野がP K Oの分野だろう、あるいは国連の平和維持の分野だろうということであるとめたわけでございます。

ただ、その中で国連がどういふ目的を持ってどういふ行動をしてきたかというところを、ある程度逐条的といひましようか、主要項目を並べたのが停戦監視の活動だとか、あるいは民生の分野の活動だとかということが主として言えるんだらうと思ふわけでございます。そういう意味で、国連の平和維持活動に對して我が党の案が狭いとか広いとかということの基準にはならないわけでございます。

むしろ、国連が今までやってきた平和維持活動に對して、我が国が国内的に持っているいろいろな制約の要件、私どもでは憲法九条ということが非常に重要な制約要件であるというふうに理解しておりますけれども、そういったものから判断して、そして我が国が日本としての部分をやるのかというところを論議したときに、私どもがこの分野だけが出来るというのが非軍事、民生、文民の立場からやれる範囲として私どもが規定したわけでございます。

それで、これは委員御存じのとおり、国連の平和維持活動といひましても、国連の平和維持活動、現在のザイルという国でございますが、こ

こにおける活動は確かに国連の中の分野においてもP K Oの範疇であるといふことは言っておりますけれども、俗な言葉で言つて申しわけないんですが、P K Oの失敗作と呼ばれている活動でございます。それは最終的に国内問題に介入する形をとりますと、軍事行動まですることを国連がしてしまつたという意味で、非常に従来の平和維持活動から大きく逸脱したといふことは国連自身も、事務総長の報告等を見ても出てくるわけでございます。したがって、P K Oと俗称、総称される行動をすべて我が党は無条件で受け入れるというわけにはいかないわけでございます。

それと同じように、国連に加入している国すべてがすべて同一の行動をとらなければいけないという規定があるわけではございません。それぞれ国内条件に応じてできる範囲内のことをするというのが原則でございます。そういう意味で文民、民生、非軍事の分野で私どもはやるんだといふことでございます。しかも、この軍事部門に関しては、要するに鉄砲の撃ち方といった状態を永続化させる、あるいはこれ以上紛争が悪化しないようにすることが前提でございますので、我々が言っております民生部門というのは、むしろ建設的に産業基盤の整備をしたり行政機構を改革したりつくり上げたり、そういう建設的な部門でございますので、決してその活動の範囲が委員が御指摘されるように狭い、あるいは貢献策が足りないといふふうには私どもは思っております。

○太田淳夫君 しかし、今まで世界のいろいろな秩序、平和の維持につきましては米ソ兩國という大きな力があつたわけですが、それがもう解消してしまつて現状でございますから、国連のこのP K O活動というものはますます重要な役割を帯びなきゃならなくなつてくるわけでございます。そういう意味からいいますと、先ほど申し上げましたように、予期せぬ結果を招くんじやないかと私たちは危惧しているわけでございます。

これから停戦の監視、治安の維持あるいは選挙

監視、行政部門、文民警察、復興支援、先ほどおつしやいましたけれども、いろいろな分野がこれから複合して機能することが最近のP K Oの活動を見ますとますます要求もされてきますし、そういう事態になつてくるんじゃないかと私たちは思っております。

そういうことから考えますと、我が国のP K Oの協力をより実効性あるものにするためには、国連のもと、世界各国と手を携へながら平和の国際社会を形成していく、そういう努力をしなければなりませんし、そうなりますとP K Oの方法というのは幅広くなりますし、我が国もそういう幅広い提供をしていかなければ、そして目に見える貢献をしていかなきゃならない、そういう事態になつてくるんじゃないかと思ふんです。

また、そういうことを私たちが世界に示しながら、その上で実際の活動というのは国民世論の支持あるいは近隣諸国の理解を得ながら貢献の身を徐々に豊かにしていく、そういう方途をとるべきではないかと思ふんですが、その点はどうでしょうか。

○委員以外の議員(村田誠雄君) 国連の平和維持活動が単一の目的を持ったものをするという形からいろいろな形、まあ複合化というんでしようか、停戦の監視とか治安の維持とか選挙監視とか、幾つかの要素を兼ね備えて活動するということが確かに最近では多くなつてまいりました。それは私も認めるわけでございます。

ただ、問題は、じゃ幅広くなつたからすべて参加していいのかということになる、先ほどと全く同じでございますが、この国連の平和維持活動が慣習的といひましようか慣行的に行われてきたといふことに着目いたしますと、今後とも国際的な情勢の変化によつては変化をしていくということには当然考えられるわけでございます。それはイラク国内におけるクルド人保護のための国連の警備隊とかあるいはイラク、クウェートの国境の監視団について、従来のP K Oの原則からいいますと、五大国は入らないとかあるいは関係国の同意

を得るとか、これをPKOの活動と見るのか対イラク制裁の担保措置と見るのか、いろいろ論議の分かれるところではございますけれども、そういう意味で若干変化してくる可能性を非常に秘めておりますし、固定して考える必要性は私は確かにないと思うわけでございます。そういう意味で、最初から幅広くとこう言いますと無原則的にもなりかねない場合もございます。

ですから、窓口をまあ百貨店方式というんでしょうか、広めるだけではなくて、まず日本ができることから出発をしまして、その経験と知識を得て、より幅広い分野に出ていくということの方が今大切なのではないだろうかと思っております。

○太田淳夫君 憲法の立場云々とおっしゃっておりますが、いろいろなお考えを聞いていますと、幅広くやりながら、後は世論を形成しながら憲法論議しながら少し進めていく。大体似たところに落ちつくんじゃないかと私は思うわけですが、それはそれとして、次の質問に入ります。

総理、今回のこのPKO法案につきましていろいろ論議されております国際貢献のあり方について、この論議というものはこれから我が国が世界の平和と繁栄にどう関与していくか、そしてその責任をどう果たしていくか、そういうことがやはり明確に示されていく重要な論議ではないかと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) そのように思います。殊に冷戦後の時代に入りまして、国連というものが非常に大きな力を持ち得る状況が生まれ、また現に重要な役割を果たし始めております。そしてまた、世界各国で国連の平和維持活動が求められるようなそういう状況があらに起こっております。我が国としてこの国連の平和維持活動に積極的に貢献できるかどうかということは大変に大切な意味を持つと考えております。

○太田淳夫君 現在のような国際貢献の必要性に對する論議が高まってきましたのは、いわゆる湾

岸危機ですね、あれが勃発してからということだと思っております。したがって、その当時は対応すべき現実の問題が既に起きておりましたし、時間的な制限もありました。その中で十分な検討がされないうちに軍事的な関与とかそういう思惑だけが先行した論議が展開されてきた。それが現在まで尾を引いて、国民の間にもあるいは諸外国にもいろいろな懸念を与えているんじゃないかと思っておりますが、その点はどうでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 戦後四十年、いわば国際的な平和の受益者という立場でまいりました。したがって、ああいう形で湾岸戦争が起こった。起こった、しかしそのときに米ソの関係というものが大変に変わってまいりました。国連が湾岸戦争の対応の中心に置かれるようになったというそういう、こういう幾つかの事情が同時に発生いたしましたために、我が国の国民としてこれはやはり何かをしなければならぬのではないかと意識が高まりました。高まりましたが、何分にも戦後長いことそういう問題をお互いに国民が現実にも考える機会がなかったものでございますから、これについていかにあるべきかといういろいろな議論が起って、いわば試行錯誤というやうなもの繰り返しの結果、今日政府が御審議をいただいておりますやうな法案として我々のとるべき方策を御審議願っております。こういうことでございます。

○太田淳夫君 その当時、いろいろな議論が混乱しましたのは、さまざまな誤解を与え不安を生じた原因と申しますのは、我が国の進むべき方向あるいは世界秩序のあるべき姿、そういうものに對します日本としての理念、ビジョンというものが明確になつていなかった、あるいはわかりにくかった、そういうことがあるやうな気がするわけですね。

そこで、総理にお尋ねしますけれども、我が国が達成すべき国家的な目標、あるいはどのような国際社会の実現を目指していくのか、そのために我が国はどう貢献するのか、その点どのようにに総

理としてお考えでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは、やはり憲法の前文並びに憲法全体を流れておりますやうなわが我々の軍事大国にならないという決意、そして国際的な協調のもとに世界の平和と繁栄をつくり上げていきたい、そういう物の考え方が中心になりまして、そういうことのために我が国がいかなる貢献をいかにしてするかということが問題であるんだと思っております。

○太田淳夫君 次に、よく国際貢献という言葉と国際的責務という言葉が使われるわけでございまして、総理はこの二つの言葉をどのように理解されておりますか。また、今回のこのPKO法案につきましては総理の認識としてどちらの認識でいらつしやいますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはけさほどもちよと申し上げましたが、責務という言葉は私どもが使うようになりましては、やはり長いこと我が国は世界の平和の受益者であつた。平和に對して積極的の寄与するよりは、まあ一方的に受益をするという立場が長く続いた。しかし、これではいけないという、一方交通でなく双方交通にならなければいけないということから貢献という言葉が生まれてきたんだというふうに私は考えておりますが、いやそんなことはもうわかつた。当然のことであつて、貢献をするかしないかということはこれはもう一つの責任なんだというふうにもまた考える立場というものが私はあるんだと思つてます。

ですから、この法案をどちらかと、二つの貢献と責務ということは相反する概念でございせんので、我々は国際的な平和と繁栄に貢献する当然の責任がある、こういうふうにご考えてまいりたいと思つてます。

○太田淳夫君 どちらかというと、日本の平和と発展のためには世界が平和でなければならぬ。それを守るのは当然の義務である、国際的な責務と。そういう能動的な立場で総理はお考えになつていらっしゃるんじゃないかと私は受け取っております。

そこでまたお尋ねしますけれども、新たな国際秩序の構築ということではいろいろと國際間で協議もし協力も合っているわけではございますが、我が日本に對して安全保障であるとか、経済問題あるいは政治問題、いろいろな分野があるやうと思つたとしても、そういう分野でどう責任分担を要請されているんでしょうか。その点はどうですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) それはやはり世界の第二の経済大国であるという事実は争えないことでございまして、それなりに世界から期待されるものは大きい、各分野。ただし軍事大国でございせんので、軍事的に大きな貢献ができることは恐らくどの国も期待をしておりませんでしようし、我々もそういうことは考えておりませんけれども、それ以外の場におきましてはもうできるだけの貢献をしなければならぬし、それが期待されておると思つてます。

○太田淳夫君 けさほどおっしゃつておりました軍事力では世界に貢献はできない、軍事力で日本が世界に貢献することは求められていないと、こういうふうにご理解してよろしいですね。

○國務大臣(宮澤喜一君) 軍事力ということ余り私厳密な意味で使いたしませんでしたけれども、軍事大国がなし得るやうな軍事的貢献というものは我々にはできない、こう考えております。

○太田淳夫君 わかりました。次に、今回のPKO法案につきまして、せんがって同僚委員からもいろいろと質問がございまして、国民の不安解消あるいはアジア諸国の懸念解消ということがやはり問題にならうかと思つたんですが、このPKOへの参加は日本の国際的責務を果たすに当たりまして極めて重要な意義があると私も認識しておりますけれども、仮にこの法案が成立をいたしましたも、国民の理解と協力あるいは諸外国の正しい理解が得られせんとその目的というのはなかなか果たし得ないんじゃないか、こう思つてますが、その点はいかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) この法案が法律となり
ました場合には、政府として申しますか我が国
としてこの法律に定められておるようなことがで
きることになるわけですが、それが、それ
をどのような場合に実行するかというこ
とは、これはまたひとつ別途の判断をしなければ
ならないわけですが、本日に我が国がこの
法律に従って積極的に行動することが世界の平
和と繁栄のために真実役に立ち、また我々の善意
がそのとおり理解をされるかどうかといったよう
なことを含めまして、それはやはり判断をしない
ければならない問題であると思ひます。

○太田淳夫君 その点につきまして、最近のい
ろんな報道機関の世論調査等も発表されてお
りますが、P KO活動あるいはそれに對する自衛
隊の参加の問題、海外派遣の問題につきましては
次第に理解は深まってきたるんじゃないか、こ
ういふ感じがするわけですが、依然としてその賛
否というの二分されている状況にございます。

しかし、そういう問題につきましても、こ
ういふ論議というのがあるというのと討議される
ようになり、またこの沿岸危機機といふことの勃
発以降でございますので、わずか一年十ヵ月か二
年ぐらゐの間のことでございますから、現在の混
乱とかがあります。私どもとしてはいたずらに持論
に固執をしていいことだから強行しよう、という
姿勢ではなくて、やはり十分時間をかけて理解を
得られる努力を続けていくことが必要ではない
か、そして合意のできた点から確定させ、そし
て実行していく、実施をしていく、そういうこと
が必要ではないか。そういう慎重な対応と申しま
すが、それが一番必要であるし、またそれが一番
スムーズにいく方法じゃないかと思ひますが、総
理としてはどうな思ひますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 理想からいへば、そ
れは国民一〇〇%、だれも反対なし、国会もその
とおりというのが一番いいんでしよう。しかし、
問題はやはりどこかで賛否を問わなきゃならな
い

という時間的制約もございますので、我々として
はその時間の中でできるだけみんなが、なるべく
多数の方が賛成してもらえよう努力をしてい
く。また、これは国会は話し合ひでやっておるわ
けですから、もうちょっとこのところを譲つて
くれれば賛成できるんじゃないかというふうな場
合も出てくるかもしれないし、今まで法案の取
り扱い等においては何度もそういうことがあるん
です。これは民主主義の立場で我々は少数意見を
尊重する。しかし、少数意見にだけ振り回されて
しまふ、これもいかになものかといふことでござ
いますので、その兼ね合いが大変難しくなつて
きます。ただ審議を尽くした上で、そして話し合
ひがまとまる方向で結論を出していくといふこと
が現実的な対応ではなからうかと私は存じます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今、外務大臣の答え
られたことでござると思ひます。

○太田淳夫君 世論調査の動向を見ましても、P
KOといふのは国連のもとでの平和的な国際貢
献であるといふことはだんだんと国民の皆さん
も理解を深められてきているんじゃないかと思
ひますが、やはり一部には自衛隊の海外派兵に
道を開くんだといふような誤解もございます。政
府もパンフレットを作成したりして広報に努め
ていくことは理解できるわけですが、それだけ
も、もっと幅広くマスコミを活用されたり、あ
るいはビデオ等を作成されて、国民が見てもわ
かりやすいような、そういう一層の広報活動の充
実を図るべきじゃないかと思ひますが、その点
はどうですか、事務的に。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まさにそのとおり
だと思ひます。

私、先ほど自民党の質問に對して、ベルシャ
への海上自衛隊の出動といふ言葉を使ひまし
たが、あれは今までのいふ言葉は使ひないこと
になつておつて、派遣と言ふんだらうでござ
いますので、派遣に訂正をいたします。これは
言葉の問題であります。これは余談になります
けれども、私は中国へ行きてある人と話した
とき、

派遣といふのは北支派遣軍司令官とか中支派遣軍
司令官とか、かなりの大部隊じゃないか、分遣
なればちやややつだけどもと言つた人があり
ますが、やはり国によつて言葉の使ひ方とい
ふのがございますので、やっぱり日本は出動
はいかぬ、派遣ならいいといふことでござ
いますから、派遣に訂正します。

これもPRの一つのつもりで言つたんですが、
まさにそのとおりでありまして、できるだけ
政府広報その他を通じてPRはしたいと思ひ
ます。こゝろいふようなテレビ放映の中で
忌憚のない意見の交換が行われるといふこと
も私は自然のPRだらうと思ひます。

○太田淳夫君 言葉遣ひは慎重に願ひしたい
と思ひます。

先ほどちよつと申し上げましたけれども、や
はりこの法案に對する一番の批判といふのは
国際貢獻に名をかりた自衛隊の海外派遣法案
じゃないか、あるいは派兵法案じゃないかとい
ふことが一番の批判じゃないかと思ひます。今
広報活動と申し上げましたけれども、P KOの
参加といふものが自衛隊抜きでは十分でない
といふこと、この點に對する国民の理解が得
られていないといふことがやはり原因じゃな
いかと思ひます。そこで、外務当局にお尋ね
しますが、現在世界のさまざまな地域で活動
しているP KOを構成されている人たちは、こ
れほど説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(丹波實君) P KO活動のその中
を分けますと、いわゆるP KF、平和維持隊、
それから停戦監視団と分けることができます
と思ひますけれども、この二つにつきましては、
基本的には軍事要員を派遣しているといふ
のが現実であらうかと思ひます。

○太田淳夫君 また、北欧にはP KO訓練セン
ターがあるといふことでもお聞きしております。
この委員会でもそれが取り上げられてお話
がありましたが、それで訓練を受けている人
たちはどういふ資質の人たちで、どういふ
訓練を受けて

いるのか説明してください。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。
北欧四カ国が共同して申しますが、いろいろ
訓練し合つたりしておるわけですが、簡単に
二つだけ例をお挙げいたしますと、フィン
ランドには、ヘルシンキの北西約二百七十
キロぐらいのニニサロ市というところに
国連の訓練センターがございます。こゝで
国連平和維持活動に派遣する要員の訓練
を行つております。研修コースとい
つたしましては、平和維持隊の要員のコース、
それから幕僚要員コースといふのがござ
います。それに加えて軍事監視員コース
といふのがございます。派遣される者が
年に三回程度、各二週間ないし四週間に
わたり訓練を受けるということになつて
います。

それからスウェーデンにおきましては、
ストックホルムの近郊にアルムネスとい
うところがございますけれども、こゝに
国連センターがございまして、やはり
国連平和維持活動に派遣される要員の
訓練を行つております。コースとい
つたしましては、国連レバノン暫定軍
司令部派遣部隊要員のコース、それ
から待機要員コース、それから司令
部幕僚要員コース、それから文民警
察のコースなどがございまして、や
はり年に一、二回程度、一回一週
間から三週間にわたり訓練が催され
ております。

訓練内容は、以上フィンランドにつ
きましても、スウェーデンにつきま
しても、要員の種類により違ひま
すけれども、それぞれの専門技能に
加へまして、行き先の歴史であり
ますとか、それから行き先の政治、
軍事情勢あるいは国連P KOの任
務等について研修が行われてお
ります。それから、資質の訓練とい
ふのも非常に重視されておるま
す。例えば情緒の安定性とか、そ
れから忍耐力、協調性、それに加
へまして、当然かと思ひますけれども、
やはり語学の訓練と申しま
す。語学のレッスン等も挙げられて
おります。我々の聞いたところでは、
一番重要な点は、その行動に當
たつての中立性といふことを非常
に強調

しておるということでございます。

概略でございますが、以上でございます。

○太田淳夫君 防衛庁にお尋ねしますけれども、そのような今おっしゃったような訓練と自衛隊員が受けている訓練とどこか共通しているところがあるんでしょうか、あるいは全然違っているんでしょうか。その点どうですか。

○國務大臣(宮下創平君) ただいま国連局長から北欧のPKO訓練センターについての御説明がございました。もちろん、この法案が通りませんと私もといたしましてはそのような訓練を本格的に実施するわけにはまいりません。

しかしながら、自衛隊の現在の活動、訓練の中でも、軍事英語でございますとかあるいは通信情報あるいは輸送、衛生あるいは銃率、武器の取り扱い、地雷処理、体育、その他必要な教育訓練の一部分あるいはかなりの今お伺いしていた部分が現在自衛隊の本来の任務遂行のために行われているものと承知しております。これらの組織、経験、機能を今回のPKOで生かしたい、かようなことでございます。

○太田淳夫君 もう一点、外務省にお尋ねしますけれども、十分な訓練を受けていない一般の人がPKOに参加するというのが可能なかどうか、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、PKOの参加要員につきましては十分な訓練、研修が不可欠であるというふうなことを考へておりました。この法案におきましてもそのために第十五条で「適切な効果的な実施のための研修」というのを各隊員に義務づけております。

同時に、この法案の仕組みといたしまして、これは十二条でございますけれども、関係行政機関に我が方の必要な要員の派遣を求める際には、その関係行政機関の方であらかじめ必要な技術、能力等を有する者の派遣というのを実は予定しておるわけでございます。したがって、先ほど先生の御指摘のとおり、まさにそういう基礎的な訓

練、能力、技術というのが備わった要員が派遣されてくるというのがまず第一番目に重要なことでございます。

それに加えまして、さらにこの法案の十五条におきまして、共通して隊員に対する研修として、先ほど国連局長の方からも御紹介がございましたけれども国際連合あるいはPKOそのものについての基本的な基礎知識、あるいはそれぞれ各派遣される要員が行うこととなるでありまして活動あるいは任務についての基本的な知識、あるいは派遣先の国情、社会、文化、そういった点について基本的な知識を植えつけるということが極めて重要であるというふうに考へております。

先ほど北欧センターのことにつきまして国連局長から御説明がございましたけれども、そういった経験からも学びつつ訓練、研修に万全を期していく必要がある、そういうふうな考へておる次第でございます。

○太田淳夫君 今、研修の重要性ということでお話ございましたが、私も同感でありますけれども、この法案が通りますと、やはり広い分野からの方々がPKOに参加されます。自衛隊も含めてでございますけれども、PKOという平和的な活動に従事する、これは一口で申しますとそれだけで済むわけでございますが、大変な仕事ではないかと思ひます。そういった意味で、この研修ということとは非常に大切であると私たちも思っております。

この研修についての今までの政府の答弁を見えますと、法案が成立したら具体的に考へるということで来ているわけですね。海部総理の答弁等もございましたけれども、既設の研修施設の利用という狭い発想ではなくて新しい研修施設を建設するぐらいの意気込みを示してもらいたいと私たちも思ひますし、これは明石代表からもそういう要望があったように聞いておりますし、その場合には近隣アジア諸国からのPKO参加者の研修も同時に行われるようにしながら、やはり我が国のPKO参加に対する理解というものを深めてもら

一助にしてほしいと考へるわけですが、外務省としては研修についての具体的な青写真ほどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(野村一成君) お答えさせていただきます。御指摘のとおり、訓練、研修につきましては非常に重要なことと考へております。ただいま先生の方から、むしろアジアという広い地域にわたっての一種の研修センター的なものをつくるぐらいの考へがあつてよろしいのではないかと御指摘がございましたけれども、私も今回この法案が成立した場合、それに基づきまして具体的なPKO協力が行われるわけでございますけれども、その具体的な法律の運用ぶり、その中で先ほど指摘申し上げました法案十五条の実施ぶり、そういったことをよく踏まえまして、何よりもまず実績と申しますかを重ねた上で、その上で検討すべき将来の課題である、そういうふうな認識いたしておる次第でございます。

○太田淳夫君 外務大臣、これは海部総理のときにも、アジアにおいても環境条件が一日も早く醸成され、日本のセンターで訓練を受けたいという国が出てくることは非常に望ましい、今後の検討課題としたいとおっしゃっているわけですが、国際的な合同訓練センターの設立についてやはり検討はされているんですか、どうですか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。先ほど申し上げたのでございますけれども、まずこの法案を通していただきまして、この法律に基づき我が国のPKOの実績と申しますか、その協力の実績、その中には当然法案十五条等に基づきます研修、訓練というふうなものの実績も伴うわけでございます。そういう実績を重ねた上でやはり検討をしなければならぬ一つの大きな課題であらうというふうに考へておる次第でございます。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 仮にカンボジアだけというのでなくて、残念ながら、世界各地で民族的な問題とかいふことで独立国家がた

できたけれども、紛争はない方がいいんだが、現実には危険性というものはかなりあります。そのような場合に国連全体としてこれをどう処理するかというふうなことになるかと、やはりPKOの活動というものが将来ある。大きな戦争はないけれども、むしろ紛争処理のためにそういうチャンスが多くなるかも知れないということになれば、やはりそのような訓練センターのようなものも将来的には考へられるだろうという趣旨のことを申し上げたのであります。

○太田淳夫君 今、国際的なこれからの情勢変化について外務大臣からお話がありました。やはり地域的な紛争というものが、あるいは民族的な抗争というものが何かふえているような感じがしますね。それについて国連の立場というのはますます重要になってくるんじゃないか。

総理、先ほど午前中質問があつたように聞いておりますが、国連の今の情勢についてどういふ見通しを日本としては持つてみえるのか。それから、国連の機構あるいは仕組みについて今のままでいいのかどうか、どういふ改革をされようとお考えですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 国連のあり方につきましては、けさほどもこの委員会でも質疑応答が行われておりました。

戦後発足いたしましたので、長い間米ソの冷戦が続いておりましたために、本当に米ソの利害が対立するような場合には国連がなかなか十分に機能し得ないというところが長く続いております。冷戦後の時代になりました、それが大きく変わつてくることは非常に希望の持てることと考へておりますが、さてそうなつてみますと、国連というものが戦後に発足した時代の憲章を初めいろいろな仕組み、運び方が戦後四十何年を経たきよう果たして妥当であるかどうかということは、多くの人が当然問題視するところでございます。

問題点はもう太田委員がよく御承知のことでございますので、一々申し上げませんが、まさに第二

次大戦の戦勝国と敗戦国といったようなものの残滓が国連憲章なりいろいろ仕組みの中に残っており、というふうなことを初めといたしまして、加盟国の数も全く違つてまいりましたし、そういう意味ではいろいろに根本的に考え直さなければならぬ問題をたくさん持つておるよう存じます。その点は先般安保理事会の首脳会議が行われましたときにいろいろ議論になったところでございます。

ただ、憲章を要するとなると、これはちよつと気の遠くなるような大変な仕事でございますので、当面こういろいろな国際的なニーズに適合しなければならぬような点を重点を拾い上げながら改善をしていくことにならざるを得ないのではないかと思つております。

○太田淳夫君 それではもとへ戻りますけれども、いろいろな議論の中で、やはりPKOが行われる地域は危険だから軍人でなければならぬという点が強調されている面があったのではないかと申うんです。その点について自衛官の皆さん方が不満を持つていらっしゃるお話を伺うわけで、むしろPKOには軍事的な知識と申しますが、あるいは経験と申しますが、そういうノウハウが必要なんだと言ふべきではないかと思ふんです。この点の説明不足がやはりPKOに対する誤解につながつてゐる気がするんですが、その点はどうにお考えですか。

○国務大臣(宮下創平君) 御指摘の点は、今、委員のおっしゃるとおりでございます。私どもは自衛隊の持つ機能とかあるいは経験とか組織的な機能を活用することが極めて適切であるということが基本にございます。

そして同時に、停戦監視団と言われるいわゆるPKF本体の業務につきましても、加盟国の軍人、軍隊により構成されておるといふことはたびたび本院でも説明されております。また、活動する地域によりまして、特にカンボジアの問題が議論されておりますけれども、非常に劣悪な条件のもとにありましては自衛隊のいわば自力でいろいろ

の面を賄える、つまり食糧、住居、輸送等を賄えるいわば自己完結的な能力というののも必要でございます。こういった面に着目をしていまして困難な状況のもとで任務を遂行していくということでございまして、決して危険だから、危険なところだから行くというのが本来の趣旨ではございません。

ただし、この法案の対象とする地域は、紛争が終結をいたし停戦の合意はございますが、なおそういう状況は免れない地域であることもこれは事実でございますので、いろいろの手当てをしておるところでございます。

○太田淳夫君 この法案が通りますと、国の機関の職員も要請を受けて参加するということになつてゐるわけでございしますが、これは具体的にどのようなケースを想定されてゐますか。

○政府委員(野村一成君) このPKOに基づく活動といたしましては、法案の第三条でずっと列記してあるわけでございしますが、その中にはいわゆる停戦監視団とかPKFのように主として軍人によつてなされなければならないと規定されている活動もございします。他方、それ以外には警察行政業務とかあるいは選挙監視等いわゆる文民によつてなされる活動もきちんと規定されておるわけでございします。

○太田淳夫君 わかりました。要するに、自衛隊の派遣ということばかり強調されているのではなくて、やはり国の能力全部を挙げてこのPKO活動には臨むんだな、協力していくんだなということを確認したかったんです。それでよろしいですね。

私どももPKOのこの国際平和に対する貢献については、今、防衛庁長官おっしゃつたように、自衛隊の組織力、技能は活用したい、こう考えておりますけれども、何が何でも自衛隊の海外派遣を進めていくという立場はこれはとりません。今般提出をされております生命等の保護を要する在外邦人の輸送を自衛隊が行うことができるあの自衛隊法の一部改正案に対しまして、我が党とし

ては慎重な態度で臨むことにしてゐるわけでございます。

今申し上げましたように、PKOの活動については政府の能力を全部挙げてこれについて協力をしていくんだという立場から考えますと、自衛隊の海外派遣ばかりを前面に出すということではななくて、政府専用機の運用等につきましてもやはり海上保安庁であるとかそういう柔軟な対応が私は可能ではないかと思つてゐるわけで、政府、民間を問わず、先ほども私最初に申し上げましたとおり、我が国のこの国際貢献組織というのを幅広いものとしていくようなお考えはないか、その点ちよつとお伺いしておきます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

この法案に基づきまして、まず第十二条でございますが、関係行政機関、もちろん防衛庁、自衛官も含むわけでございしますが、それ以外の国の行政機関から要員を派遣していただくということがまず想定されております。さらにはこの十一條のつとまりまして、一般、ボランティアと申しますかそういう方々の中からもこの業務に、適当な国際平和協力業務に従事するということのため、「選挙により、任期を定めて隊員を採用することができる」という規定がございします。

したがいまして、停戦監視とかPKFにつきましては、これは国際的に軍人のステータスを持つております自衛官しか従事できない、そういう任務もございしますけれども、他方、それ以外にも選挙監視あるいは文民警察等、文民によつてなされるべき業務もあるわけでございします。さらにこの法案におきましては、「人道的な国際救援活動」ということで医療あるいはその他の被災民の救難、被害の復旧等についての活動も規定されておるわけでございします。

そういった面におきまして、法案の仕組みにのつとりますと、関係行政機関あるいは民間からの積極的なこの協力隊への参加ということ、あるいはこの法案には別途民間の協力ということで第二十六条に、これは主として物資の面でございま

すけれども規定されております。そういうことでもかなり網羅的にやはり国を挙げてのこういう国際貢献の仕組みをつくり上げている、そういう認識でございます。

○太田淳夫君 次に、防衛庁長官にお尋ねしますけれども、昨年の九月、防衛庁は自衛官、内局から成るPKO調査団を派遣されたようですけれども、国会に提出されました報告書を見ましても非常に概略的なものであります。今まで外務省からいろいろと聞いているような報告と同じようなことではないかと思ふんです。しかも制服の方が行かれたわけでございしますから専門家から見たらいろいろな問題点もそこにはあるんじゃないかと思ふんですが、あの報告書を見ますと、これは何のための報告書だったのかなというふうな気もしてなりませんけれども、その点に関する説明というのは防衛庁長官にはきちんと報告されてゐるんでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 昨年の九月七日から九月二十日まで約二週間でございますけれども、PKOの実態調査のために防衛庁といたしまして制服、ユニホームの方をほとんど構成要員といたしまして、シビルも一名加わつておりますが、七、八名の要員でもつて特にこのPKOの実態を見なくては必要があるということで派遣をいたしました。そして、現実にやりましたのはUNFICYP、すなわちサイパス島でございます。それからイスラエルのUNDOFでございます。この二地域につきまして、そこでいろいろの調査をしていただきましたし、また実際に従事しているPKOの各国の方々と対話あるいは説明等も聴取して、私もその報告を詳細に承りました。

国会に報告いたしました点はあるいはその要旨等々であつたかとも存じますが、私の聞いた限りでは大変現実的な調査をいたしまして、非常に私は参考になりました。もし必要であれば、これは別に隠すことでも何でもございしません、多くの方々にPKOの実態を知つていただくということには非常に必要なこととございしますから、御要望で

あれば先生にまた御説明をし、資料提出を追加的にやりたいと思います。なお、ただいま答弁を必要とするというところがございますれば、担当局長が参っておりますので詳細な説明をいたさせるつもりでございます。

○政府委員(島山善君) 報告の内容はかなり大部になっておりますので、ただいま時間の制約もあろうと思っておりますので、私が報告を受けたその概要についてまとめて申し上げさせていただきます。

一つの点は、私が報告を受けたという点で、非常に意外といえる点がございます。この点については、私が報告を受けたという点で、非常に意外といえる点がございます。

一つは武器の使用の問題でございますけれども、これは非常に抑制的、慎重に行われておりまして、現地の司令官と話をした限り、現地の司令官の在任期間中一度も武器を使用したことがなかったというのを言っていたと。それで、例えば監視、検問などを行ったときに相手、どこかの人が違反行動をしたというときも、これは抗議をするというのが最大限の対処措置であつたというところでございます。非常に慎重な対応をい

は平和裏に行つておるといふ点が一つでございます。それから第二点は指揮、コマンドの問題でございますけれども、これは何といひましょうか。事前にかんがりの調整が、指揮を受ける側とそれから指揮をする側とで事前に話し合ひをした上で、それを指揮という形で流すということが多々あつたというところが注目すべき二点であつたと私は思いました。

そのほかに、今、問題点というふうに言われましたが、問題点として私なりに整理をさせていただきますと、要するに自衛隊はいわば有事のために行動訓練をしているわけでございますが、PKOはそれとは必ずしも一致したものではない部分がありますので、その相違から来る問題点あるいは特殊性といひましようか、そういう問題について申し上げますと、第一点は、先ほどの国連局長の話にも関連するわけでございますけれども、

要員の選定の困難さという点でございます。これは求められる人材の要素が、先ほどの国連局長の話もありましたように、協調性、柔軟性あるいはまた辛抱強さといったことが求められる、それから特に監視団の場合には語学力が求められるというところがございますので、自衛隊であればだれでもいいというのではなくて、あるいはまた戦闘行動に適する自衛隊であればいいということではなくて、そういう意味の人の選定の難しさというのがあると思ひます。

第二は、行動の際の特殊性という問題がございます。一つは、一般住民との接触があるということでございますので、現地の文化、慣習を知ることが何よりも必要と。それからマナー、言葉遣い、ここでもまた語学力といったようなことが必要になる。それからさらに言ひますと、通例の戦闘行動と異なりまして、夜間もライトをつけまして一定時間、定時に同じルートを巡回するという単純行動を繰り返すというふうなことでござい

ますので、そうしたこととした辛抱強い行動が必要になるというふうな点がある意味の特殊性だろうと思ひます。三番目の範疇をいたしまして、健康、安全管理といったものがござい

ます。それは一つには、地域によつては、例えばカンボジアの場合、地雷の問題がございます。さらには風土病あるいは毒虫、毒蛇等いろいろな問題がございます。事前に十分な調査をしないと派遣された者の安全管理、健康管理が難しくなるといふこととござい

ますので、前広な実態調査が必要であるというふうな印象を得たところでござい

ます。○太田淳夫君 今お話を聞いていますと、もう既にこの委員会等いろいろな報告され、話をされていたことと大体同じような調査結果ではなかつたかと思ひ

ます。いずれにしても、先ほど防衛庁長官からも、調査につきま

すので、それは提出はしていただきたいと思ひますが、今までの議論を見ましても、そういう現場の人たちのいろいろな疑問点とかあるいは問題点あるいは要項事項、そういうものがこ

ういった法案の審議の中でも提出をされていろいろと議論をされていくことがやはり必要ではなかつたかと思ひ

ます。○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のとおりだと考

えます。○太田淳夫君 次に、国内のいろいろな懸念につ

きましては最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

とは最近の動向について先ほど申し上げましたが、やはりあ

ます。その点の諸国の懸念というのはもうありませんか、どうでしょうか。解消されたでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) これは、そのときの新開記者の聞き方なんです、それによって答へ方が少し変わると。そのところだけ大きく取り上げるといふ点がございます。

先ほど私はお答えをしたんですが、それはリー・クアンユーさんなども最初のうちは余り賛成しないようなことを言っておりましたよ。しかしながら、時がたつにつれてそれは当然だろうというところになってまいりますし、若い世代はそんなに心配していません。やはり戦争で直接に日本軍に占められたりなんかした経験のある人たち、そういう人たちがやはり若い人よりも懸念を多少持っているというところは事実なんです。(発言する者あり) 事実。しかしながら、よく話せばわかることであって、しかも出でればもつとよくわかるんです。だから、日本が特別なことをやるかどうかというところはやってみることが一番なんです。まさに先ほど言ったようなベルシャ湾の掃海艇の派遣、あれと同じなんです。だから、ぜひそういうことに参加して見せるということが非常に大事だと思います。

○太田淳夫君 掃海艇の派遣のときには相当な論議をここでもやりました。その掃海艇の皆さんが出航された後、ベナンへ寄港された直後に私も行きましたけれども、そのときのいろいろなあれもございまして、きょうは申し上げませんが、いずれにしても、いろいろな地道な実績を重ねながら申しますとあなたと同じになつてしまふわけですが、やはり対話をしてこれは理解を得るようになつていかなきゃならない。ある面では慎重にそういう懸念を払う努力を重ねていくことが必要ではないか。それが今度、もしも法案が通つて自衛隊の皆さん方が派遣されることになりまふと、隊員の皆さんにとつても有益になるんじゃないか、こういう感じがしております。近隣諸

国の理解を得るまでの間はアジアにおけるPKOには参加しないでそれ以外のPKOで実績を積み上げてはどうか、こういう考え方もあるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 私は、PKO法案を提出している責任者ですから、そしてこれだけ審議を尽くしてかなりの御理解を得られるようになっておる現在、PKO法案が成立しないことを前提にして物を言える立場にはないんです。したがって、どうぞPKO法案の中で合意が得られるように皆で話し合つて成立をさせていただきたいということをお願いするんです。

通つても、じゃアジアでやらないでほかの地区に出す、それは一つの考え方でしょう。一つの考え方でしょうが、しかしながらカンボジアでは、あそここのシアヌークさんも、それからファン・センさんもチア・シムさんも、日本の人が行けば、口をそろえて日本の旗もひとつ掲げてくれ、我々は今後日本とよくやつていかなきゃならないのに既に各国の旗が全部ずつとあつて日本の旗だけ一つない、寂しいと。ぜひとも日本も国連の傘下のもとに参加してもらいたい、そういう気持ちがあるんですよ。それは確かに金のお金の話というのは大事ですが、国連にお金を出さなければ、カンボジアの人には日本が出したと言つたつてだれもそんなこと聞きませんからね。だから、やはり日本も参加してほしいというところは私は本当に素直な気持ちだと思つてます。私もぜひそういう意味では参加をしていただきたいと思つています。

○太田淳夫君 カンボジアの問題になりましたので、それについて申し上げます。

東南アジア、これが安定した秩序形成をしていくためには、いろいろとインドシナ諸国とASEAN諸国との交流を強化することが必要である。これはもう福田ドクトリン以来の日本の考え方じゃないかと思つてます。日本がそれに貢献することが必要であります。その中心はカンボジアの和平と復興であらう、これは私もそのとおりだと

思ひます。そのためには、やはり日本の役割が大きければ大きいほど、中長期的な秩序構想というのを持つてカンボジアとも協議をすることが必要になってくるんじゃないかと思つてます。私たちが先ほど申し上げましたように、カンボジアの和平と復興には最大の努力をすべきであると考えています。

そこで、UNTAACの役割でございますが、PKOが始まつて以来最大の規模で行われることになろうと思つてます。このカンボジアを初めとする諸国はやはり長い間の征服をされてきた歴史があるわけですから、あるいは内乱があつたということとで相当な荒廃をしてるわけですね。そうした荒廃をした一つの国を再建していく、そして一つの新しい国家体制をつくるまでに国連を中心として援助していくということでございますから、国連が始まつて以来の壮大な実験の場だ、こういうふうにも言われておるわけですね。これはもう先刻御承知だと思つてます。これはUNTAACの役割を見ましても、軍事的な面、あるいは民生安定、選挙、大変な役割がここにあるわけですね。

そこでお尋ねしますけれども、先般のガリ事務総長の発言は、UNTAACのいわゆるPKFの部分については既に見通しが立つたということと述べられておるわけですね、いわゆる後方の部門については現状はどうでしょうか。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。PKFの本体の部分につきましては、ガリ事務総長は、もし将来必要があれば日本は歓迎するということと述べたと私は理解いたしております。

それから、後方の分野につきましては、きのうもきょうも若干話題になりましたけれども、やはり後方の分野はまだ充足してないところが多いところあるというところでございまして、つい最近、カンボジアの現地の責任者と会談して帰られた山崎建設大臣がきのうここで述べられましたけれども、現地のサンダーソン司令官は、一言で申し上げますと自衛隊の施設隊や衛生隊の早期派遣を

期待しているということを大臣が昨日ここで述べられておりましたし、私も先週の水曜日、明石次長と会談したときに、明石次長は、例えば工兵の部門では中国とポーランドのみしかまだ要員を送つてきていない、依然半分程度しか埋まつていないということとを言つておられました。それから輸送分野では車とか飛行機がともに足りないのが現状だということ、それから、それに加えて通信とか運輸その他の面で足りないところがたくさんあるということとを述べておられました。現状はまだ充足しているということではないんです。

○太田淳夫君 そうしますと、各国に対して後方部門について具体的にどういう分野で不足して協力を求めているのか、我が国に期待される分野はどの分野だと思つておられますか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 司令官、コマンダーから直接聞いた一番最新の話は山崎建設大臣が聞いてきていますから、ちよつと答弁させていただきます。

○太田淳夫君 きょうの話したからいいです、もう時間ないから。

それから、先般、きょう午前中もありましたね、中国の問題について。総理、どうですか、中国もいよいよ派遣されたわけですね。これは初めてのPKOの参加ですけれども、中国は常任理事国ですから、常任理事会の決定ですし国連の決議ですからこれは十分責任を果たさなきゃならないんです。

そのPKOの後方部門であれば、我が国も同じように派遣しても別にこれは問題起きないんじゃないかと思つてますが、その点いかがお考えでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは中国の何か軍の新聞に書いてあつたと言いますが、非常に今回のような平和維持活動に参加することは喜びであるし、これは誇りだと思つておると、全くそうだと思うんですね。軍隊というのは戦争することになつておつたのが、戦争がもうなくてむしろ

戦争をやめさせる方に軍隊が使われる新しい時代ですから、そこにやはり一つの中国の軍隊の使命感という喜びがあると、私には不思議はないし、日本にしたら専守防衛ですから戦争はない。しかも、戦争の後片づけと言つては語弊がありますが、戦争の再発防止と平和維持のために軍隊の、自衛隊の今までの訓練の成果が発揮できるということは私は非常にいいことだと、この国もそう思っているんじゃないですか、どこの国も。

○太田淳夫君 ですから、日本が後方部門に出したとしても、支援をしても理解得られますねということをお聞きしているんです。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは得られると思えます。

○太田淳夫君 同じように西ドイツの問題も出ました。西ドイツも日本と同じように憲法の問題を抱えながら今回決定しているわけです。これはいろいろありました。

我が党も現在、委員長はカンボジアを訪問中でございます。以前にも現地調査団を派遣しておるわけでございますし、その中で軍事的な知識あるいは技術、能力を有する組織的な支援の必要性ということも感じてきています。P K Fの参加については、停戦時の兵力引き揚げなどいわゆるP K F本体の活動を凍結して、輸送、通信、医療などP K Fの後方支援とか停戦監視活動について国連とかあるいはUNTACなどの要請があれば自衛隊の組織的な能力、技能を活用することを考慮する必要があります。こういうことを考えておるわけですが、総理、お考えいかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 我々の立場からすればぜひとも原案で通してもらいたい。しかしながら、話し合いの上でやることですから、完全分離はできるかどうかということはいろいろ議論のあるところでしょう。

それから、目の前に地雷があつた、わかつた。しかし、今はそこを通らなきゃならぬ。しか

し、それを拾わずに通つちまう、そういうわけにはいかぬでしょうから。ですから、私は、地雷が目のあるところの場合にはちよいとよけるぐらゐのことは、それはP K Fの部分といたつて自分の生命の方が大事なんです。だからその程度のことはあるかも知れませんが、私は、それは話し合いの上でございまして、国連でひとつ話し合つていただければそれは従わざるを得ないですね、ざるを得ないです。

○太田淳夫君 時間ないので急ぎますけれども、このP K O法案に基づきましてUNTACの後方支援に自衛隊を活用するというのが認められますと、将来、湾岸危機の多国軍のようなものへ後方支援を行うことも法律の運用によって可能である、こういう危惧もあるわけですが、その点については、こういうことは不可能であると断言できますか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。

この法案におきましては、我が国の協力の対象としたしまして、いわゆるP K O、国際連合平和維持活動、それから人道的な国際救援活動、その二つが掲げられておまして、それぞれにつきましてきちんと定義をいたしております。例えば国連平和維持活動につきましては、まず国際連合の決議に基づいて国際の平和及び安全を維持するために国連の統括のもとに行われる活動であること、紛争当事者間に停戦合意があること、そういった活動が行われる国の同意があること等、これは法案第三条第一号でございまして、きちんとそういった要件のもとで実施されるものであるということが定義されております。

したがいまし、御指摘の湾岸危機の際のいわゆる多国軍の活動というのは、本法案に定義されましたP K O、国際連合平和維持活動にもあるいは人道的な国際救援活動にも該当いたしません。したがいまし、我が国としましては、この法案の枠組みの中におきましてはこのような活動に対する参加はその後方支援も含めましてできないものというふうに考えております。

○太田淳夫君 私、いろいろ申し上げてきたことを最終事項で申し上げますと、総理は国連中心として国際的に協調主義をとつてやっていくということを確認されました。あるいは軍事力によるいろいろな要請はない。それから、国内あるいは周辺の世論は現在でもまだ二分されている状態である。そういう懸念を払うための軍縮の問題については、私はきょうは質問しませんでしたけれども、まだまだ防衛庁としての明確な答弁はないように思います。あるいは研修の必要性もあります。それから、後方支援についてはUNTACあるいは国連からの要請があるということでございます。

そういうことで先ほど申し上げましたように、自衛隊のこの問題についての論議もされておりますが、やはりP K Fへの自衛隊派遣については、そういう点から考えましても当然の問行わずにいろいろな指摘をされたことを十分固めるまで法案上は凍結をされたことが一番賢明ではないか、こう思いますが、総理、いかがですか。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまお述べになられましたいろいろな事情、背景につきましては、先ほどのお話でよく私も理解をしつつ承つてまいりました。

政府といたしましては、先ほど外務大臣からお答えをいたしましたように、御提案いたしましたところと、その間のことは十分配慮をしておるかと考えておりますけれども、しかし、立法院におかれまして多数の御意思をもってこれはこの方がいいというような御決定であれば、それは当然のこととして立法院の御意思を尊重しなければならぬものというふうに考えております。

○太田淳夫君 質問する当事者はどこかへ黙つて行つたけれども、どうなっているんですか。質問者に断つていかないとこへ行くんですか。ちよつといけません、終わつてないのに、私に断つていったのですか。いかないでしょう。緊急事態ですか。ちよつと時間戻してください。二分に戻して。

○委員長(下条進一郎君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(下条進一郎君) 速記を起こして。

○太田淳夫君 外務大臣、カンボジアの復興関係会議が六月中に行われるということでございますが、これは当然もう日本が議長国だと思ひます。これに対してどういふビジョンで臨まれる予定ですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まず、どういふようなカンボジア側の要望があるか、具体的にいろいろな調査団とかなんか各国も出ていますから、そういうような話を聞き、どういふようにして今後その復興にみんなが協力できるか、そういう相談をしたいというのが主たる趣旨であります。

○太田淳夫君 外務大臣にちよつとお尋ねしたいんですが、さうで、石田委員長がカンボジアへ参りました。そこで、その前にタイ国に寄られたが、そのタイ国でいわれる義足博士と言われた方ですね、タイ国立チエンマイ大学附属病院の助教授でタイチャイ医師さんという方とお話をされたわけですが、その中でカンボジア人のための義足援助についていろいろとお話がありました。この方はカンボジアの義足製作が非常に数少ないから対応し切れない、そういう現状を紹介しながら、その医師が考案されて今一生懸命つくつてみえるもの、早く、電気のないところでもつくれるということで、これはカンボジアの皆さん方のそういう被災に遭われた方々に対して非常に役に立つんじゃないかというお話がありました。その中で、今本格的に義足支援のために義足製作あるいは技術者養成のための基金の設立の準備をされているということをお話しされているわけ、石田委員長もそこを百万円の寄附を基金にされているわけですが、そういうことはやはり民生安定のためにいろいろと我が国としても協力をすべきではないかと思ひますが、外務大臣、その点どのようにお考えでしょう。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 石田委員長がお帰り

になられましたら、早速いろんなことを聞かせて
いただいて、できるようなことは最大限いろいろ
やってみようかと考えます。

○太田淳夫君 終わります。

○立木洋君 まず最初に、宮澤首相にお尋ねした
と思うんですが、今の同僚議員の質問に対し
て、あなたは軍事大綱がやっているような軍事貢
献はできないと答弁されました。軍事大綱がやっ
ているような軍事貢献はできない、その答弁でよ
ろしいんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) もう少し正確に申しま
したら、一般に軍事大綱に期待されているような
種類の軍事的貢献は我々はできない、こう申し上
げるともう少し正確かもしれません。

○立木洋君 そうすると、軍事大綱としてではな
い軍事貢献は行くと。軍事貢献を行うということ
が問題なんですよ。

私が一番最初にあなたに質問したときに、軍事
は何かと言ったら、軍事とはどういう意味でしょ
うかとあなたはおっしゃったんです。それをあな
た、軍事貢献ができるということにこの表現では
なるんです。これは今までの国会の答弁全体を覆
すことになるんです、日本が軍事貢献をできるこ
うの意味は、これは重大なんです。ちょっと私は
黙って聞くわけにはいかないんで、その点につい
ては明確にしてください。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは立木委員が前後
をお聞きいただければおわかりいただくこと
で、このPKFとPKOというのを皆さんお話
しになりますときに、こっちは軍事部門、こっ
ちはそうでないというふうに使っていらっしゃる
から、それでそういうことを申し込んで、海外
で武力行使をすることはいたしません。

○立木洋君 私は、今までの討論の経過、私が
尋ねたことの内容についての首相の答弁を振り
返ってみて、軍事貢献ができるということにな
るとこれは重大だということを改めて強調してお
きたいと思ひます。

同時に、先ほど外務大臣が言われた自衛隊の出

動、これまた単なる言葉の意味ではないんです
ね。私は、いわゆる軍事的な貢献をしてはなら
ないんですから、そういう意味では、その言葉遣
いについても厳密にしていだかないといけない
ということも最初に述べておきたいと思ひます。
それで、今問題になりましたPKFの問題につ
いて、これをどう理解するかということが問題に
なっているんで、今回の法案ではPKFについて
の規定はない、業務によって分けられておるとい
うふうに理解しておりますが、規定がないとい
うことでよろしいのでしょうか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。
そのとおりでございます。

○立木洋君 五月六日に、丹波局長が衆議院の外
務委員会、次のように質問に答弁されておるん
です。歩兵部隊の活動をPKFと呼ぶ人もおり、
また工兵部隊や海上部隊までの広い分野も含めて
PKFと呼ぶ人もいられるというように述べら
れて、それは言葉遣いをどう使うかということ
にも関係するとも言っておられるわけですね。
政府としては、PKFをどのように規定され
るのでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 私の衆議院外務委員会
におきます答弁との関連でございますので、私から
お答えさせていただきますと思ひます。

UNTAACを例にとりました場合に、先生御承
知のとおり、軍事部門として歩兵部隊から拳が
つておりまして、歩兵部隊、工兵部隊、通信部隊、
ロジ部隊、医療部隊、航空部隊、海上部隊、軍
察、停戦監視団、こういうふうに分けておるわ
けです。あのときに申し上げて、現在もそう思
っておりますけれども、いわゆるPKFというの
について、国際法的にと申しますかあるいは国連
憲章上と申しますか、法的な定義というものは必
ずしも存在していませんで、いろんな意味で使
われております。人によりましては、歩兵部隊の
活動そのものをPKFと、例えば明石次長はそ
ういうことをどこかで言っておられますけれども、
そういう考え方でPKFという言葉を使う方もお

られますし、軍事要員の活動という考え方でとら
えて、歩兵部隊以外の工兵部隊、通信部隊云々と
いうところを全部PKFと呼んでおられる方もお
ります。

それで、日本のと申しますか、現在お願い申し
上げています法案との関係で申しますと、PKO
とかPKFという分け方ではございまして、三
条三号は、イロハという順番で任務を挙げてお
る。その中には、ここで言うところのPKFに当
たるものもあるし外れているものもある、そ
ういうことではないかと思ひます。

○立木洋君 そうすると、日本政府としては、P
KFというところについて特別の規定は持ってい
ない。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。
この法案の中では、PKFという言葉自体とし
ては使われていないと思ひます。

○立木洋君 これは去年あるいはおとし、今
までのPKO特別委員会ではいろいろ言及された内容
については、PKFと申されてもそれはPKFの
本体、これは部隊という意味ですが本体、ある
いは支援的な活動、いろいろな側面が考えられま
すというところで、PKFについては本体、本部
隊という意味と支援的な活動とその部隊という
意味、両方含めて政府は繰り返し答弁されてお
るということも述べておきたいと思ひます。

国連ではPKFという言葉を使っております。
これは国連の「ブルーヘルメット」第二版、九
〇年八月に出版された内容で述べられておる
けれども、「平和維持軍に従事する要員は軽装の防
衛用武器を装備するが、自衛の場合以外の武力の
行使は認められない」、「平和維持軍は軽装の
歩兵部隊から構成され、必要な兵站支援部隊を
もなっている」、「その活動において、非武装の
軍事監視団に援助されることが多い」という
ふうに記録されておる。この長年にわたって
著積されてきた国連の「ブルーヘルメット」によ
るPKFの規定を大体読んでみますと、ここでは
PKFは、武器を携帯する各種の部隊によって構

成されているいわゆる平和維持軍である、こ
ういうふうに理解することができるとはな
いと思いますが、国連のPKFについての
な記録、これに間違いがあるのかどうか、お
述べいただきたい。

○政府委員(丹波實君) ですから、先ほど御説明
申し上げましたけれども、国連の中でもイン
フアンタリーパトリオン、歩兵部隊の活動のみを指
してPKFと言っておられる方もおられるわけ
です。それを俗にPKF本体という言葉でよく言
われるわけですが、そのほかの後方支援的なもの
も含めて全体としてPKFということもありま
すし、そういう意味で使われる方がまちまちだ
と、いろいろな使われ方によって、あるいは使
う方によって、あるいは使われる方によって、
実だと思ひます。

○立木洋君 それは丹波さん、少し違うんじや
ないでしょうか。

国連の文書を見ましたけれども、国連にお
いて、PKFの中で歩兵部隊ととして支援部隊
と、これを分けて片一方だけがPKFだと述べて
いる根拠がありますか、あったら出してくだ
さい。

○政府委員(丹波實君) きょうの先生とのやり
りの中で、冒頭に申し上げましたけれども、厳
密な定義というものは憲章上あるいはその他の文
書で存在していません。まさに慣例上積み上げて
きたのがこのPKO活動でございまして、そ
ういう意味でいろんな使われ方をしているとい
うのが現実だということをぜひ御理解いただ
きたいと思ひます。

○立木洋君 そういうふうに使っていただ
けなければ私の考
え方に近くなるんです。先ほど述べたような
述べ方をされると、国連の中でもPKFは歩兵
部隊だけだということな主張をする人もいま
すという言い方になるとこれは正確ではない
んで、そのことを正確にするために私はあ
えて重ねてお尋ねを
したわけなんです。

衛の武器の使用は認められているというふうに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○政府委員(丹波實君) いわゆる平和維持隊、PKFは、この場合は私は狭い意味でとりましますけれども、自衛のための真にやむを得ない場合に必要とされる最小限の範囲内の武器を使用することができ、そのために武器の携行が許されておられることは御承知のとおりでございますが、後方支援活動に従事する者につきましても、一般にその本体である歩兵部隊と同様に軍事要員から構成されている場合には武器の携行が許されておられるというのが過去の慣例であるかと思ひます。しかしながら、そういう後方支援に従事する部隊が武器を現実を持って持っているかどうかは別として、一応許されているというのが国連の考え方であると理解いたしております。

○立木洋君 今度のUNTAACの文書の中に、後方支援部隊という後方という文字が記せられているところがあるでしょうか。兵たん支援部隊じゃないでしょうか。私は、兵たん支援部隊が武装していないかと聞いたんです。あなたは後方支援部隊とわざわざ後方をつけられた。UNTAACには後方というのはないはずで、正確にその兵たん支援部隊が武装しているのかいないのかということとを私は聞いたんです。

○政府委員(丹波實君) 先生おっしゃるとおり、後方部隊、もっと正確に申しますと、先ほど私が申し上げました歩兵部隊、工兵部隊、通信部隊、ロジ部隊云々というところのロジ部隊という意味で使われているという、言葉があることは御承知のとおり。私が申し上げたのは、この歩兵部隊以外のずっとこっち側に並んでいる工兵部隊、通信部隊、ロジ部隊、医療部隊、航空部隊、海上部隊等は武器の携行を許されておられることを申し上げたつもりでございます。

ただ、一つつけ加えさせていただきますと、停戦監視団につきましては原則として非武装であるということでございます。

○立木洋君 軍事監視団が非武装であるということ

とは私も理解しております。ここでは、いわゆる歩兵部隊であれ、あるいは兵たん支援部隊、通信、工兵、航空あるいは海上いろいろな部隊が挙げられましたけれども、これらはすべてやはり武装している。だから、武装しているものとして歩兵部隊も他の部隊も軍として構成されているんであって、これを本体と支援部隊と分ける必要はないんじゃないかと思うんです。あえてそれは分ける必要が何かあるんでしょうか。業務という任務以外にいわゆる支援部隊と歩兵大隊とを分けなければならぬ理由は何があるんでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 先生の御質問を一〇〇％正しく理解したかどうか自信ありませんけれども、いわゆるPKFの本体なるものの活動は、これもUNTAACに即して申し上げますと、停戦監視隊であり武装解除あるいは動員解除の監視であり軍隊の収容、監視であり武器の管理であり地雷の除去訓練、UNTAACでは地雷の除去は工兵部隊になっておりますけれども、いづれにしても一番の核心をなす活動をする、そういうものであり、その後に並んでおられるのはやはり一歩下がったところの通信とか航空とかロジとか、まさにそういう違いはあるんじゃないかと思ひます。

その違いは、例えば武装の態様、先ほどから先生武器のことを質問しておられますけれども、武器の携行の態様を見ますと、例えばタイが工兵部隊を出していますけれども、ピストル、ライフル程度、それから中国の工兵隊は小銃しか持っていないというところで、PKFの本体に比べて非常に軽武装である、そういう違いになっておられると私には理解いたしております。

○立木洋君 問題は、武装するか武装していないかというところは、基準を定める上で非常に重要な範疇なんですか。軍というのは、平和維持軍、PKFというのは武装しているんです。問題はこれが平和維持軍であるかないかの基準なんです。それをあえて平和維持軍の中で、後ろの方に一歩下がっているんだとか後方支援的なものだとか言っている

歩兵大隊と何らか区別しなければならぬような概念があるかのような問題を持ち出すというのは、ある意味で言うならば、業務以外の区別を意図的につくり出すとする考え方である、それは間違いだということとを私は述べておきたいと思ひます。

ここで、仮に、今修正等々が問題になっておりますが、もしかしたらPKFが凍結だといって歩兵大隊、これがいわゆる凍結となつてもその他の兵たん支援部隊は派遣できることに論理的にはなるというふうに言えると思うんですが、それはどうでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 先生申しわけありませんけれども、私が勝手に仕分けをしているのではございません。国連の事務総長報告を読みました。歩兵部隊として武装解除の監視、武器の管理云々と先ほど申し上げたようなことになっておりまして、例えば通信部隊については通信をやる、それから医療部隊については医療をやる。通信とか医療といふものは、先ほど申し上げた武装解除の監視とか武器の管理とか、やっぱりそれは仕事の内容は相当違うんじゃないか、そういう分け方を国連がしておるといふことを申し上げただけでございます。

○立木洋君 それは、ここに私も現物を持ってありますが、国連カンボジア暫定機構の実施計画、ここには軍、本部、軍事監視団、歩兵部門、工兵部門、通信部隊、衛生部隊、混成憲兵中隊、兵たん大隊、海軍部門、分けてあります。確かに、これは任務で分けてある。私が言っているのは、それをなぜ歩兵大隊とほかの兵たん支援部隊を分けなければならぬか、そういう分け方を必要はないんじゃないか、同じように武器を持っていてるんですから。これは一体となつて、軍となつて任務を構成されているんです。かつては例えば前線でドンパチがやられた場合に一番直接被害を受けるのは歩兵大隊でしょう、最前線にいるわけですから。しかし、このようなあらゆる部隊といふのは、今度の場合にはどこにいても相手方が攻撃

した場合に反撃する、武器を使うと。どこを攻撃してくるかわからないじゃないですか。だから、まさに歩兵部隊だけがドンパチがあるんだなというふうなことを言つて分けようとするところに最大の問題がある。

ですから、私がここで述べたいのは、この支援部隊の中に工兵部隊というのが入れてあるわけですが、この任務には地雷撤去の援助、これを行うというふうな規定はなっております。ところが、この問題については、これまで衆議院であつた方が答弁されている内容で言えば、PKFが凍結されるといふから、その中の業務を行うことができなくなる。つまり、その中の二の「放棄された武器の収集、保管又は処分」ということができなくなるのだから当然工兵部隊を派遣することができなくなる。ところが、PKFは歩兵大隊だけだとすると、他の部隊は送ることができるとなれば業務で禁止している工兵部隊も送ることが可能になる、こんな矛盾が生まれてくるんですよ。

だから、私はこの点ではつきり述べておきたいのは、いわゆる本体あるいは支援部隊、これを、PKFをそういう形で分けることによっていわずに前線と後方に平和維持軍が分けられるかのような印象をつくり出して国民の反対の世論を鎮静化させようとするところにこのねらいがある。ですから、PKF凍結論は結局はPKO協力法案の通過が困難になつた中で何とかしてでも自衛隊の海外派兵を実現しようとするのを助けることにほかならないということを私は指摘しておきたいと思ひます。(発言する者あり)よく聞いていただければ私がどういふ筋を通していいのかということとは明確だと思ひます。

次の質問ですが、今までも問題になりましたけれども、四月の十五日にガリ事務総長が北京の記者会見で記者の質問に答えて、カンボジアへの軍の構成は既にでき上がつており、新たに別の国の参加を求める理由はないと述べております。これは、政府が申し入れをして修正されたかのように述べておられますが、現実には国連ではカンボジア

のUNTAACの軍事部門の編成については日本を抜きに進めているという事は間違いないではないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 二週間ぐらいい前になりまされども、シハビ総会議長が訪日いたしました。いろいろな機会に日本滞在中会談いたしました。国連としてやはり日本の参加には関心を持っています。しかしながら現在日本政府は法案を国会にお願いしてそれが審議中である、自分たちはそれを待つておるといふことを言っておられましたけれども、まさに国連はそういうぐあいに待って待つておるといふ状況でございまして、日本抜きに云々というお言葉の意味は必ずしもわかりませんけれども、現実には法案が成立しておりませんので、国連としては見守っているという、恐らくそういう状況にあるのではないかとこのように理解いたします。

○立木洋君 私は丹波局長の言葉をそのまま信用するわけにはまいりません、今まで何回かわゆるスカンを食われましたから。

私はここに、今まで国連及び国連代表部、二十数カ国と言つてよろしいでしょう、へ行って私たちは直接接触をして情報や資料を得てまいりました。

その一つとして、ここにことしの三月二日に、マラック・グールディング氏がガリ事務総長にあってた覚書、カンボジアの軍事及び警察部門の構成についてという覚書があります。これについては、私は繰り返し外務省に要請しましたけれども、ついに提出してもらえませんでした。この文書は、グールディング氏の署名がなされております、ここにありますが、ここでは、グールディング氏は、「私は貴下の承認を求めたため、UNTAACの軍事及び警察部門の構成にかんする軍事顧問と私の提案を提出します。明石氏は合意しています。」、こういうふうにならされております。

UNTAACの軍事部門の構成案、一、歩兵大隊十二掛ける八百五十名、アフリカ二カ国、ヨーロッパ三カ国、アジア五カ国、ラテンアメリカ二カ国、二、軍事監視団四百八十五名、全部人数が書かれてあつて、二十カ国挙げられております。三、兵たん・支援部隊、通信部隊一カ国、工兵部隊四カ国、空軍部隊四カ国、海軍部隊四カ国、医療大隊四カ国、兵たん大隊四カ国、兵員派遣団案のまとめ三十三カ国、UNTAAC警察部門の構成案四十七カ国の国名が挙げられております。

このマラック・グールディング氏の署名された内容では、既に明石氏は合意しているんです。日本を除いてこういう形で軍隊を構成するというところに明石氏は同意しているんです。このことを私は指摘しておきたい。

そして、三月三十一日に国連安保理文書S/23773、これはガリ事務総長が国連安保理理事会長にあつた三月三十一日付の書簡です。この書簡は、「私はUNTAACの軍事部門が以下の諸国の分遣隊から構成されることを提案します。すべてが必要を要員を利用可能にする準備を原則として表明しています。」と、二十七カ国を挙げております。このグールディング氏の提案に基づいてこれらの国に調整を進めて、あなたの国は送れるのか送れないのか全部明確に約束をし、二十七カ国からいわれる準備を原則として表明しているという書簡が、ガリ氏の署名入りで国連安保理の文書として採択されております。

そして問題は、先ほど言いました四月十五日記者会見をやつた内容ですが、この記者会見の内容では、先ほど述べたことで明らかになつて、まさにここにはこれまでのグールディング氏の部隊編成についての提案に基づきそれぞれの国に折衝し、そしてガリ事務総長が安保理議長に三月三十一日に、これこれしかの国からは原則として準備の表明を受けておるといふ内容が出され、こういう形で進められてきた結果として、四月十五日にカンボジアのUNTAACの軍事部門の構成は既にできているというふうになつたのは当然の根拠があると言わなければならないと思ひますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(丹波實君) 今、先生が述べられた書類、私も持つております。それはいろんな国に、こういう国にこういうことを要請するという計画書のようなものでございまして、もし全部が既に、PKFの本体もそうでない部門も全部含めて埋まっているのであれば、現地でサンダーソン司令官が最近山崎大臣に述べたような発言は出てこないわけですね。サンダーソン司令官は、まさに一言で言いますと、自衛隊の施設隊や衛生隊の早期派遣というものを国連は期待しているということをやつておるわけです。

それから、まさに、ガリ事務総長の発言の背景にはどういふことがあつたのであろうかということとを私自身が明石代表に先週の水曜日に聞いたときに、明石代表は次のように述べておられるわけですね。

来週日本に明石代表が来られて、いろいろなところで講演されるようですから、恐らくそこでも発言されると思ひますけれども、要するに、全部が全部充足したとはとても言えない、問題は、ある国が何を言ふと言つても、計画がおくれているに当てにできない国も出てきておるといふことを言つておられ、それから文民警察のほかに医療ではドイツが百四十名、インドが二百名、三百名の派遣をコミットしているにすぎず、依然として不足している状況です。また工兵部門では中国とポーランドのみしか要員の派遣を言つておらず、半分程度しか埋まつていない。それから輸送部門では車とか飛行機が足りないということをずっと言つておられるわけです。

そういう意味で、先ほど先生が述べられた計画書、それは私そのとおり存在していると思ひます。しかし、現実には、それでは全部充足しているかという、なかなかそうではない。ですからそういう発言になつて国連当局者から出てきているというのが現実ではないかと私は理解いたしております。

○立木洋君 あなたは、前にこの三月二日付の文書を出してほしいと要請したのに、そのときはなといと云つて、今私はそれを持つておりますと。全く

これは四月十六日、国連のプレスリリース、これに出されて、これは渡辺外務大臣が柿澤政務次官に指示をされて、ガリ事務総長に会われてその真意を確かめろと言われたんですね。あれは十六日の外務委員会というふうになつて述べられた。その結果がここの国連のプレスリリースに載つてい

「その夜、事務総長は日本の柿澤弘治外務政務次官と会つた。事務総長は、国連の平和維持に、維持軍じやないです、平和維持に日本がよりいっそう参加することを歓迎するが、それをどのような形にすべきかを決めるのは日本である、と語つた。」その後が重要なんです。「UNTAACにかんして事務総長は、現在必要とされているすべての兵員を提供することで加盟国が合意している」と指摘した。「いいですか、事務総長は、現在必要とされているすべての兵員を提供すること、国連に加盟している国がです。」加盟国が合意していると指摘した。「構成ができたということなんです。四月十六日の時点でちゃんと国連のプレスリリースに書いてある。問題はそれが

くそういうふうになつて文書を出さうとしないんです。都合が悪い文書は出さうとしない。そして事実が提示されれば、それは実は私も持つています、しかしその内容、文書の解釈はというふうな注釈を加えるようなやり方というのは、正当な審議を進めるといふ態度ではないと私は前回もはっきり指摘したんです。

問題は、ここで私が重ねて述べたいのは、あなたは先ほど言ひましたが、私が言つたように、計画書が出されてこれこれの国にこういう形で編成したい、それで相手国に相談をして可能かどうかどうですかと約束を取りつける。約束を取りつけたという事は、これは構成ができたという意味で、展開されたということと違ふんです。私はまだ展開されていないと思ふんです。全部。それはいろいろなところでドンパチがありますよ、現に。展開されてはいない、しかし構成はできています。

展開されていないということです。

そして、先ほど、事務総長は日本に来てくれたというふうなことを四月二十日にカンボジアのプノンペンで述べたかのようにあなたはおっしゃいました。ところが、私はここに国連のその四月二十一日に出しましたプレスリリースの原文を持ってきておりますけれども、これを見えますと、そんなことはただの一言も書いていない。ここで書いているのは、お金が足りないからお金を出してくれということと記者会見で述べられたということが書いてある。五億三千九百万ドル、これだけの金額を要請したい、これが記者会見の内容ですよ。

あながち先ほど述べたように、日本に対して支援部隊が足らなくなったら来てほしいという意味のことを述べられたというふうに私は解釈しますと言ったのは、そうではない。十六日のプレスリリースを見るならば、事務総長は明確に言っているんです。将来さらに兵員が必要な場合、これが一つの条件です。もう一つは、日本がそれを提供できる立場にあるならば、これが二つ目の条件です。二つの前提条件をつけてUNTTACへの日本の参加は歓迎されるであろうなんです。推定なんです。明確なんです、このことは。

ですから、このことについて先ほどあなたが述べたように、足らなかつた部分については来てほしいということと事務総長が要請したというふうなことは真実ではないということと私はこの問題についてもはっきり指摘をしておきたいと思いますが、このガリ事務総長の発言、これらの四月十六日にプレスリリースで述べている、現在必要とされているすべての兵員を提供することで加盟国が合意していると述べている内容について、間違があるのかどうなのか、展開はまだされていないけれども。

〔〇政府委員（丹波實君）　まず、先ほどの先生の言及された国連の内部における書類ですけれども、私、実は先週ニューヨークとワシントンに行ったときに入手いたしましたわけでして、資料要求が

あつたときにはなかったのは事実です。その点ぜひ御了承いただきたいと思ひます。

それからたゞいまの点ですが、私、前にもこの場で御説明を申し上げたことがあるんですが、私の理解では、ガリ事務総長が一貫して述べている部隊というのはまさにインファントリーパーイオン、歩兵部隊の、その部隊のことを言っておりまして、先ほど申し上げた工兵隊以降のことを念頭に置いて発言しているものではございませんで、そういうふうに御理解いただきたいと思うんです。

そこから二つのことを申し上げることができるんですが、一つは、それじやインファントリバタリオン、歩兵部隊については十二カ国から全部来ることが決まっているかという点、その点は大體決まっておるようでございます。しかしながら、この点についても、将来もし穴があいた場合には日本にお願いますというのがブノンペンその他の他における記者会見の意味であり、それからもう一つは、その工兵隊以降のいわゆる広い意味での後方支援部隊については、先ほどから何度も申し上げておるとおり、サンダーソン司令官にしても明石次長にしても埋まっていけないということを何度も言っておられて、日本にできたら来てほしいと言っておることもこれまで事実でございます。

○立木洋君　これは、グールディング氏がガリ事務総長にあてたいわゆる部隊の構成、軍事部門の構成については、三十三カ国の名前が挙がっているんです。歩兵大隊の十二カ国だけではないんです。その手紙をもらったガリ事務総長が十二カ国だけしか念頭になくて、三十三カ国については念頭にないというふうなことは全く論理が合わない。これが一つ。もう一つは、事務総長自身が安保理議長にあてた三月三十一日の書簡は、十二カ国だけではないんです。二十七カ国で既に準備が進んでいるという回答が来ているんですよ。二十七カ国も歩兵大隊を要請しているんですか。していないじゃないですか。これはまさに三十三カ

国、歩兵大隊とその他の兵たん支援部隊を全部念頭に入れて四月十五日に述べているんですよ。これは文書から見れば明確なんです。

それなら、カリ事務総長が十二カ国の歩兵大隊しか念頭になかったという根拠を示してください。どうしてそんなことが言えるんですか。

（政府委員・丹波寅君）先生の御質問に対しては、それではサンダーソン司令官とかあるいは明石次長が足りないということをはなげ言われるのかという、結局そこを私たちは考えれば、現実にはそういう事態になっているということでごさいます。

○立木洋君　私が繰り返し言っているように、部隊を構成すること、編成すること、これはもう充足したんです。しかしその部隊は、現地に行つて必要な場所に展開されていないんです。展開されていないからこそ、まだその分では不十分だと言っているんですよ。だけれども、問題は、どの国からどれだけ来てもらうという約束はほぼ完成しているんです。このことをごまかしてはいけないと思うんですよ。今お聞きになったら、よく理解される方は、丹波さんの言われていることが真実かどうか明白だろうと思うんです。

私はこの点で、昨年の十二月六日、宮下防衛庁長官は、当委員会で答弁された内容で、任務が自衛隊に付与されました場合には要員の選定をやらなくてはなりません、そして適切な教育訓練の実施もいたさなければなりません、また自衛隊として部隊としての行動ですから細部基準等の研究も十分に検討し定めなければなりませんと述べておられます。そして、私は一概に期間を何年くらいということをし上げられませんが、一年程度といった相当の期間を要すると考えられます。この法案ができてから一年間たたないと部隊を送ることができないと。

これは、先ほど丹波局長が言われましたように、今軍隊が一番必要とされているのは六月から九月です。あなたが言われました、六月から九月です。これが通ったって間に合わないんです。ま

さにこの問題については、つまり充足しているところと何となく行かしてくれ行かしてくれというふうなことになる。そして、現在の政府がカンボジア問題を持ち出しているのも、結局、間に合わないということを知っておりながら、徹頭徹尾自衛隊を海外に派遣したい、そのことの口実にすぎないということは私は明白だと思うんです。このことははっきり指摘しておきたいと思います。

最後は、私がどうしても言わなければならぬのは、丹波局長、もう一つあなたのこの間の答弁にうそがある。あなたは私の質問に対して、四月二十八日、「私どもが現時点で承知しておりますところでは、国連は、この院でも御議論の話題になりましたS O P も作成されてございません。それから各国に対して一定の何と申しますか、これとこれとこれらの武器を携行するようにといったようなガイドラインというものも発出されておるといふふうには承知いたしております。」と明確に述べました。

私は調べました。あそこに軍隊を送っている国々、複数の国が回答を寄せてくれました。国連事務総長から軍隊を派遣してほしいという要請の文書、これに対して、私たちは引き受けますという返事の文書、この文書が一つあります。もう一つは、展開軍のルールなど書かれたガイドライン、これがあります。三カ国の国連代表部がはっきりと答えてくれました。あなたはうそを言っているじゃないですか、ガイドラインは発出されていないと。そんな言い方をされて、どうしても文書も出さない。私たちが行つて調べればちゃんと答えてくれるのに、そういうことすらまともな回答をしない。そういうことでは審議ができないじゃないか。

大臣、とうですか。さっきのがり事務総長に対する書簡の問題もそうですよ。文書があつても出さない。もしかすると彼が言われたように四月の下旬に行つてから手に入れたかもしれない。しかし、五月の初めに、連休明けに私たちはその文書

を再度要求しているんです。しかし、依然として出されない。今のこの問題だって、先般、私が四月二十八日、少し声を荒らげて言いましたけれども、猛省してほしいと言ったのは、必要な文書について、あるならある、出せないなら出せないなどの理由をちゃんと言えはいい。あるのにもかかわらずない、そういう言い方をやって、ごまかすようなやり方で国会の審議を進めるといふようなことは絶対に容認できない。大臣、この問題についてのあなたの責任ある答弁を求めたい。

○政府委員(丹波實君) 私、ここに電報を持っていて、その電報を見て先生に御答弁申し上げたんですけれども、国連の本部に聞きました。四月二十二日です。UNTAG及びユゴに展開しているPKFについてSOPは作成されていますかというのが質問で、それに対して、国連の責任者はSOPは作成されていませんという答えがあったものですから、それを申し上げただけでございます。

それから、そのときに申し上げたのは、ガイドラインということであれば武器使用のガイドラインということ念頭に置いたと恐らく私は思っておりますけれども、そういうものもこのSOPと同様に作成されていないというのが理解でございます。ただ、派遣に当たって派遣国との間で口上書のようなものが交わされたということは、それは申し上げたつもりでございます。

この場でうそということをおっしゃいますけれども、こういう場で私は、間違つたことを間違つて申し上げることはあるかもしれませんが、それとも、うそを申し上げるということは、そういうことはしておられないつもりでございます。

○立木洋君 時間が来ましたが簡単に済ませますけれども、私が言ったのは、何回もそういう形で文書があるにもかかわらずというふうな言い方、これは事実を突き詰めればそれはうそになるんですよ。存在しているにもかかわらず存在していないという言い方、これもうそになるんですよ。結果としては、この問題については責任を持

たないと、いわゆる国会の審議に対して責任ある立場で局長として答弁されるならばそのようにして私は答弁していただきたい。そうしないと審議が進まない。必要な資料についてはこれからも出すように、あるものはあるとして、きちっと明確な態度をとるようにしていただきたい。

最後に、首相にこの問題についての、きちっとやっぱ審議をされるということ。

○国務大臣(宮澤喜一君) 国会の御審議に対しては、政府は常に誠実に対応いたしております。

○磯村修君 連合参議院の磯村でございます。

五月三日は四十五年目の憲法施行記念日、大変ことしの記念日は意味のある日であつたと思ひます。今ここで論議されておりますようにPKO、つまり平和の問題が非常に今国民的な世論の中でも真剣に考えられている、そういう意味合いにおいてことしの憲法記念日というのは大変意味のある日であつた。私も戦中派でございますけれども、戦後からずっと日本の歩みというものを考えてみました。ともかく今日日本は、憲法のもとに平和の維持、より一層我が国の平和というものを、世界の平和というものを発展させていかなければならないという、こういう哲学が国民の気持ちの中にも芽生えている、こういうふうに私は思ひます。

そうした中で、特に湾岸戦争が終わつてからの実情というのを見ておられますと、何と申しましようか、軍事面での役割を担うこと、これがいわば今の日本には必要なんじゃないか、こういう考えが台頭してまいっております。いわばこれが今審議されておりますところのPKO法案にもつながっているんじゃないか、こういうふうな思ひます。あの戦後の廃墟あるいは荒れ果てた中から立ち上がつて、今日日本は経済大国と言われるようになっております。大変これは先人の努力、国民の努力に対して感謝を申し上げる次第でございますけれども、私は私なりにまた感無量なものをこの憲法記念日には思つたわけでございます。そこで、今の日本の経済力による貢献だけでは

国際的に通用しないというふうなことが言われております。それはそれとして私もよく認識できます。ただ問題は、そうした経済力だけではなくていわゆるPKO法案の中でいろいろ論議されておりますところの軍事面での協力、こういうことをしていくことによって国際社会に対する日本の発言力を強めていく、こういうふうな一つの権威主義と申しましようか、権力と申しましようか、かつて過去の日本がたどってきたような何かそういう危惧がまた一方には生まれてきている。

そういう意味合いにおいても、やはり日本はこれまでODAを初めいろいろな方策で平和的な国際貢献というものをやってきました援助国でもございします。そういう意味合いでこれからもうそういう面での主導的な役割を果たしていくのが日本の姿ではなからうか、こういうふうには私は憲法記念日に思つたわけなんです。

この今審議されておりますPKOの問題につきましても、憲法九条の解釈というものが、ずっとこれまでの審議過程というものをみておきますと、非常に法の解釈といましようか、憲法の解釈といふものがだんだん広がってきている。そんなことから、国民の多くの皆さんの平和の寄りと、これは国の基本法でもある憲法じやないか。そういうことを考えてまいりますと、限りなく解釈が広がっていくような、そういうこと自体がいわば法に対する国民の不信感を買うんじゃないかというふうな危惧もあるわけですね。

これから特に、今国際的な流れの中でも歴史の流れの中でも、今こそ憲法の精神と申しましようか、具体的には憲法九条の平和条項、こういうものが大きく国際的にも評価されていく、そういうものがあるんじゃないかというふうな感じもするんです。そういう意味合いから総理に、この憲法九条の平和条項の価値観というものを、これを改めてお伺いしたいと思ふんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま磯村委員がお話のように、我が国はかつて援助を受けておつた国でございましたけれども、今や援助を与える

国になり、それも世界第一の援助国になっております。したがって、当時の援助を受けた国であつた我が国と今日の我が国とは当然世界から期待されるものも異なります。また、我々は平和の一方的な受益者ではなくて、世界の平和に積極的に貢献する義務を持った国になっておるといふふうに考えております。

ただ一つ、いわゆる軍事大国に期待されるような種類の軍事的な貢献は我が国に期待をされてはなりませんし、我が国もまたそういうことは行うことができない、そういう意味で憲法の精神は不變だと思つております。

○磯村修君 総理は、自衛隊の海外派遣をめぐりまして、派遣をしなければ国際的に汗にならないんだ、苦勞にならないんだ、いわば汗をかかない、苦勞を避ける、これはよろしくない。つまりそれは、自衛隊の派遣こそがいわば汗になったり苦勞になったりするんだ、こういうふうには解釈する国民が多くなるわけなんです。

そこで、それはそれとして外務大臣にお伺いしたいんですけれども、同じ汗をかく、苦勞をするという意味合いから、我が国がこれまでこの憲法の理念と申しましようかそういう立場に立つた国である、こういうふうなことを国際社会に対して、いわば国際貢献についてもできること、あるいはできないこともあるはずなんです。憲法の制約というものがあれば、そういう我が国の立場というものを海外に、諸国に対してどのぐらい外交努力をしてきたのか、また、そういう日本の姿というものの、日本の立場というものは海外から見ただけでどのくらい認識されているんだらうか、こういうふうなことにどうしてう受けとめ方をしているのか、ちよつとお伺いしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 御承知のとおり、湾岸戦争のときなども日本は多国間軍には憲法の制約上参加できませんということははっきり言つてきておるわけなんです。PKOの問題につきましては、これは戦争が終

わつた後の、言うなら戦後処理でございいますから、こういうことについては何十カ国も参加をしておいて日本だけは参加をできませんと言いついですね、これは。しかも、憲法の精神からいっても、後片づけですから、戦後処理というのはいくつか、難民の問題、医療の問題といったものは、けですから、そういうことにはできるだけ参加をして、何十カ国もやれることは日本もやりますというぐらゐのことは私は言わなければならぬ立場になったと。

それじゃ、自衛隊でなくたっていいじゃないかと。それは自衛隊でなくて民間を出してやれることとならばいいんだけど、しかしそれにはかなり訓練された人が行かないと非常に危険も多いし、やはり効率も上がらないし、だからこの国でも軍隊を出しているというのが現実なんです。だから、我々もこのことは少しも憲法には抵触しないという解釈でやっているであります。

○磯村修君 先ほど外務大臣の御答弁の中でちよつと私思つたんですけれども、自衛隊という組織と日本の旧軍隊ですね、こういうことを同様に考へているんじゃないか、こういう誤解があるんじゃないか、こういうふうな趣旨の御発言がございました。しかし、それはやはり相手がいかに誤解しているあるいはそう受け取つていられるならば、それだけ日本の立場でいばこの憲法の条項というものが外交面を通じて理解努力がなかったんじゃないか、こういうふうな私感したわけなんです。

例えば、自衛隊は九条で定められているような制約がございすすね。それから、海外派遣の問題につきましても、これはいいか悪いかは別問題として、海外派遣につきましても自衛隊法がつけられた当時の本院の決議もございす。そういうことも、やはり日本はこういうあれなんだというふうなことで、諸外国に向かつての外交努力がなかったから今日のようない問題が議論されているんじゃないか。また、中国の側からも慎重にしてほしいとかという一つの大きな見

方もされるんじゃないか、その辺の外交努力がなかったんじゃないかというふうな感じ方もするんですよ。その辺いかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) それは事あることにそういう外交努力はいたしておりますが、いろいろの国の指導者は立場がありますから、建前というのがあるんですよ。したがって、そういうことは建前上ともかく慎重にしてくださいというふうなことを言われたからといって、それは別に内政干渉と我々は思っておりません。みんなお互いに内政干渉はしないことにしようと言っているんですから。しかし、一応言うだけのことは言うということはあつても不思議はないと私は思ひます。

○磯村修君 これまでの外務大臣の御答弁について、社会党ではどう評価しますか。

○委員以外の議員(篠崎年子君) 磯村委員にお答えいたします。

社会党は、前々から申しておりますように、平和憲法を守つてまいりました。そして、その中でも特に九条のことにつきましては、これは私たちは日本の国だけではないで世界に広めていかなければならない大変大切なことではないだろうかと思つております。中に憲法九条を持つていふことを世界の国々に対して恥ずかしいなどという人があるというのを聞いたこともございすけれども、これは決して恥ずかしいことではなくて、日本の九条があるからこそ私たちの日本の国の四十年間の平和が保たれたことでございす。

ちよつと、たまたま読みましたので、ほかの新聞にも書いてあつたと思つてすけれども、毎日新聞の五月三日付の新聞の中に特にこのことにつきて、やっぱり日本の国はこの憲法九条を持つていふことを各国にわかつてもらうように努力をしていかなければならない、そういうことが書いてございました。先ほど来渡辺外相もいろいろ努力をしておつしやつておりますけれども、まだまだ私たちは努力が足りないのではないだろうか。

その証拠に、昨年、湾岸戦争のときに日本の市民団体がお金を集めてましてニューヨーク・タイムズに意見広告を出したわけなんです。その中で、日本の国は憲法九条を持つていふので外国に軍隊を出すことはできない、この場合もいかなる援助はできないけれども、自衛隊を出すことはできないんだ。そういう意見広告を出したらたちまち反響が返つてまいりまして、日本にそんな憲法があるとは知らなかった、なるほど、それでは出せないのは当たり前だ、こういうのが返つてまいりました。これが真実の姿ではないだろうか。

こう考えますときに、私たちは、やはり日本の国は憲法九条を持つていふことをもつと広げ全世界の人々に知らせ、それで、これがあれば全世界平和になれるんだ、そういうことに努力をしていかなければならないと思つております。

○磯村修君 P.K.O.法案の主たる柱になつておりますところの自衛隊の海外派遣につきましても、総理は、先月二十八日の当委員会でも、自衛隊の機能を活用し、実効性のある貢献を説きました。そして、なぜ自衛隊を排除するのか理解できない、国民の大半の支持を受けている自衛隊を派遣することが適当である、このように述べられました。

そこでお伺いしたいんですけれども、国民世論は依然としてこの自衛隊の派遣をめぐつては賛否両論に本當に分かれております。国民のいわば合意形成がなされていらないわけなんです。特にP.K.F.ですね、平和維持軍の活動に参加していくということにつきましては非常に強い反対論もあるわけなんです。これは最近のマスコミの世論調査を見ましても、依然としてP.K.F.への参加というものに対しては慎重論あるいは反対論というものが多く出ております。

そういう意味合いにおいて、総理が言われているところの国民の大半の支持を受けている自衛隊という意味は、私がそういう国民の世論動向というものを限りに限りに国民の大半が自衛隊を支持しているという意味は、いわゆる国の自衛権に基づくところの専守防衛、そうした目的、任務

を持つたところの自衛隊ということをサポートしているんです。問題は、要するにその多くの国民がという部分においてP.K.F.までは及んでないんですね。つまりP.K.F.参加については、自衛隊を支持する人は確かにこれは世論調査でも多いわけ、しかしP.K.F.については非常に少ない、慎重論もある、反対論も強い、こういう結果にもなっているわけなんです。

そういう意味合いにおいて、やはり今P.K.O.法案の審議の中で、いわばこの現地の状況、環境、あるいは地形、地理というふうなことを考へていけば、外務省が答弁したように二カ月程度の持久力がなかったらば無理だ、そのためには自衛隊が必要なんだという筋のことを言つております。だが、やはりそれはそれとしても、この国民の世論というものが半分に分かれあるいはP.K.F.への参加というのに対して強い反対論があり、国民合意の形成というものが成り立っていないところで自衛隊を派遣するということは大変今後問題が大きくなるんじゃないかと私は思ひます。

そういう意味合いにおいて、私も連合参議院は、いわば今の時点では国民の合意形成が成り立っていないから、まず国民の合意を得ていく手段としては、やはり自衛隊とは一線を画した別のそういう平和維持隊というものの、協力隊でしようか、そういう別組織をつくつて派遣することとが一番国民の合意を得やすい平和貢献ではないか、こういうふうな思ふわけでありす。そういう意味において、そういうことがなされれば、自衛隊に対する認識と国際貢献に人を派遣するとう認識、非常にこれが明確に国民の支持が得られるような結果にもなっていくんじゃないか、こういうふうな思ふわけなんです。

そういうことで総理に、自衛隊の支持をめぐる評価、それから我々が考へているそういうやり方に対する見解ということをお聞かせ願ひたいと思ふんです。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは政府委員からも申し上げましたし、ただいま磯村委員も仰せられ

ましたけれども、例えばカンボジアの場合でござい
ますが、派遣部隊を送る各国には六十日程度の
プロビジョンを持って来てもらわないと困るとい
う意味は、結局まさに生活そのもの、水とか電気
とか食糧とか安全はもとよりでございしますが、輸
送とかそういうものの自身が、インフラが非常に悪
いので余計そうしてもらわないと活動がでけない
ということをやられておるといことは、恐らく
そういう実情であろうと思っております。

したがって、ここで有効に役に立とうとすれ
ば、やはりそれだけの準備を持ったものでなけれ
ば本場に国連の平和維持活動に役立たないのでは
ないかというふうに私も考えております。すなわ
ち、それでは自衛隊に行ってもらうのが一番
いいのではないかとこのように思っているわけで
ございます。

他方で、しかし自衛隊というのはいろいろ過去
の第二次大戦の記憶にも関連をすることであるか
らそれはやめておいて、何か別のものをつくって
それを送ったらどうかというお話は、実効性の問
題としては私は失礼ですが大変に疑わしい。とて
もそういうことが急にできるとは思いませんし、
またそれができました場合に、ちゃんと一つの組
織と命令系統と秩序を持ってこういう難しい仕事
を十分な訓練なしにやってもええんだらうかと
いうことを思います。私は、そこは失礼でござ
いますけれども、実効性はなかなか疑わしいので
はないかという意見を持っております。

○磯村修君 私どもが考えていることは、先ほ
どから繰り返し申し上げたけれども、国論が二
つに分かれているという、国民の合意形成とい
うものが成り立っていないんだ、そういう一つの
手段としてはやはりこういうことがいいんじゃない
かということでもって考えている一つの方法論だ
と思うんです。この別組織の問題につきまして、
社会党も今提案されております対案の中でも言わ
れておりますけれども、その別組織というものは
どういう形でつくっていくのか、その辺のことを
まず別組織論についてちょっと伺いたいと思

うんです。(発言する者あり)
○委員以外の議員(篠崎年子君) 真剣な委員会
の審議をしている最中にそういう冗談半分のこと
を言われては困ります。みんな真剣になってやっ
ているんです。ままと遊びとは何ですか。

お答えいたします。
私たちが考えておりますPKOの組織ですけれ
ども、これはお手元に差し上げております国際平
和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関
する法律案の中の第二章の中に国際協力本部とい
うものを出しております。その中のさらに第五
条の方で国際協力隊というものをつくつていこう
と、こういうことになっているわけでございま
す。

このことにつきましては、先ほど来からの御説
明の中にもありますように、例えば自衛隊を出す
にしましても、その自衛隊をそのまま出すに出
るかという、そうではないかというところは先ほど
来からの御答弁の中ではつきりしているわけで
す。例えば、協調性がある、語学力がある、ある
いは忍耐力があるということ、あるいは健康の管
理もしなければならぬ、そういうことから考え
ますと、やはり私たちが考えております常設の協
力隊というものをつくつておいて、それを訓練す
る中で行動を援助していくということができるの
ではないだろうかというふうに考えているわけで
ございます。

○磯村修君 外務大臣は、国連のコマンドをあら
かじめ日本政府と国連との間で、約束事なり実施
計画をすり合わせてコマンドを受け入れて、憲法
違反になることはやらないように仕組んでいくと
いうふうな趣旨のことを御発言になっておりま
す。それから、派遣する条件というものが、すり
合わせをして出す以上は向こうのコマンドに入る
んだということですね。そこで、そういういわば
法案の五原則というものがございします。その
のすり合わせというものは、つまりこの五原則とい
うものの趣旨を国連と我が国の政府が取り交わす
協定というものがあろうと思っております。そ

の中に明記されるということでもよろしいので
か。そういうふうに理解してよろしいんですか。
○政府委員(柳井俊二君) 取り決めのことでござ
いますので、私の方から答えさせていただきます
いと存じます。

PKOへの要員派遣に当たりましては、我が国
と国連との間でどのような取り決めと申しますか
枠組みを設定するかという点に關しましては、ど
ういう地域で行うPKOであるか、あるいはどう
いう業務内容であるか等の具体的な状況でござ
います。と、あるいは国連側との協議の推移いか
んによって決まってくるものと存じます。したが
いまして、現時点で確定的なことを申し上げるの
が難しいのでございしますけれども、政府といた
しましては、この法案が成立いたしますれば、その
後できるだけ早くこの法律に基づいて我が国のPKO
への要員派遣につきまして、国連事務局との間で
事務的なすり合わせと申しますか話し合いをいた
したいと考えております。

いずれにいたしましても、この法案が成立いた
しますと、我が国からの要員の派遣は、この法律
に基づいて行われるというものである以上、国連
側との枠組みの設定に当たりましては、我が国の
関係国内法令、なにかんづいゆる五原則を盛り
込んだこの法律、法案の枠内の派遣になるわけ
でございします。そのような、この法律に基づい
た派遣になる、その枠内で派遣されるということ
を確保するように政府として対処すべきは当然で
ある、そのように考えております。

○磯村修君 五原則の枠組みというものがあ
るわけですね。ただ、私伺いたいことは、今幾
つかのPKO活動というものが行われて
いるんですけれども、いわゆるPKFと言われ
ている部門の中でも、外務省は、カンボジア、
例えば停戦あるいは紛争が終わった後行つてPK
Fが平和を維持する、平和を復興していくとい
うような役割を担うわけなんですけれども、実
際にまだ紛争しているという状況の中にPKFが展
開しているというケースもあるようですね。ある

は性格は違うんだといえそうかも知れませ
んけれども、ユーゴの問題もございします。

それから、いろいろ幾つかPKFの展開の仕
方が、最近の例では紛争地のところに展開し
ながらも攻撃し合うというふうなケースもあるよ
うなんですけれども、そういうPKFの展開の仕
方につきまして、最近の例からいって外務省は
どういうふうに受けとめておられますか、認識
しておられますか。

○政府委員(丹波實君) PKOの展開につ
きましては、何と申しますか幾つかの原則的な
考え方の中に停戦というものがあつたわけであ
ることは御承知のとおりだと思つております。

例えばUNTAACの例をとりました場合に、
和平協定が昨年十月二十三日に署名されて、
その中に停戦合意というものがあつたわけ
です。その後、基本的には合意は守られた状態
にあつたと思つております。しかしコンボ
ントムにつきましては散発的な戦闘という
ものが非常に最近まで行われていたことは
事実だと思つております。ですから、私は
まさにこの点とUNTAACの展開との関係
を注目しておつたわけですね。

コンボントムにUNTAACの先遣隊が四月
の一日に突入したんですが、UNTAAC全体
としては、やはりコンボントムの状況とい
うものを非常に注目にしております。平
静を取り戻すまではその展開を差し控
えていたと、基本的にはそういう状況
だったんだではないか。確かにその後も
散発的なものも若干ありましたが、基本
的には事実上の停戦というものが成
立してから入つたというふうに私
たちは観察、判断いたしております。

ユーゴにつきましては、ボスニア・ヘルツ
ェゴビナは大変戦況状態になっていま
すけれども、ユーゴの現在のPKFとい
いますのはボスニア・ヘルツェゴビ
ナの地方の北にありますところのク
ロアチア地帯に三カ所に展開して
おるといふことで、紛争当事者の間
では基本的な停戦協定も存在して
おまして、全体としては紛争当事者
は停戦

状況、停戦を守つておる。しかし事実上、SG報告によりますと散発的なものが若干は続いているというの現状ではないか。しかし、全体としては停戦協定は守られている。

そういう意味で、大きな停戦というものの性格というものはPKOを設置するに当たって崩壊していないというふうに、ユーゴとUNTACの例だけで申し上げますとそういうぐあいに言えるのではないかとこのように考えております。

○磯村修君 そこで、非常に衝突もあるというふうな状況の中でもPKFが展開している。そういう実態、実情というものがあつた以上、先日も論議があつたんですけれども、心配されることは外務大臣が御答弁になつた指揮権の問題なんですね。

国連の指図、それから日本政府の指揮というふうな言葉の使い分けでもつていろいろ言っているわけなんですけれども、例えばそういう紛争地域でもつて仮に駐留している部隊がその任務を遂行でもつて妨害されたといった場合に、これは法案の二十四条に書かれておりますところの「武器の使用」という事項があるんですけれども、この法案では、つまり隊員個人の判断によつて身を守るための武器使用ということになっているんです。が、実際にこの組織が、部隊そのものが駐留しているところ、実力でもつて妨害されたといった場合に、やはりそれはね返すということもあると思うんです。

そんなときに、集団でいるときに個々人が、いや法律どおり個人の判断でもつて反撃するんだというふうなそんなことをやつておつたら、本当にこれは部隊そのものが混乱するんじゃないか。撃たない者も撃つ者もいるというふうなことでしょう。そういうことも想定できますね。そうすると、やはりそこには上官の指揮命令系統というものがあるじゃないかと部隊は救えない、そういうことも危険な例として想定されるわけなんです。そういうことに対してどういう認識を持たれるのか。

もう一つは、国連の指図、それから日本政府の処分権を伴うところの権限というわけの指揮ですね、そういうものを二通りに分けて考えているようなんですけれども、例えば仮に自衛隊が行つておつてそういう今私が言つたような問題に遭遇した場合には、憲法の制約からはみ出すような場面も想像できるわけなんです。そういう場合に、はみ出した場合に、一体だれに、どこに責任があるんでしようか。

外務大臣は、指図、指揮は一体性のものであると言つておるんですけれども、指揮こそ要するに一元性のものでないかと思つておるんです。そうしますと、国連には指図があつて日本には指揮権がある。仮にそういうふうな武力行使に つながるような問題が起きたときに一体どこに責任の所在があるんだらうか、こういう素朴な疑問が出てくるんですけれども、お答え願ひたいと思つてます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。先ほど、指揮とそれから国連のコマンドとの関係で二つの要素ということに触れて御質問がございました。

この国連のコマンドとそれからPKFに派遣されます自衛隊の部隊に対する指揮監督ということの關係につきましましては、法案の仕組みを若干具体的に申し上げますと、まず国連の現地司令官がコマンドを出します。いつどこで何をするか、配置等に関する権限に基づいて出すわけでございますけれども、それに基づきまして本部長またはその権限を委任された者が、いわゆる五原則を盛り込んだ法案の枠の中でこのコマンドに適合するように実施要領を作成、変更するわけでございます。防衛庁長官はこの実施要領に従つて自衛隊の部隊を指揮監督して業務を行わせるという、そういう仕組みになっておまして、実施要領を介しまして国連のコマンドは我が国から派遣される部隊によつて実施される、そういう流れになっております。したがって、指揮系統はそのような形で一元化されているということでございます。

す。そういう意味で、国連の指図と申しますかコマンドと我が国の指揮が一体のものとして考えられている、そういう趣旨でぜひ御理解いただきたいと思ひます。それがこの法案の仕組みでございます。外務大臣が答弁されたものもそういう趣旨というふうに理解しております。

○磯村修君 つまり、そういう武力衝突なりなんなり憲法の制約からはみ出るような行動が自然発生的に出た場合、それは日本側に責任があるということですか。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。ただいま憲法違反の行為があつたらという前提に立つての御質問かと思ひます。

私もこの法案をつくるに当たりましては、いわゆる五原則、憲法第九条との關係からいたしましてこれを織り込むことがまさに憲法違反との関連で必要であると、そういうことで手当てした法案でございます。したがって、この法案に基づいての行動である限り憲法違反の問題は起こらない、そういう仕組みでございます。

○磯村修君 私が聞いておることは、ペーパーの上でもつて議論すればそういう論理も成り立つてしようけれども、私たちは人間を送るわけですから、部隊を送るわけですから、そういう場合に、政府側の答弁の中にもありましたように、いわゆる環境の中に行くわけじゃないかという環境といふのは、つまり生活がしにくいというだけの環境じゃないんです。実際に紛争している、やまないうの、そういうふうな状況もある中に行くわけでしょう。場合によつてはそういう武力衝突というふうなことも想定できるわけなんです。その場合に、偶発的とか自然に発生したものに対する責任は一体どうなるんですか。法律で書かれておるからそういうものはありませんか。ということは言えないでしょうか。

指図に即応した実施要領に基づきまして我が国は一致した行動をとるというところでございまして、ただ懲戒その他人事等々の問題は防衛庁長官が指揮権を、権限を持っております。

しかるところ、先生今御指摘の点は武器使用に關してでございますが、武器使用はまさに自己の生命、身体もしくはそのそばにおる他の隊員の生命、身体を守るためにのみ武器使用が認められると、狭義にそう解しております。したがって、私どもは刑法三十六条あるいは三十七条の要件に該当する場合にのみ危害を加えてもこれは免責されるということを書いておるわけで、まさに個人の判断に任せてあるわけでありまして。

しかしながら、私も今まで答弁を申し上げている点は、部隊として数人かの、何人かの、これはケースによつてわかりませんが、しかし例えば数人がおつてそこにゲリラその他の急襲を受けるようなことがあつた場合に、やはり共通した危機の場合には共通した行動をとり得ることもあつてしようということとはたびたび申し上げておるわけでございます。

そして、私は余り束ねるという言葉は適切であるかどうか多少疑問に思ひますけれども、指揮官がそこにおりまして抑制的な意味で、つまり隊員が個々の判断でいろいろ違つた場合に、いや上官の判断としてはこれは撤収するべきであるとか、いろいろその武器使用について、今発砲すれば非常に状況がよくないというふうな場合には、これは消極的な意味で指揮官が発砲はちよつと待てよというふうなことはあり得るということ束ねるということでも申し上げたわけでございます。積極的な任務遂行のために武器使用を命ずるといふようなことは考えておりませんし、そういうことはいいたくないつもりでございます。

なお、そういう事態が起ります場合は、これは要するに戦闘行為に巻き込まれるおそれのある場合は、そもそもこの平和協力業務というのはそういう場合には中断もしくは撤収を予定いたしておりますから、そういう場合には撤収をいたすと

いうことでございます。したがって、この平和協力業務というのは、今までいろいろ議論のございいますように、あくまで平和協力業務でありま
す。そして、過去の事実を徴しても、五十万人
人ぐらゐの延べ参加人員がございいますけれども、
七百人ぐらゐ、そのうち武力の、武力というか武
器使用によつて死傷した方はそのうち全部ではご
さいません。そういうことでございいますから、非
常にレアケースとして考えられることはあろうか
と存じますけれども、そもそもこの協力業務は平
和的な業務であります。

したがって、その点はよく御理解をいただき
たいなと思つてございまして、国内における直
接侵略等についての武器使用、それはもう当然部
隊としてこれは武力行動で自衛のための専守防衛
の建前に立つて、もしくは武力侵略を受けた場合
は堂々とやることはこれは当然でございまして、
今回の場合はあくまで平和協力業務の一環として
行うものでありますから、このような体制になつ
ておるといふことを御理解をいただかざるを得な
いと、このようにお願い申し上げます。

○磯村修君 時間が来てしまつたので残念です
が、ともかく一言だけ「答へになっていない」と
呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○委員長(下条達一郎君) 速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(下条達一郎君) 速記を起こして。
それでは、政府側で質問を受けた点でまだ補足
が必要だといふ質問者の意向ですから、補足の説
明をどなたかやつて下さい。――それでは、磯
村委員の方から、まだ不十分な点について質問の
要点をもう一回おっしゃつていただいて、それに
政府側から責任ある答弁をお願いいたします。

○磯村修君 先ほど防衛庁長官が答へになつた
ことは、私も法案を勉強していればわかること
となんです。
私が聞いてゐることは、現場へ法律を持ってい
くわけじゃないんですよ、書いたものを。つま
り、私最初申し上げましたように、今PKFの展

開の状況から考えられることは、そういういわば
集団的に業務を妨害されることもあり得ることな
んです。これは実際に紛争をやつてゐるところへ
展開してゐるんですから。そうでしょう。その場
合に、個人でもつて何か行動してゐる正当防衛
なりなんなりでもつて武器を使用することもある
でしょう。それは重々わかるんですけれども、た
だ集団でもつて部隊でゐた場合、部隊の駐留地に
実力の妨害があつたときに、そんなときに個々で
もつて判断するなんてないでしょう。

自衛隊は指揮命令によつて動くことを訓練され
てゐる組織なんです。そうでしょう。その場合
に、憲法で制約されてゐることからはみ出すよう
な行動も考えられるんですよ。その場合に、その
責任の所在はどこにあるのかといふことを聞いて
ゐるんです。

○國務大臣(宮下訓平君) 先ほど申し上げました
ように、先生はある想定のもとで部隊が急襲を受
けた場合に応戦するのではないかと御趣意で
はないか、その場合の責任はだれが負うのか、指
揮権はだれが持つのかといふような御質問かと存
じますが、それでよろしうございいますか。

私は、やはりこの法律の趣旨に基づきまして、
これからのことでございいますけれども、自衛隊が
この法律が成立して出動いたしました場合、その
ような場合には集団として応戦をしない、そのい
う訓練といふか状況判断といふんです。これは徹
底的に行ななければいけないと思つてゐます。そ
うでないと、向こうが撃つてきたから直ちに応戦
するとかいふようなことであつてはならないと思
うんです。したがつて、SOPで、任務遂行のた
めの武力行使をSOPでは認められておることに
まづ、我が国はそれはとらないといふことま
で明確にいたしておるわけでありまして、その
いう想定は私もいたしておりません。

もしかそういふような状況が仮にあれば、瞬間
的に起る場合もあるいはあるかもしれせん。瞬
間的に、恐らく多くの場合は状況判断によつてそ
れは可能だと思ひます。そういう場合は、逃避する

なり中断をするなりあるいは安全を求めていくな
り、そしてなおかつそういう状況が継続するよう
な状況でございいますれば、撤収といひますか中断
をいたすといふのが本法律のあくまで建前でもご
さいいますし、私も、この法律が成立しますな
らば、そういった国内における武力集団としての
自衛隊、これと全く違つた意味の訓練その他も
た考へていかなければならない、こう思つてお
るところであります。

○委員長(下条達一郎君) もう時間が参りまし
た。
○磯村修君 もう時間がございせんので一言だ
け。
非常に納得できない答弁でございいます。私は、
ぜひこの責任の問題につきましては十分な検討が
必要であらうと、こつこつに思ひます。

○田淵清也君 このPKOの法案が提出され、そ
して審議が行われておるわけでありまして、それ
ども、私はこの背景には世界情勢の大きな変化とい
ふものがあると思ひます。

総理もおっしゃつておりますように、まさに第
二次大戦後の一つの時代が終つた、これから新
しい時代が始まるうとしておるのだと思ひます。
この新しい時代がどういふものになるかといふの
は、これはだれにもわかりません。推測はでき
り評論はできますけれども、これはこれから日本
人も含め世界の人々がつくり出していくものであ
りますから、だれにもわからないと思ひます。そ
して、それはやっぱり日本を含め世界の人々の希
望とか意思とか行動力がつくり出していくものだ
と思ひます。

そして、この新しい時代の世界の秩序をどうつ
くるか。残念ながら、大戦後の今までの時代にお
いてはヤルタ体制といふ一つの枠組みがあつたわ
けですけれども、これをつくるに当たつて日本が
これに参画したものでありません。敗戦国とし
てむしろ処分される側でありました。この第二次
大戦後の世界の枠組みは当時の戦勝国を中心とし

てつくられたのであります。したがつて、日本の
立場といふのは、過去の半世紀の時代といふのは
与えられた枠組みの中でやつてきたわけなんです。
言へば、その中で非常に幸運に恵まれて経済的
に繁栄することもできた、平和も維持することも
できたのであります。

ただ、今は、新しい時代が変わらうとしてお
る。現在は、今回は日本もこの新しい枠組みにつ
いて役割が求められておると思ひます。世界がそれ
を許容しておるわけですね。戦争に負けたときに
は前科者であつて、謹慎処分、保護観察を受けて
きたわけですから、この今の変化の時代は日
本は一人前の国として役割を果たせといふことが
言われておるのだと思ひます。私はPKOの法案
も、そのすべてではありせんけれども、その
中の一部だつたといふふうに考えるわけなんです。
ただ残念ながら、この法案については与野党で、各
党それぞれ違ひはありますが、大きく言へば二分
されておるような感じがします。

しかし私は、これから新しい将来に向けて一歩
を踏み出すときに大事なことは何かといふと、今
まで過去去つた時代の経験といふか実績、そ
ういふものに対する評価をすることが大事ではないか
と思ひます。この評価がまともなものであります
と、これから踏み出す方向も一致できるんです。し
かし、この評価が分かれておると、新しい方向
に行くのに、いやおれはこつちだ、おれはこつち
だといふように分かれるわけですね。私はやはり
この評価、今までの日本の半世紀、日本だけでは
ありません、半世紀のヤルタ体制下の世界をどう
評価するか、あるいはその中で日本が歩んできた
道をどう評価するか、それからその間の世界平和
といふものがあるいは日本が享受してきた平和とい
うものをどう評価するか、これに対する認識の一
致が大事なのではないかと気がするわけであ
ります。

そこでまず第一に、ヤルタ体制における世界を
どう評価するか、またその間歩んできた日本の
今までの半世紀をどう評価するか、またその間の

我々が享受した平和をどう評価するか、まず総理にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一) 田淵委員がたいまお尋ねになられた背景の御説明、私も同様のことを実は考えておるものでございます。

最初に言われましたヤルタ体制という、いわば与えられた枠組みの中で今日まで我が国はやっていくことができたと言われた部分は、私は、いわば我が国が従来世界の平和の受益者であった、そこからいけば一方通行で利益を得てきた、それが田淵委員の言われるいわゆる枠組みの中で暮らすことができたと言われる意味だと思います。そして、今やその枠組みが壊れて新しい枠組みをつくる時代になって、我が国はその枠組みの中の一つの役割を求められていると言われましたことは、私流に表現いたしますれば、平和の一方的な受益者から今度は世界平和と繁栄に対する我々の貢献をしなければならぬ、そういう責務を持つて立場にあると申し上げましたこととはば該当する。田淵委員の御説明の方がむしろ非常にわかりやすかったと思いますが、私も同様な考え方をいたしております。

そこで、これから我が国がどういう役割をいたすべきかということについては、この過去の、五十年近い過去の、及び我々がした経験をどう評価するかということにかかっているというふうに言われました。そのとおりであると思います。私自身は、この枠組みというものをやはり米ソの対立というふうにとらえることが一つのとらえ方であると思います。それはいわば広い意味ではマルクス・レーニンズム対自由主義あるいは市場経済というふうなものの対立であったととらえることができるであろうと思います。そして、そのマルクス・レーニンズムというのは、ソ連の崩壊を一つの象徴として一九一七年以来の時代を終えたと考えてよろしいであろうと思います。

そのときにまた、米ソの対立という冷戦という時代がやはり終了をした、そういうふうには私は過去を評価いたしますので、いわゆる自由主義陣営

あるいは市場経済というものがただこの争いに勝ったといつて勝利に酔っているわけには実はいらない。その陣営そのものにもいろいろな問題があるわけでございますからそういうふうには思いませんけれども、しかしそういう意味でのこの対立というものは終わった、及びそういう意味での冷戦というものは終わった。したがって、この時代を私は所信表明、施政演説で申しましたとおり、新しい世界の平和秩序の構築がこれから始まるというふうな考えでおるわけでございます。

そして、そのような過去の評価をいたしますから、我々としてはいわば過去四十年軍事大国にならずにまいりました。このような新しい平和の構築に当たって、いわゆる平和の配当というものが我々のおのにばかりでなく、いわゆる南北問題等々、難民でありますとか、疾病でありますとか、麻薬でありますとか、飢饉、貧困あるいは地球全体の問題等々に、初めて武器や軍備に対する支出の負担を軽くしつつその配当を大きくする時代が人類のためにやってきたと考えますので、そういう方向に我が国はやっぱり先頭に立つて進めていかなければならないということが一点であります。

第二点は、そのような冷戦が終りました結果として国連というものの役割が非常に大きくなってきた。これはたまたま湾岸戦争でそうございましたが、米ソの対立がなくなつて国連が機能できるようになりまして結果、各地に起こりました地域的な紛争に対して国連の平和維持活動のようなものが求められるようになった。あるいはまた、いわゆる地球上の問題について、環境もそうでございますが、国連に非軍事的な役割を求める声が非常に強くなつていったようなことから、これは我が国が憲法で考えております国連中心主義、国際協調主義に合致するものでございまして、そのような国連を強めることが大事である。

我々が国連の活動に貢献することによって、そのような国連の活動に寄与し、活動を強めてい

くことが必要である。それがこれからの我々の施策の方向でなければならぬというふうに考えております。

○田淵哲也君 社会党からもこのPKO法案について対策が出されております。私は、今の問題について基本的な考え方をまず社会党からもお伺いしたいと思ひます。

○委員(久保田真苗君) 世界情勢につきましては、私どもの世界情勢の考え方、今非常に大きい転機にあると、非常に我が国の平和主義の外交にとつて大きいチャンスが訪れていると、そういうことを思ひます。また、それゆえに新しい世界平和の秩序づくりをやっていく、そのことに参画していくためには、私どもは平和的な手段でもって今まで以上にいろいろな紛争を解決していくという手段を多く発見すべきであると思ひております。したがって、きのうも申し上げたのでございますけれども、武力にかかわる法の支配、武力にかかわる政權の担当の仕方、そういったものを広く認め、それを形成していくためにその一翼を担いたいものだ、新しい秩序についての私どもの考え方はそういうことでございまして、そのラインの上に今回の対策をつくらせていただいております。

○田淵哲也君 さらに、私は具体的な問題として平和の問題についてお伺いをしたいと思います。

これは、前に政府の方にはお伺いしたことがありますが、日本が今まで戦争に巻き込まれることなく来たというのは非常に幸せだったと思ひます。しかし、この平和というものについてどのように考えられておるか、どのように評価されておるか、お伺いしたいと思います。

○委員(久保田真苗君) 私もちここに幸せな状況であつたと思ひます。

この平和を維持するために一番大きく作用してきました要素は幾つかございまして、やはり我が国民の熾烈なる平和愛好心であつたと思ひます。また、それをしっかりと支えるための憲法

がこのことに役立ってきたと思ひます。また、世界的な状況を見ますならば国連の創設、国連が少なくとも戦争の惨禍の中から紛争の平和な解決をはっきりと打ち上げたということがございまして、また各国で見ますならば、戦後、普選それから婦人参政権、そして植民地解放、独立、こういった民意が政治に近くなつたということがこの平和を支える大きな要素であつたと思ひます。

もちろん平和につきましては以前から不戦条約というふうなものがあつて、その建前は非常によかつたのですけれども、多くの留保がはまつて、実際には我が国憲法の志向しております平和とは非常にかけ離れたものに現実になつたということが言えると思ひます。また、私どもが考えているこの平和が、日本の憲法の中にある非常に徹底した平和を守っていくという、そのことがこれまでの平和をさらに一段と進める上に大いにこれから生かされるものと考えております。

○田淵哲也君 私は、日本の平和憲法、それから日本の国民のコンセンサスとなつてきた平和主義、これが大きな役割を果たしたことは否定しません。少なくとも日本が軍事大国になることは防いできたと思ひます。これは一つの評価すべきことでございまして、現実の問題として、国連はまだまだ世界の平和を維持するだけの機能を果たしていませんでした、残念ながら過去半世紀の間は、それを補つてきたのは何かというと、私は日米安保体制だつたと思ひます。日本の自衛隊は日本を独力で守るには小さな規模です、小さ過ぎる規模です。しかし、我々はそれを日米安保体制というもので補つてきた。だから軍事大国にならずに、しかも平和が保たれたと思ひます。

それから、もう一つ大事なことは、常に東西間の恐怖すべき核戦争というものに脅かされながらも、東西間の大きな戦争には至らなかつたことだと思ひます。したがって、私はいわゆる理念的に平和主義を持つのは大事ですけれども、現実には国際社会は、日本の憲法に言うような正義と秩序を基調とする国際平和の状態が十分な状態にはま

だとなっていない、これが過去半世紀の国際社会ではなかったかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 国連の平和維持機能というものが冷戦のために働かなかったという、そういう側面があることはそのとおりだと思います。しかし、そうはいましても、いろいろな条約によりましていろいろなものを抑えてきたという効果もあつたかと思ひます。

日米安保体制は、私も基本的に考えますならば、軍事同盟というものが二国間あるいは多国間で結ばれるというものは、やはり力の、武力を背景にする平和の現出、それを抑えていこうという、そういう働きでございまして、それはない方がよいという基本的な立場を失うことはできないと思ひます。しかし、日米安保条約というものが日本の国とアメリカとの間に結ばれているということはこれは事実でございまして、私も国連の立場からそれを否定できないのは当然だと思ひます。けれども、それが基本的に我が憲法の考え方からして、そのようなあり方ではなかつたということは改められるべきことだと思ひます。また基本的には軍事同盟から離れ、そしてまた地域の中の平和の信頼関係を醸成する、あるいは武器の移転、そういったものを厳格に制限していく、そういった平和的な手段を選んでいくためにより多くの努力がなされなかつたことは非常に残念だと思ひます。今からでも遅くはないので、そういうことに精出すべきだと思ひます。

○田淵哲也君 やっぱり理想というものと現実というものとよく考えないといけないと思ひます。私は、平和憲法の理想は立派なものだと思ひますし、それを否定するものではありません。憲法に言うような国際社会をどうつくり出すかということが大事である。そういう状態ができていないのにその理念だけで国を守ることはできません。そして、理想的に言うならば、国連というものがもっと強化されて、そして国際的な平和維持機能

というものを十分に果たす、国際正義や法秩序を守っていく、そういう力が国連にできれば、法と秩序を基調とする世界平和というのが出てくるわけですから。それが不十分な段階は、決してそれで私は理想的なものとは言いませんけれども、改善の策として日米安保体制が必要であつたと思ひます。

これから世の中が変わります。世界が変わります。私は日米安保条約もだんだん変わっていくだろうと思ひます。なぜならば、東西対立というものは、米ソの対立というものは、アメリカと日本の利害が一致する部分を大きくして、やっぱり条約というものは双方に利益がないとそれは成り立つものではないと思ひます。日本はアメリカに守ってもらつて利益がある。アメリカは日本がソ連に味方しない、ソ連連に入らない、自由主義諸国の中の一員として活躍する、そういう利益があるから存続したと思ひます。

しかし、東西対立がなくなると、私は逆にこの日米安保体制の中で双方の利害の一致する部分が少なくなつてくる。それで、むしろ経済的な対立とかそういう面がクローズアップしてくる。それから、アメリカ自体がもう財政的に非常に窮屈な、困難な国になつております。いつまでもたかさんの軍隊を外国に派遣するなんということはできないだろうと思ひます。それにかわつてどうすればいいかという、早く国連の平和の仕組みというものをきちんとしていくことが大事ではないかと思ひますが、この点はいかがでしょうか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 私、国連による平和がどのように実現されるべきだということについてはもっと多くの論議が必要だと思ひます。なぜかといいますと、国連が仮に今の七章のもので最終的には軍事的措置による強制行動、それをとつたとしても、それで実現できるものは、相手はだれなのかというのを考えますと、それなかなかなる能力ではあり得ないわけがございします。そういうことを考えますと、国連の中で、国

連の立場からして、第一義的に平和的解決を追求することを義務づけているというそのことを守りながら、軍事的行動というふうなものの前にもつと幾つかの、実際にだれの目から見ても公正なそういった決着がつけられるような場、それを国際世論で支えていくというそのメカニズムが強化されなければならぬと思ひます。それはいろいろな国連の機関にも分かれておりますし、またヨーロッパのE.C.の中にあるようなあいつた組織にもそういうことを期待することができるとも思ひません。

確かに、冷戦の構造は変わりましたからこれに見合うようなものを、国連を含んでそれを考えていかなければならぬと思ひます。直ちに軍事的に強い国連というふうな考え方はとることができないと思ひます。それは客観的に見てもそうだと思いますし、また、我が憲法の立場からはそれとれないことだと思つております。

○田淵哲也君 国連憲章にうたわれた理念も決して武力偏重ではありません。武力を行使するのはもつと本当に最後の手段としてあるわけですから、最後の手段としてそういうものがバックになつていくなかなか世界の秩序というものは保たれません。

日本のような比較的人種もほぼ単一であるし、平和で社会的にも落ちついたところでも、やっぱり警察がなければ社会の治安は保たれないのと同じなんです。個人個人、みんな私はほとんどの人が立派な平和的な人だと思ひますけれども、それでも法律を守るためには警察が必要である。だから、国際社会で法秩序を守るには、やっぱり国連が最終的には武力も行使し得るということがないとなんか思ひます。

それで、私は、今回のPKO法案の賛否が分かれておるのも湾岸戦争に対する評価、これに対する考え方の相違と全く一致しておると思ひます。湾岸戦争に対する評価、これはいろいろ賛否はあるでしょうけれども、これはどう考えられますか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) もちろん侵略行為を許すことはできない。それは確かです。ですけれども、国連は武力、あいつた集団的自衛権による多国軍、あれは国連軍でもないわけですから、そういうところへ行くと幾つもの平和的解決の手段を要求しているわけがございします。それを、とてもそういうことが待てないで、そしてあつた軍事行動に出、そして非戦闘員を含む多大の犠牲を出したということについては、私もまああの戦争に参加しなかつた、あそこへ要員を出さなかつた、そのことを全く恥じる必要はないだろうと思つております。

○田淵哲也君 私は、湾岸戦争の問題点はいっぱいあると思ひます。ただ、これは比較の問題でして、もし国際社会があつた行動をとらなくていまだにイラクがクウェートを支配し続ける、あるいはその脅威がサウジとかほかのところにも及んでいく、そういう状態と比較した場合にどつちがよかつたかということを考えなければならぬと思ひます。私は、湾岸戦争はやっぱり多国軍という形で国連軍ではない、だから非常に危険性ははらんでおります。それぞの国の思惑で軍隊が勝手に走り出すという危険性もないではない。そういう問題はありますが、私は大きな評価をすべきだと思ひます。

一つは、国際正義と秩序をとにかくもとに戻した、破つたものをとに戻した。それからもう一つは、あれがこれからの第二のフセイン、第三のフセインのような存在があらわれた場合の抑止力になることは間違いないが、またあつたことをすれば、国連が決議をして、今度は多国軍じゃなく国連軍になるかも知れません。この抑止力というのは非常に大事でありまして、私はそういう意味では問題があることは承知しつつも、やはり国際秩序、平和秩序の確立という面からは評価すべき点が多いと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 私は、ああい

う形で問題が軍事的に解決されたというそのことがもし正義と秩序に基づくということを非常に普遍的な意味で考えるならば、それではあの侵略を行つたのもっとと大國であつた場合はどうなのか、そういうことを考えますと、その境界というものは非常に明白なんじゃないかと思ひます。そうであるならば、それは中小國あるいは開發途上國、そういうところにはあの形で、ともかく事は短期間でおさまつたということでございますけれども、そのときそのときに適用されるそのやり方が違つてくるということも思ひざるを得ないのでございます。そこに私は軍事的な解決による大きな正義の上の限界があるんじゃないかとどうして思ひざるを得ないわけでございます。

したがいまして、あれは少なくとも國際世論をやつぱり引き裂いたものではなかつたかと思ひます。それは経済的な、私どもは経済的な制裁を続けるべきだという意見はたくさんあつたわけでございます。しかし、その論議とかそういうものが國連總會とかそういうところでもつと議論を尽くさないで、そして非常に早い、手の早い、実に巧みな外交でございまして、あのやり方でやられれば、いかなる國も口出しができないというそのようなプレッシャーのもとであつたことが行われたということには遺憾に思ひます。

また、もつと平和的な手段、少なくとも経済的な手段、そういうものをもつと尽くすべきではなかつたか、私はそう思つております。

○田淵哲也君 私がい上げたいのは、やはり憲法に定められたような國際社会をつくるための現実的手段をどうするかということなんです。そのためにはやつぱり國連を中心とした平和維持のための活動、これは軍事面ばかりでもありません。平和的な説得も含めあらゆる手段を含めて、そして最終的には軍事的な手段も残しながら、國連というものをどのようにつくり上げていくかということが大事ではないかと思ひますね。

その意味で、このPKO法案も國連の仕事の中のごく一部です。すべてではありません。

部に我々が力をかそう、お手伝いをしようというので、非常にやつぱり重大だと思ひますね。残念ながら今までの日本の平和は、米ソの猛烈な軍備競争、それからまかり間違えば大戦争になる危険の上で、幸い日本が幸運な地位を占めて平和が保たれた。言うならば火薬庫の上で昼寝しておるようなものです。いつ爆発するかわからない。そういう平和では我々は満足できません。やつぱり憲法に書いてあるような、法と正義を基調とするような國際社会をつくらなくてはならない。

その方法は、我々が立派な憲法を持つていゝとやうだけではやつぱりだめだと思ひますね。やつぱり國際社会における具体的な行動がなければだめだ。だから、PKOに参加するののもその一環であるという考え方だと思ひます。その意味では私はこの問題を考えないといかぬと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 私たちは対案を出してありますけれども、その中で私どもはPKOには大いに参加するのでございます。非軍事部門、文民の力で参加したい、その道を私どもは対案の中で探つたつもりでございます。平和を担保するのがどうしてストリートに軍事的な問題に結びついていくんでしょうか。その考えでいる限り、私はやはり恐怖の上の力の均衡ということ最終的には求めざるを得ないというふうに思ひうわけでございます。

ですけれども、もう一つ別の方向もあるわけでございます。例えば軍縮を進めていくとか、武器の製造とか武器の移転を制限していくとか、その方のごときはほとんどレッセフェールで行われてきたというのが現実でございます。私は、そちらをもつと私どもが力を尽くさない限り、また大國の人たちにもわかつてもらわれない限り、また平和は来ないし、そしてその大國が自分の武器を売り込んだところを後から攻撃をするという、マツチポンプのような非常にナンセンスなことを多くの民衆の犠牲の上にやつていく、この構図をぜひ反省したいし、改めなければならぬ、こう思ひうわけでございます。

○田淵哲也君 私は、確かに軍縮も大事です。ただ、軍縮を進めるのも軍縮軍縮と言だけでは進みません。

世界的にこれから軍縮を進める道は、まずアメリカとソ連は持ち過ぎるぐらい持つていゝわけですから、これは双方が話し合つて削つていけばいい。ところが、現在アジアの諸國はむしろ軍拡をやつていゝ。前年比二けた台の軍拡をやつておる。これはなぜかという、確かに東西の対立は終つたけれども、人間の歴史をたどつてみると戦争の歴史なんです、悲しいことに。そして、その原因はいっぱいあります。イデオロギー対立もその一つにすぎません。

そのほか領土問題、資源問題、民族的対立、宗教的対立、経済問題、こういう問題がこれからどんどん起つてくるわけですね。だから各國は軍拡を、軍備競争というのをやるわけ、これを防ぐ道は、私はやつぱり國連を強化して、國連憲章による平和の仕組みというのは、一方では個別國家の武力行使を慎むことが一つです。もう一つは、それにかわつて國連が平和維持機能を果たすことなんです。

だから、個別國家の軍備を縮小するかわりに國連が安全保障の大きな役割を果たしなすよう、各國の共同行動でそういうことを果たしなすよう、こういう仕組みをつくらないと、私は今軍拡をやつていゝ國に軍縮を説いたつてそう簡単にやらないと思ひます。やつぱり自分の國を守るのが大事ですから。國連がそれだけの信頼性を持たない限り個別國家の軍縮は進まないと思ひますね。だから、我々が國連の仕事に協力するといゝのはやつぱり將來の世界的な軍縮を進めるための一つの手段だと思ひますが、いかがでしようか。

○委員以外の議員(久保田真苗君) 確かに共同の行動をとるといゝことは一つの大きい流れであるかも知れません。私もそう思ひました状態であるといゝことは、今の個別國家の争いがあるといゝことよりは大変望ましいことだと思ひます。しか

し、その形で國連を動かしていくのはそれじやだれなのか、だれに対してそうしたものが本當に公平に使われるのかといゝことに對して、開發途上國にかなり疑念があるといゝことも事実だと私は思ひます。

それは、そうした共同行動が例えば今の七章のものと國連軍であつたとして、仮にその國連軍が今ある大國に勝つるものでしようか。もしかしてもっと小さい國にも勝つないかもしれない。そういうことがあると思ひます。また、その中でおのずから一つのリーダー格の者が出てきて、そしてその戰略によつて不平を持つといゝ國も出てくるといゝことがあるかもしれない。

でございますから、私は安保理のような小さいところでやらないで、もつと大きいフォーラムでこういうことを徹底的にやるべきだといゝふうん言つていゝわけでございます。おさまつてもおさまらなくてもそのプロセスを経ないといゝことは実にアンフェアなことだと思つております。

先生の御意見に私、十分答えたかちよつとわからないんですが、またその意味で一つの軍事行動を最終的にはといゝことでございませうけれども、それ以外の選取肢といゝものをふやすといゝことに力を入れなすやらないんじゃないか。例えば國際司法裁判所ですとかそれから人權委員會ですとか、お笑いになつていゝようですけれども、國の中ではリンチとか死刑といゝものは禁じられていゝんです。それは法の支配が力の支配を乗り越えていゝ、それが國の中では当たり前なんじやございませうか。でも、國際社会ではそうではない。一日も早くそういうところへたどり着くべきだと思ひます。

○田淵哲也君 時間がなくなりましたけれども、一つだけ申し上げておきます。

國連に対していろいろ問題があることも、これは私も認めます。しかし、日本も國連の一員なんです。あるいは國連に物さしお金を出して支えていゝ國なんです。だから國連を、やつぱり問題があるならそれをよくしていく、そして普遍的な

ものにしていく、權威にしていこうということが大事だと思ふんですね。国連に対して不信感があるからだめだということでは何も進まないんじゃないかと思ひます。

以上、私の意見を申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 私は、お尋ねする前に次のことをはっきり申し上げておきます。

私は、沖縄に生まれ、沖縄に育ち、沖縄戦に巻き込まれて、奇跡的に生き延びて今日を得ております。

〔委員長退席、理事岡野裕君着席〕

ですから、戦争のむごたらしさ、悪魔さ、米軍の暴虐、日本軍の残虐性、すべて私はこの目で見て体験しております。そのことを前提にして、次のことを私はお尋ねします。

まず、外務大臣は連日外国を回っておられていろいろと感想を述べておられますので、次のことを尋ねたいと思ひます。

その国のいい政治ということは、外交と内政の調和の問題、そしてまた次にこういうことをよく聞かれます。我が国は経済大国、世界に優位であるが、世界の先進国に比べて福祉が非常に立ちおくれておるといふことをよく私は聞かれます。すなわち、経済大国ではあるが福祉劣国、福祉面においては先進国に比較して最も劣っておると聞かれますが、私もそう思っております。そのことを、外務大臣は私のこの質問に対してどうお感じでしょうか、お聞かせ願ひたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私は、先進国の中では日本の福祉は非常にいい方の一つだと思ひます。年金制度にしても、医療制度にいたしましても、国の名前を言っちゃ申しわけないから言いませんが、一番すぐれておる。したがって、この五十年の間に寿命が世界一長くなったのはその証拠でございます。

○喜屋武眞榮君 福祉面はどうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それが福祉の話でしょう。福祉でしょう、ウェルフェア、違ひます。

か。

○喜屋武眞榮君 はい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) だから、お答えをしたつもりなんですがね。

○喜屋武眞榮君 私は、我が国の国際貢献の問題を考える場合には、自衛隊の、海外派兵でさきの大戦の際に日本政府が我が国民及び近隣諸国に対して多大な犠牲を強いた結果発生したもう一つの戦後処理問題をまず優先して解決、処理すべきであると思ひます。

外に対しては、いわゆる従軍慰安婦の問題、サハリン残留韓国・朝鮮人の問題、台湾出身元日本兵の問題等がございます。内に対しては、被爆者援護法の問題、また我が沖縄県における厚生年金の格差問題、戦争マラリアの問題、遺骨収集の問題、不発弾処理の問題。中でも最大の問題は、米軍占領の結果、強制的に取り上げられ、その後日本政府が日米安保条約の名のもとに米軍の自由使用を追認し、そうして積極的に提供しておる沖縄米軍基地の問題等があります。

ことしは復帰二十年、政府におきましても沖縄におきましても復帰二十年に向けて数々の行事が計画されておるようでありますが、国内の戦後処理問題である被爆者援護法に対してはどのように考えておられるか。また、沖縄のもう一つの現状においても、米軍の専用基地の七四％が沖縄に温存されておる。その重圧のもとに、空からも海からも陸からも生命と人権を抑圧されつつ、復帰二十年といえども毎日毎日そのような重圧を受けておる現状であります。このことに対して総理はいかがお考えでしょうか。

〔理事岡野裕君退席、委員長着席〕

○国務大臣(山下徳夫君) ただいま具体的な御質問でございますが、私の所管でございますから私からお答えをいたします。

おっしゃるとおり、この沖縄地区における方々については、いろんな面で大変お気の毒なことは私も十分承知をいたしております。ただいま御質問の中にもございましたが、野党からも被爆者援

護法案が提案されております。これは、一つは原爆死没者の遺族に対しての補償、もう一つは被爆者全員に障害の有無にかかわらず年金を支給すること、このような内容になっております。

そこで、原爆の放射能も何もない健康な人方今まで全部これらの補償を行うということは、今日までやってまいりました一般の戦災者との均衡がとれなくなるといふことで、いろんな種類がございますものから、そういったことを見ながらできるだけのことはやってきたつもりでございます。

もう一つの問題は、被爆当時から既にもう半世紀近くたっております、したがって、今日この死没者の状況とかあるいは遺族関係の確認ということが非常に難しくなっております、これを一つの物差しでもってやるような、そういった法律によってこれをやるということは非常に困難な状態であるといふことをひとつどうか御認識いただきたいと思います。

それから、健康被害の全くない人に年金を支給する、これも今申し上げました戦争の犠牲者に対してあらゆる面であらゆる措置をとっておりますが、そういったものの均衡を著しく害するといふことではなかなか御期待に沿うわけにはいかないわけでございます。

いずれにいたしましても、被爆者の保健、医療、福祉等につきましては、今後とも誠心誠意を持ってやってまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 総理にも御答弁をお願いしたいんですが、次のお尋ねによつて答えてください。

三度目の正直という言葉がござりますが、総理は、沖縄にお伺いして県民に慰めでしょうか、お礼でありましょうか、何かとなく沖縄に行つて県民に会つて話したいといふことを二度にわたつて私におっしゃいましたね。それで、私は三度目の正直という言葉を使いました。間違ひなくおいでくださるでしょうか。まずそのことから。

○国務大臣(宮澤喜一君) そのように考えております。

喜屋武委員には前にも申し上げておりますけれども、沖縄の方々には戦争中に表現しがたい苦難をおかけいたしましたし、戦後、今日我が国がこのような安全を保っていることについて沖縄県民の御協力に負うところは多いと私は考えております。二十年を迎えますが、そして新しい振興開発計画をいたしますけれども、まだ、ただいまお触れになりましたような幾つかの問題について、沖縄の方々の立場からいへば十分な解決が図られていないといふことで、私も、沖縄であるがゆえに何とかして解決の道はないものかと、関係閣僚にも実はお願いもし、奮励をされているような内情でございますが、そういうこともやりながら、いづれ私も現地に伺わなければならないといふことを考えております。

○喜屋武眞榮君 お気持ちはよく伺ひしました。

それで、御参考までに次のことを申し上げます。もしおいでいただくとしたら、この五月十五日は復帰二十年の日に当たっておりますので、日本政府とされても、あるいは日本の民間の団体とされても、また沖縄県としても、いろいろの二十年の行事がございます。

それで、私も既に国からも県知事からも案内をちようだいしておりますが、その返事をこの前求められておりましたので、何と申しましてこの喜屋武は、現地沖縄に五月十五日はおるべきと、こう決意しまして、五月十五日は沖縄県の行事に参加すると、こう申し上げた次第であります。この五月十五日。次に、六月二十三日が、連日語られております慰霊の日、いわゆる平和の日でございます。次に、十一月三日は、例の首里城が復元して、そして首里城内に伝統文化の正殿が復元しまして、その落成記念祝賀会が、記念式典がございます。その他も結構でありますけれども、御参考までにこの三つを一応御検討いただいて、ぜひお願いをいたしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) ありがとうございます。

す。

五月十五日は御承知のように東京でも米国から副大統領も見えまして式典をいたしたいと考えておりますが、実は私が思っておりますのは、先ほども申しましたような幾つか懸案をいただいておりますわけでございまして、それが、年金にいたしましても、今までの年金の法律の中では、厚生大臣がいろいろ御苦労をいただいておりますのでございまして、うまい答えが出ませんし、マリアのこともまだ事実関係も調査が進んでおりませんし、これがほかのことでございまして、もう、どうもこれはやりようがございまして、申し上げたいところなんです、沖縄の方ですから何とかならないかなというのでみんな、関係者一同いろいろ苦労しておるところでございます。正直を申し上げます。

ですから、そういうことでも少し整いますと伺いまして、何う方の立場もよろしいんですけれども、なかなか問題が片づかないものでございまして、それを実はいろいろに苦労をいただいているところと、お察しをいただきたいと思います。

○喜屋武眞榮君 大変失礼と思いますが、皆さんのお願いを込めて握手をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

次に、社会党のカンボジア調査団が、UNTA Cのサドリ特別代表代理と会談したところ、平和維持軍の中でも、兵たん、工兵、通信、輸送、医療部門であれば文民組織による代替が可能であり、即応性、完全装備、安全性さえ確保できればよいとの回答を得たと聞きます。政府は、カンボジアのシアヌークSNC議長やフン・セン・ブノンベン政府首相が自衛隊のUNTA C軍事部門への参加を歓迎する発言をしたことを理由に、もはや非軍事、民生、文民によるカンボジア貢献は無用であるかのような論理を展開し続けています。が、国連の側もPKFへの自衛隊参加だけが日本のPKO協力であるという立場をとっているわけ

ではございません。

それにもかかわらず、政府はなぜ、PKO法案が成立しなくては文民の派遣ができないと言いつ張り、今すぐにでもできる貢献までもやろうとしないのであるまいでしょうか。もはや文民による国際貢献は意味がないのでありましようか。宮澤総理は今のことに關していかがお考えでしようか、お尋ねします。

○國務大臣(宮澤喜一君) それは昨日以来何度もお答えを申し上げておるところでございますけれども、財政的な貢献も決して、これは納税者の負担でやることでございますから軽々しく考えていいことではございませんけれども、やはりそれなりに、我々なりに憲法の許される範囲で汗を流して、他の国々の人々と一緒に国連の平和維持活動に協力をすべきではないか、こう考えております。しかも平和維持協力活動というものは、実はかなり専門的な組織的な、また地域によりましてはいわゆるロジスティックスの面をちゃんといたしませんとなかなか簡単でないというような面を持つておりますのでございますから、このような法案を御審議願っておるわけでございます。

○委員長(下条進一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、来る十一日午前十時に委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

平成四年五月十三日印刷

平成四年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局